

判金五枚 石井流太鼓 京都 石井仁兵衛
 三人扶持 金春流太鼓 江戸 金春傳藏
 小判二十兩 觀世流小鼓 江戸 觀世辰之助
 八人扶持 一噌流笛 京都 山本甚右衛門
 判金五枚 寶生流ワキ 江戸 尾上新右衛門
 判金四枚 森田流笛 京都 杉彌兵衛
 判金四枚 寶生流ツレ 江戸 松井十左衛門
 判金四枚 觀世流太鼓 京都 小寺彦四郎
 判金四枚 葛野流太鼓 江戸 中田萬三郎
 判金四枚 觀世流小鼓 江戸 中林山三郎
 判金三枚 觀世流太鼓 京都 小寺五左衛門
 判金三枚 金春流ワキ 京都 春藤六郎助
 判金三枚 金春流後見 京都 加藤勘藏
 判金三枚 幸五郎次郎流 京都 糟谷傳次郎
 小判 寶生流後見役 江戸 松林小三郎

判金二枚 寶生流ワキ 京都 山田覺右衛門
 判金二枚 高安流ワキ 京都 岡次郎右衛門
 判金二枚 幸五郎次郎流 京都 北村安之助
 判金二枚 金春流大鼓 江戸 齋田恒之助
 判金二枚 幸小左衛門流 京都 糟谷宇左衛門
 判金二枚 金春流太鼓 江戸 里村半三郎
 判金二枚 金春流地謠 京都 松田熊次郎
 判金二枚 一噌流笛 江戸 嶋田九十郎
 判金二枚 金春流ツレ 京都 武部常次郎
 判金二枚 春藤流ワキ 京都 山本恒三郎
 判金二枚 寶生流ツレ 江戸 松井左一郎
 小判貳拾兩 寶生流地謠 江戸 松林錦之助
 小判十五兩 寶生流ワキ 江戸 山田守次郎
 五人扶持 寶生流ワキ 金澤 柳川全作

見

町役者

脇方

七人扶持 春藤流 竹中甚助
 三人扶持 寶生流 野村蘭作
 三人扶持 進藤流 金堂森之助
 寶生流 野村安之助
 進藤流 美濃屋長作
 進藤流 能登屋太作
 春藤流 大浦屋太右衛門
 春藤流 井筒屋平右衛門
 春藤流 紺屋次助
 春藤流 若林屋安左衛門
 寶生流 木屋信之助
 寶生流 泉屋茂助
 春藤流 丸嶋屋善左衛門
 春藤流 袴屋又三郎
 寶生流 井崎屋彦三郎

春藤流 中條屋紋之助
 觀世流 知明屋九六
 小左衛門流 太田屋宗次郎
 小左衛門流 敦賀屋市兵衛
 觀世流 越中屋作次郎
 小左衛門流 紺屋與市郎
 小左衛門流 中嶋屋長次郎

大鼓方
 五人扶持 石井流 小杉治三郎
 五人扶持 金春流 敷村清藏
 三人扶持 葛野流 飯嶋六之佐
 石井流 小杉六三郎
 金春流 土屋永太郎
 太鼓方
 金春流 竹内與五平
 觀世流 豐田太良左衛門

見

觀世流	中嶋勇吉	森田流	京屋百太郎
金春流	刀屋金作	一噌流	綿屋常藏
寶生流	紺屋康助	一噌流	宮保屋平吉
寶生流	鎗屋九右衛門	觀世流	井筒屋逸吉
寶生流	疊屋理三郎	觀世流	中林兵二
進藤流	のゝ市屋長九郎	狂言方	
寶生流	清水屋半之助	三人扶持	大藏流 日置長左衛門
春藤流	能登屋茂三郎		大藏流 古澤幸助
進藤流	堀屋壽助		和泉流 野口次郎助
進藤流	越中屋門次		和泉流 野村万藏
進藤流	相木屋徳十郎		大藏流 日置三次
笛方			大藏流 古澤恒之丞
三人扶持	森田流 鷺田市十郎		大藏流 鶴來屋庄吉
	一噌流 藤田多嘉藏		大藏流 大場屋久作
三人扶持	森田流 水野與二郎		和泉流 疊屋九郎兵衛
	森田流 紙屋甚藏		大藏流 越中屋理右衛門
	一噌流 嶋屋藤藏		大藏流 越中屋勘次郎

和泉流	小出屋久五郎	觀世流	湯淺溪吉
大藏流	山崎屋久次郎	觀世流	紙屋善右衛門
大藏流	小川屋三五	大藏流	黒川屋重太郎
大藏流	古澤屋桂次郎	和泉流	八田屋與十郎
森田流	鏡屋重次郎	大藏流	二日市屋甚作
森田流	鷺田全五郎	大藏流	袴屋喜太郎
小鼓方		大藏流	越中屋五良作
三人扶持	小左衛門流 後東八郎兵衛	大藏流	須川屋太郎次
三人扶持	觀世流 湯淺平次	和泉流	能瀬屋駒之助
三人扶持	小左衛門流 三須清四郎		

第五款 細工人の兼藝

加賀藩に細工所ありて、武具類を製造しむたりしが、藩主綱紀のとき、これが組織を改めて、規模を擴め、繪畫・塗漆・描金・象箆などの諸藝及び木工・竹工の類を能くする者をも細工人に加へ、細工人は本藝の外に於て、能樂のシテ方を除く外、笛・大鼓・小鼓・太鼓・地謠・仕手・脇連・狂言又は裝束着け・能作り物などの中、

その一藝を兼ねしめ、兼藝に對しても、本藝と同じく俸祿を給與することは、脇方は十人扶持乃至五人扶持、拍子方は七人扶持乃至三人扶持、地謠は五人扶持乃至三人扶持にして、此の如くにして能樂を保護奨勵せり、その齊奏のとき文政九年に於ける細工者の本役兼藝は實に左の如くなりき、

一、六拾	石	兼藝	小鼓	蒔繪細工	不破源三郎
一、五拾貳	俵	同	太鼓	紙細工	北島永吉
一、五拾	俵	同	御東帶御裝束著	金具細工	村田三百介
一、五拾	俵	同	笛	繪細工	興津平助
一、五拾	俵	同	笛	蒔繪細工	山本作平
一、四拾五	俵	同	地謠	紙細工	神戸吉兵衛
一、四拾五	俵	同	脇	針細工	山川佐一郎
一、四拾五	俵	同	小鼓	漆細工	北嶋左六郎
一、四拾二	俵	同	狂言	小刀細工	高橋八左衛門
一、四拾	俵	同	狂言	小刀細工	高橋七郎平
一、三拾五	俵	同	大鼓	針細工	松本七郎大夫

一、三拾五	俵	同	笛	紙細工	渡邊與右衛門
一、三拾五	俵	同	脇	小刀細工	松原吉大夫
一、三拾五	俵	同	小鼓	針細工	山岸喜一郎
一、三拾五	俵	同	小鼓	漆細工	河崎金五郎
一、三拾五	俵	同	太鼓	研物細工	中村正五郎
一、三拾五	俵	同	地謠	漆細工	塚本新次
一、三拾	俵	同	脇	研物細工	中嶋茂左衛門
一、五人扶持	持	同	脇	繪細工	北嶋萬吉郎
一、五人扶持	持	同	太鼓	薰物細工	高林佐左衛門
一、五人扶持	持	同	小鼓	蒔繪細工	不嶋源十郎
一、五人扶持	持	同	脇	紙細工	山田勘七
一、五人扶持	持	同	笛	象眼細工	勝尾猪十郎
一、拾八	俵	同	御能作物	竹細工	松田次郎右衛門
一、拾八	俵	同	御能作物	竹細工	坪内庄右衛門
一、百	石	同	太鼓	漆細工	高林伊兵衛

一、八	拾石	同御束帶御裝束着	小刀細工	中村兵藏
一、八	拾石	同御束帶御裝束着	竹細工	山田勘助
一、八	拾石	御能作物	小刀細工	中村丈助

第六款 能役者の制裁

能役者の中若し父子不和等にて風紀を紊すの虞れある場合には、観音院の神事能に出勤することを遠慮せしめ、又は能役者の中より除名し、甚しきは其弟子をも共に除名したるにて、記録の傳ふるところに依れば、角間屋英八父子不和につき、明和五年その神事能出勤を差止め、翌六年三月能樂者を免じ、英八の弟子酢屋幸八、煙管屋覺右衛門、袴屋豊右衛門、今井屋十右衛門の四人をも除名せられ、又茶屋宗三郎はその養嗣子蘭作と不和につき、寛政四年六月蘭作を除名せられたるの類これなり。

第五節 観音院の神事能

藩主前田氏は、初め小立野尻垂坂のうへに豊臣秀吉を祀り、藩祖利家を配祀し、大坂落城の後、徳川幕府を憚り、假に山王社と號し、城内の産土神に崇めぬ。藩主利長のとき、卯辰山の一角に遷宮し、本地観音堂を造營して、これを祈禱所となし、常に堂宇を修營せり。元和元年〇一、三年、四年とすより、毎年四月朔日二日の兩日、市中各本町より神事能を献じ、俗に観音院御神事能と呼び、能樂は諸橋波吉の兩大夫これを勤め、寛文五年より狂言を加へ、寛政十年より能樂に金春流を加へ、その興行の費用及び裝束の新調などは、總べて市中の各本町へ割當してこれを徵收し、常に町會所にて裝束類を保管せり。寶曆九年三月、金澤未曾有の大火に舞臺も焼失しければ、十一月観音堂の再建稍成れるに依り、假舞臺を作り、熨斗目長社社にて囃子をなせるなど、未だ嘗て一回だも廢したることなし。この二百五十餘年間連続したる神事能も、明治二年四月の興行を以て、終焉を告げぬ。尙ほ神事能の狀は、村上氏の手記に左の如く見ゆ、

當日午前三時頃に至れば、黒闇の中を社袴着用したるもの四五人、舞臺に現はれ、箒を以て舞臺を掃き、其跡へ箱提灯を置き、復た舞臺の上に人影を見せず、其提灯を翁行燈といふ、これ神能始めの合圖なり、観音堂の外陣には、町奉行等町會所の重立ちたる役人等、社袴着用して列座し、柵内即ち内陣には、観覧人等皆社袴着用にて坐し、白洲の左右には、藩の割場組の足輕數人、檜の六尺棒を持ち、嚴重に警固し、場中非常を警む、又捕亡吏數人、腰に赤房又は他の色房の十手を帶し、晝夜各處を徘徊して監視す、神能終れるとき、五佛堂の前に盜賊改方奉行其他附屬の役人、捕亡吏等、イガラ棒サス股、檜木棒に手錠を結びつけ、野裝束の押丁小者に至るまで整列す、能役者は、今の十二時頃より、観音院に登る、其出立は各自挾箱を持たせ、箱提灯をともし、社袴を着用す、挾箱の中には、樂屋にて食する辨當竹筒及着替の衣服の類を入れる、

観音堂の左右は、本堂まで數基の臺提灯をともし、町會所よりは、着用の能裝束を入れたる白木の長持幾棹となく、荷ひ込む、其長持には、町會所と書き記せり、

見物人は、前日の日暮頃より、子女の兩手を引き、竹筒重箱等を携へて、能樂場に入る、今の午前三時頃、すでに場に滿つ、場中の燈光は、各處に大なる提灯二三を吊り、提灯に大櫻、蓮池、本町等の文字を書きて、其場割を示すのみにて、眞の暗に同じ、見物人は、謠曲を好むもの多き故に、大聲にて思ひくゝに、諷ひ、茶、生菓子、蜜柑、棒飴、炬等を商ふもの、人の肩を越して行く、

午前三時過、舞臺の上の翁提灯が引き込めらるゝと、観覽場は、彼處此處に度々拍手の音聞え、其拍手の音に、酔臥者も上戸輩も目を覺まし、行儀を整へ、頓て樂屋中に、笛太鼓、大小の調理の音起れば、動搖したる場中水を打ちたる如し、

大櫻、蓮池の兩棧敷券のみは、金錢を要し、十間町宿屋加登屋庄次郎方又は南町中屋向塗師屋平松屋方より、前以て買受くるなり、

又近江町邊の人、竹筒、重箱を携へて、能觀かたゞ出で來るも、其棧敷は舞臺と隔離するにより、音曲も聞えず、故に朝の中より酒肴に親しみ、只人形を見るが如き故に、其棧敷を豊槽といへり、

諸橋波吉は、別格の家にて、神事能にも朔日の翁並に高砂は、諸橋氏に限り



能事神



の院音觀

相勤る、朔日三番目は波吉氏勤る例なり、其他脇師又打方等にも御扶持多くあり、惣じて御手役者と呼べり、此藝道人を以て勤る神能にて、惣取締は町奉行の支配也、神能の事ゆゑ、一句一字の誤謠絶句等にも、翌日身分伺を申立る程也、去年観音院の隣寺寶泉坊より神能當日出火、正十二時頃火焰を燃し、折しも松風の三番目よせては返る高尾波といふ處なりし、火の子四散し、舞臺は愚か、白洲上へしきりと火の子の落下し、物凄き時にも、卒に神能を中止せずして鎮火せり、

藩主前田家又は能大夫兩家の中に不幸あるとき、神事能をば、囃子狂言又は仕舞囃子に止め、若くは興行を延期したるにて、記録に據れば、延寶三年四月、市十郎疱瘡を病むに依り、元祿七年四月、波吉死去に依り、何れも囃子狂言に止め、正徳五年四月、兩大夫ども忌中に依り、長上下にて仕舞囃子に止め、寶曆九年三月二十三日、勢之助宗長庶子卒去に依り、四日の間神事能を延期せられたり、

〔考〕

○観音院神事能由來

観音院別山來書に云、當社草創の初元和三年に、利常卿小君天徳夫人観音堂御建立、客殿庫裏廻等、利常卿造營被仰付、同年十月不殘成就、依之御子千勝君御參宮被爲、在其日祭禮能可勤旨、御沙汰有之、三日、四日の兩日興行す、翌年より四月朔日、二日の兩日に可勤旨被仰出、興行仕山舊記に有之とあり、是當社神事能の濫觴なりといへり、三州奇談には、利常卿の御二男千勝君と申は、天徳院殿の御腹にて、上下の尊敬殊に重かりしかば、元和三年十一月朔日、千勝君卯辰山観音院の山王權現へ御參宮あり、観音堂の椽へ上らせ給ひて御休息あり、御歳三四才なりしが、其比、町方より多く參詣せしを見やり給ひ、殊に御機嫌をはからひ、御伽に小謠など謠ひし子供も有けるに、甚悦び、歸館し給ふをば、観音院の住持を初め、町中の人々も、殊の外難有けり、翌二日三日の兩日、此祝として、町中より集りて囃子を興行せしに、御城にも満足に思召て、餅米二十俵と小豆三俵下されたり、是神事能の起原にて、翌年より四月朔日、二日を興行日と定め、市在一統見物を命ぜられ、興行に付ての諸入費は、町役となしたり、故に本町には、棧敷渡りて見物す、波吉諸橋兩家の能大夫を初め、町中よりも、堪能の者共扶持米を賜り、興行の役者を勤けり、此興行能若し故障有て延引する時は、必ず國君に凶事有と云傳へりとぞ、三州志願註にも、観音院祭禮の散樂は、元和三年十一月二日、三日興行を命ぜらる、是起原なり、今枝直方筆記に、山王社は天徳院の産神にて、諸公子誕生ニ付、向山に勸請、宮參の儀あり、四月兩日の神祭なる散樂も、山王の祭樂なりといへり、

第六節 能舞臺

藩政のとき、能舞臺は城内及び金谷殿巽新殿、觀音院などに在る外、東馬場の波吉氏、三構の諸橋氏、上堤町の野村氏の各邸内にも在りて、往々興行能を催はし、大身の士も亦邸内に舞臺を設けて、練習に用ゐ、又弘化三年五月、竹田權兵衛始めて木ノ新保荒町光專寺の隣地に舞臺を作り、興行能を催はしぬ、これらの舞臺は、廢藩の際、悉く毀壞したれども、明治十一年秋に至り、尾山神社、石川縣勸業博物館に舞臺を新築し、後ち安江神社及び能師佐野方などに舞臺を設け、その神社にありては、歳時神事能を張行し、博物館にては臨時能樂を催はしたるが、現今市祭などの能樂は、尾山神社に於てし、金澤能樂會は佐野方にて催はすに過ぎず。

第七節 廢藩以後の能樂

明治維新の激變は、一切の方面に大なる衝動を與へ、加賀藩にても、傳統的、暗政略に起れる能樂に執着するの必要なくして、儀式に能樂を用ゆるを止め、觀音院等の神事能を廢したるが爲に、從來の謂ゆる御手役者、及び能樂を兼藝としたる細工人も、遽かに俸祿を絶たれ、町役者の中にも、扶持に離れたるものあり、世人も亦能樂を愛賞するの餘裕漸く薄らぎ、骨董商の店頭に、大鼓、小鼓、太鼓の類多く列ねられて、捨賣の價なれども、之を買ふものさへ無かりき、當時囃子方の中にて、江戸より來り居れる御手役者の中、大鼓方金春傳藏、仕手方松林小三郎等は歸りたれど、大鼓方中田豐喜は留りぬ、又當時斯界に名を成せるものは、仕手方の諸橋權之進、波吉甚次郎、脇方の竹中俊太郎、野村蘭作、及び太鼓の藤本長左衛門、中嶋勇吉、大鼓の飯嶋六之助、小杉了助、小鼓の後東八郎、兵衛湯淺平次、笛の水野與二郎、藤田多賀藏、嶋田摩佐喜、狂言方の野村萬藏等にして、その他尙多く、其中には、間、悲惨の生活をなせるものありき、既にして甚次郎は名を宮門と改め、權之進は相馬勝之と稱し、宮門は東京

に往き、野村蘭作の三男安之助は、家元分家の後を繼ぎて寶生氏を稱し、後名を嘉内と改め、京都に往き、東京に移りぬ。今の家元寶生重英は其實子なり、既にして大鼓の小杉六三郎、太鼓の安江吉平、笛の水野與二郎、藤田多賀藏、狂言方の野村萬藏、野村與作、高嶋彌五郎等は東京に往き、笛の嶋田摩佐喜は佐渡に往き、小鼓の湯淺溪吉は東京に往きて、小鼓觀世流家元の跡を繼ぐ。此の如くにして、金澤の能樂は大いに衰退したれども、囃子方の中には、父より口傳を受け、奥儀を傳へられ、今尙ほ其妙技を稱へらるゝものあり、佐野吉之助は勝之の衣鉢を繼承し、更に寶生九郎の指示を受け、小竹才六は波吉八音の高弟、後藤吉右衛門に業を肆ひて、技大に進み、二人共に聲名ありき、其他嘗て寶生紫雪の指導を受けたる林樹八郎あり、東京にて巳野松五郎に師事せる石橋和平あり、此二人は小原芳二、上條孫右衛門、釜谷清次郎等と共に、謠手として一時の泰斗と稱せられき、明治三十三年、吉之助は私資を抛ちて自宅に舞臺を作り、以て演技に資し、翌三十四年同志者と協賛して金澤能樂會を起し、一切の演技を行ひ、以て能樂の維持振興を圖り、爾來或は袴能に、或は裝束能に、回を重ねる三百餘、寶生流能樂の定期興行は、全國の中、金澤あるのみ、

芝居

最初の芝居

芝居の盛行

第十七章 芝居

第一節 最初の芝居

第一款 芝居の盛行

芝居即ち歌舞伎は、猿若舞などより胚胎し、鉢叩きの風を交へ、これに新規の手を加へたるものなりといふ、慶長八年、出雲の巫女お國といふもの、京都に出で、興行せしより、歌舞伎の業大いに諸國に傳播し、女の歌舞伎、若衆の歌舞伎は、盛んに諸國に流行し、慶長十六七年の頃、歌舞伎舞踊を業とするもの、他國より金澤に入り來れるにや、當時令して、その徒輩に一切宿貸すことを禁せられたり、されど元和の初頃より、その禁令漸く弛び、御荷川川、今、水の川、綠香林坊の邊に、女歌舞伎の座を設け、役者は上方より來れるお吉、鹽竈、十五夜の三人を筆頭とし、一行總て三十人許にして、世人はその三人の容姿の艶麗なるを稱して、楊貴妃、李夫人、勾當内侍といへり、皆兵庫番に前髪を立て、朱鞘又は梅華皮鞘の兩刀に、金銀透しの鍔を用る、真紅の下げ緒を裝ひ、印籠巾

着を帯び、若衆の艶なる姿態に扮装して狂言をなし、舞ひ踊りしかば、藩主前田氏の子女及び城内の奥女中、大身の士女までもこれを賞観し、その日の興行終れば、藩士のうち駕籠を發して、その邸内に迎へ、一夕の歡樂を盡し、種々の纏頭を與ふるもあり、其他、宇右衛門、雅樂之助は、淨瑠璃操つり芝居を、喜太夫、孫太夫などは能操つりを、藤枝藏人は若衆歌舞伎を、磯之助は薩摩節を、金太夫は投げ節などを興行し、寛永の頃に至るまで、その盛を極めたる由にて、淺野川筋にも歌舞伎座ありきとの説あり、恐らくこれらは金澤に於ける芝居の權輿にして、金澤俳優傳説などの中に叙するところに徴すれば、當時これが爲に、淫靡の風亂倫の虞れ少からざりしを察るに足る、金澤俳優傳話に、元和三年頃、御前様、御子様方御慰の爲、淺野川、犀川兩所に芝居見物場これあり、あやつり歌舞伎品々のもの、京大坂にて名高き藝人共來り居候、中にも鬼川のなかいと川坊香林といふ所、女歌舞伎の座をたて、お吉、鹽かま、十五夜とて、三人の太夫有り、みな人これを楊貴妃、李夫人、勾當の内侍といひし由、此外に十六七はたちばかりの女、京大坂より下り居て、さまざまの藝をつくし、奥女中方御子様方は申すに及ばず、御屋敷様方、ことの外御寵愛な

され候由、それより晝七ツ時過より、右女共、おもひ／＼に御屋敷様方へ駕籠に乗りてゆき、夜中且那方御慰みになり、此も十日も二十日も前々より約定しておき候事ならでは、不時にはなか／＼手に入申さぬ程の由、中には御夫婦仲不和になり候も、これ有候由、又歌之助がじやうるりあやつり、藤枝くろうづ若衆歌舞伎、義太夫、孫太夫ほうかざい、そのすけが薩摩節、金太夫がなげぶし、數多の事にて、寛永の頃までにぎ／＼しき事、云々と見え、又三壺記の中に、

元和の初より、利光卿は大姫君および姫君方の御慰とて、金澤町中なる數ヶ所の芝居共を淺野川、犀川兩所に立ならべ、あやつり歌舞伎共を城中へ召寄せ、賜り物夥敷よし、京都大坂迄も其聞え隠れなかりしかば、藝者共追々金澤へ來りけり、犀川口鬼川の河縁に、女歌舞伎の座あり、太夫には、お吉、鹽がまに十五夜とて、三人の歌舞伎共をば、人皆これに異名を付て、楊貴妃、李夫人、勾當の内侍とぞ申ける、此外に十六七歳或は二十歳許なる女歌舞伎共、三十人許も居て、兵庫番に前髪を置き、朱鞘かいらぎ鞘の大小に、金銀すかしの鍔、真紅の下緒に、印籠巾着さげさせ、いづれも若衆の出立にて、

さまざまの躍に狂言をまじへ、貴賤男女の嫌ひもなく、札錢は灰吹のこま金三分づゝの事なれば、毎日數百人の見物なりけり、殊さら宇右衛門、雅樂之助が淨瑠璃あやつり、藤枝藏人が躍子の座、油屋與次郎が舞の座、磯之助の薩摩ぶし、金太夫がなげぶしとて、寛永の頃まで品々ありけり、

と見えたり、或は云ふ、これより先き、河原町に茶屋作右衛門といふもの、始めて芝居小屋を建て、これを役者に貸し、初日は法樂と稱して、附近の諸人に無料觀覽をなさしめ、二日目及び五節句の日の見物人の札錢を、自己の利得となし、その他を役者の收得となしぬ、町奉行これを禁止したるに、一歳を経て、作右衛門は再び犀川の河原に小屋を立て、操つり芝居を初めければ、目付衆これを咎むれば、作右衛門は藩の許可を得たるに因ると百方辯疏すれども許されず、泉野に於て火罪の刑に處せられき、これ金澤に於る芝居の濫觴にして、更に三年許を過ぎて、磯之助、金太夫などは、淨瑠璃あやつりを興行したりと、事は河原芝居傳話に、

河原町に茶屋作右衛門といふ河原者の芝居小屋を立て貸ければ、かやうの者棟梁人なり、何れの座にても、初日は法樂とて所の者はたゞ見物す、二日目には茶屋作右衛門もらいなり、其外は五節句の日の見物の札錢、また作右衛門もらいなり、斯の如くなりければ、町奉行より作右衛門へ申渡され、随分見物事も留りけり、然るに中壹年過て、犀川の河原に芝居を立て、あやつりを始めける、目付衆是を見て咎めければ、作右衛門申けるは、御兩殿へ御斷申上、御許しを蒙り仕る由申ける、其旨をば兩殿へ申上候處、兩殿とも終に其沙汰もなし、作右衛門大なる僞申事、押領至極なりとて、泉野において火罪に行はれたり、依之其後は芝居見物の品々は止たりけり、然るに其間三年程過て、縁引を以て御詫申上、薩摩磯之助、金太夫一類など集りて、犀川に淨瑠璃あやつりを初めけり、一兩年も立つ内に、四月十四日の火災に、町中も立替りて、犀川の河原方地もなく、屋敷に渡され、芝居のある地内も、龍圓寺へ貳千歩屋敷に渡り、金太夫は龍圓寺に借屋して居たる所へ参り、三十日もあやつりを致しけれど、其後は追付悉く退散して、いつともなく金澤にあやつりの場は止にけりと三壺記に見ゆ、今按に、四月十四日の火災は寛永八年なり、又寛永九年の前年より金澤犀川に若衆歌舞伎の座あり、其狂言にはやしものあり、はんま千鳥が友呼聲か、ちりくやちりく、如

此はやす事有ければ、上下老若聞ならふて口すさむなどいへる事を載せたり、寛永時代の金澤の景氣、かゝる事共にて知られたり、と見えたり、要するに、金澤にて芝居の始めて行はれしは、元和寛永の交にして、明暦二年八月、江戸の歌舞伎日向太夫金澤に來り、東本願寺末寺に芝居を構へて興行せるに、諸人群集せりと、趣、武家昆目集に見ゆ、當時の芝居小屋は、繩括りにして、藁にて屋根を葺き、簀簾にて圍ひたりきといふ、

芝居の
禁止

第二款 芝居の禁止

その頃、芝居小屋へは、藩の武士及び抱えの相撲者などが、札錢なしにて入り、縦まゝに觀覽したれば、家中及び若徒は、これに似せて、札錢なしに觀覽せんことを強請して止まざりければ、歩士衆に頼み、鼠戸にありて偵檢し、若し似せたる若徒なれば、これを追ひ拂へり、鼠戸に於て辱しめられたる徒輩は、怒りて刀脇差を抜いで振り廻はし、座中を騒がせて立ち去ること屢次にして、恠我人も多く出でければ、寛永十四年四月、治安のために芝居などを制禁せられたり、されど尙この制禁を犯して芝居を興行するものありしかば、寛文

四年、更に禁令を發したれど、藩主綱紀のとき、延寶元年、五枚町の大坂屋善兵衛は、歌舞伎狂言をなすものを招き、寺院の境内にて興行したる科によりて、斬刑に處せられたることありき、

第二節 芝居の再行

第一款 木遣狂言と芝居

安永四年八月、藩の許可を得て春日社○今、小境内及び宮腰金石にて、淨瑠璃芝居を興行するものあり、これを芝居といはずして、木遣、狂言と稱へ、城内の婦女すら春日社に赴きて觀覽するものあり、越えて同六年五月、卯辰八幡社にて興行し、天明四年二月、愛染院は寺用の不足を補充するが爲に、芝居興行を許可せられ、大いに収益を得たりしかば、春日神社、神明宮○今、泉野神社その他の社寺のうち、これに模倣するものあり、役者は皆他國より入り來りしかど、後には流與三助、目むき仙藏などいへる多くの地役者あり、神社の祭禮に芝居の行はるは、この時に始まれりといふ、

第二款 常設小屋の建置

藩主齊廣のとき、文政元年、町奉行山崎頼母は、下民をして職業を得せしめて、

經濟界の不振を救済するに資せんと欲し、常設の芝居小屋を建てんことを藩主に建議し、十二月、その許可を得たるに依り、犀川の下流寶久寺河原にて始めて興行せしめ、役者は中村歌之助、尾上新平、坂東七藏などにして、前後の狂言は、義經千本櫻、曲輪日記、双蝶々などなりき、されど小身の士分の家族、又は家中の輕卒などの入場することを堅く禁制せしめたるにて、その定番頭への申渡に、

末々輕者共稼薄く、難澁之體に付、芝居狂言物眞似様之類、當分町奉行切に承届可然旨、及指圖候、是迄右躰之場所、御家中之人々共、心得違之者は罷越候哉、相聞候、右様之場所へは、小身之人々家内たり共、罷越申間敷候、尤帶刀之者ハ、又家中家來末々迄、堅罷越間敷候、自然心得違之者有之候は、召捕候様、改方等に申渡候事、

とあり、こゝに於て、同月直ちに犀川寶久寺○今、犀川神社河原にて芝居を興行するものあり、金澤に常設芝居小屋の中絶せしこと、實に百八十年許なりき、この中絶期に於て、江戸大坂などにては、芝居に三味線を交ゆることも、引幕大道具立も始まり、二番續、三番續の續き狂言も行はれ、舞臺は床机を並べて作り

しを近世式の本舞臺を建つるに至り、木戸の上に看板を掲げ、棧敷の中に花道を作り、元祿前後に互りて、三都に名優輩出し、なごして本邦の歌舞伎は著るしき發達を遂げたるなり、文政二年四月、川上新町に芝居小屋を造立して、寶久寺河原の芝居小屋を廢せり、川上新町の小屋は、小屋の周圍を圍ひ切り、園の入口に木戸を構へ、園内に茶屋を建て、無刀の者にあらざれば園の中に入らしめず、園の中にて故障起れば、檢使を遣はし、その他國者の故障には、公事場より檢使出張すべしと定め、尙ほ町肝煎辰巳屋彦七綿屋權右衛門繪物屋安左衛門美濃屋長作、乾屋六左衛門に芝居座懸りを命じ、傳馬肝煎矢矧屋彌三次をその主附となして、小屋の補理を命じ、一人宛交代して、毎日開場前より小屋に詰め、諸事取締に任せしめられたれども、役者の入替り、外題替りなどは、太夫元頭取の詮議に一任して、干涉するを得ず、衣裳道具などは、花美に互らざる限り、太夫元頭取の求に従うて調達せしめたるにて、その心得べき事項を示せる中に、左の條項ありき、

一、役者入替或は外題替、並役付之義ハ、太夫元頭取之者、僉議に可爲任置、最員之沙汰を以、一切致指圖間敷候、太夫元等より申聞候義、承届置可申候、

一、札賣場之者、内外木戸番見物場懸り之者共、諸事指引可申付候事、
一、衣装並道具方之品、太夫元棟取より申談ニ而不指支様、爲相心得可申候、尤花美成義、不致増長様、可致目配事、
一、札錢、棧敷料諸運上取立方、綿密ニ心得、町附足輕並目付組合頭立會、其日之入拂勘定見届、帳面ニ其方共之内、致印章可置候事、但札數出入も尤相改可申事、

一、廻り方役人之外ハ、何れより願候共、一切無札ニ而木戸相通申間敷候、
一、惣構入口木戸方内ハ、廻り方役人之外ハ、都而無刀之者ニ無之而は、爲入込申間敷候、其方共ハ、脇刺帶候儀ハ、不指支候、
一、樂屋江女入込候義、堅停止可申付候、
一、芝居相濟候共、暮前迄ハ見物人茶屋ニ罷在候義、不苦、暮前ニ不殘出し候而、木戸メ切、木戸番爲引取、夜中ハ一切停止可申付候、園内居住之者、他國役者之外ハ、無據用事ニ而外出致候歟、一類共罷越候義ハ、夜分木戸預り之者、様子承届、相通、翌朝目附之組合頭迄、可相斷候、

又これと同時に定書を發せられ、芝居小屋失火の際は、その節の番人を五十

日間の入牢に處すべく、園内居住の宅より出火せば、過料銀二枚を取り揚げて、所拂を命すべく、茶屋に於て男女を出合せしめ、又は出合女を置くべからずなど定めたるにて、即ち左の如し、

- 一、園内居住之者共、火之元嚴重ニ相心得可申候、
 - 一、自然芝居小屋々出火在之候は、其節之番人、五十日牢舎可申付候事、
 - 一、園内宅々々若出火在之候は、爲過料銀貳枚取揚之上、所拂可申付候事、
 - 一、園近邊火事在之節ハ、上下入口木戸押開、火防人數無滯可相通候、尤帶刀人等改ニ不及候、火鎮り候上、組合頭共、園之内相しらへ、木戸バ切可申事、但洪水之節も同斷、
 - 一、茶屋ニおゐて男女出合、猥か間敷義無之様、相心得、尤御停止之出合女等、堅指置申間敷候事、
 - 一、於園内不法亂行者有之候ハ、園内の者共、召捕締所へ入置、可及斷事、
- 又この後、翌三年に發せられたる定書の中にも、賭博又は喧嘩口論を禁じ、演藝中不法の行爲を禁じなどせるにて、重なる事項は左の如し、
- 一、園内變死人等在之節ハ、御横目中より、御歩横目、御横目、足輕見分ニ被指

越候義、可有之候間、斷次第可相通事、

- 一、賭之諸勝負、堅禁制之事、
 - 一、喧嘩口論が間敷義、無之様、急度可相慎事、
 - 一、毎朝七時より致出座、狂言相濟候迄、舞臺より外出致間敷事、
 - 一、自分之意趣を以、藝中法外相働間敷事、
- 又木戸の定あり、これを板に書き調へ、番所の高に懸け置けり、その定は左の如し、

木戸之定

- 一、町下代、芝居中、爲締方、折々見廻筈ニ候事、
 - 一、町付足輕、改方足輕之分は、晝夜ニ不限、何時ニ而も、可相通事、
- 附、公事場附足輕、御郡方足輕、並年寄衆、廻り方役人、芝居中ハ、斷次第可相通事、
- 一、芝居懸り肝煎、組合頭、晝夜ニ不限、可相通事、
 - 一、附、町年寄、横目肝煎、不時ニ爲見廻候義、可在之事、
 - 一、園内居住之者、病用ニ付、醫者招候節、斷次第可相通事、

右之外ハ、一切帶刀人相通間敷候、風呂敷包たり共、無心元品ハ、改候上可相
通事、

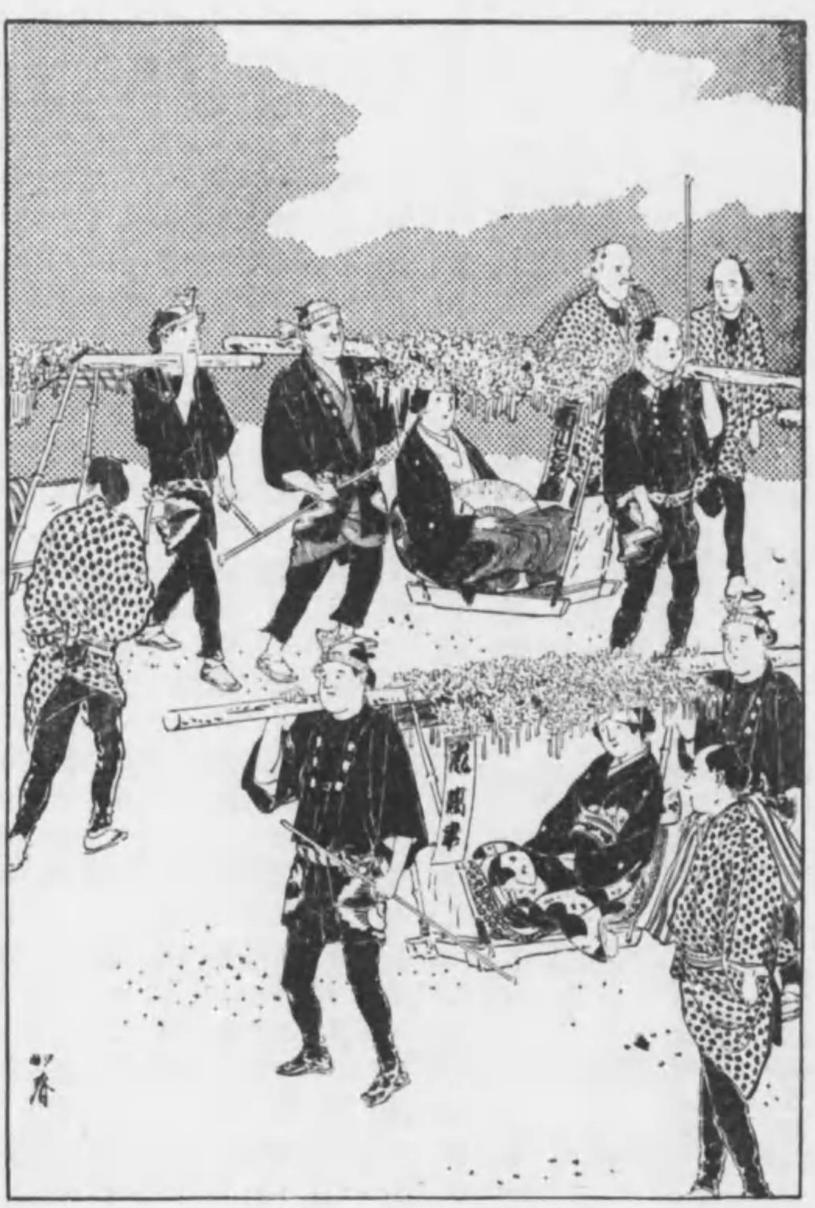
一、駕並□□相通間敷候、

但、病人等有之、難致歩行者ハ、懸り肝煎組合カ斷を請、可相通事、

一、早朝、人顔不見分内ハ、くくりカ相通可申事、

一、見物人暮六時迄ニ出切候上、木戸バ切可申事、

又當時の諸役人主附などは、記録に據れば、町同心は竹村三郎兵衛三橋安兵衛河地右仲、杉山市郎左衛門の四人、肝煎は綿屋權右衛門、乾屋六左衛門の二人、町附足輕は吉田作助、北嶋傳右衛門、宮尾卯兵衛の三人、川上新町組合頭は津幡屋仁左衛門、合羽屋八右衛門の兩人にして、小屋元方銀主には有福の町人、片町酒屋宗左衛門、同平松屋久兵衛兩人の外に、石川郡粟崎の分限者木屋藤右衛門の一族、木屋次郎助を加へたれども、謂はゆる興行師をして銀主たらしめざりしは、適に以てその經營に重きを置きたるを知るべく、小屋方主附に、片町倉屋文右衛門を命じて、外題替役者掛合引請主附を勤めしめ、高場棧敷目代には、木倉町才田屋吉兵衛、牛右衛門、橋朝日屋與三左衛門、大衆免竹



芝居役者の乗り込み

橋屋與兵衛の三人を運上方坪方等目代には、油車町紺屋三郎右衛門の兩人を、小屋主附大工棟梁には堅町金浦屋圓右衛門を任命したりき、又彼の藤内頭仁藏三右衛門兩人配下のものは、小屋園いの中に詰め居れば、三右衛門が監督の爲に脇刺を帶し、木戸を通行するを許せることあり、當時初めて京坂の役者を聘び寄せ、嵐三八、坂東三津五郎、花桐岩吉などもその中に居り、中山新平座本を勤めて、五月二十九日より興行し、座本は同年九月より翌三年二月まで坂東七之助の名に於て、同年五月以後は菊川松之助の名に於てこれを勤めき、又文政三年五月、山下八百藏一座の來りしとき、小屋の表飾たる招板、繪看板、高檜、梵天、采配などは凡べて三都の芝居に同じく、坂東七之助は名を菊川松之助と改めぬ、戲場年代記に據れば、この小屋にて大いに人氣を博したる外題役者は左の如し、

年月	座本	藝題	役者
文政二、五	中山新平	○夏祭浪花組 ○女辰鷲籠色のあいかた	坂東七藏、中山新平、中村歌之助
文政三、正	坂東七之助	○傾城逢大礎	嵐三八、花桐岩吉
同 二	同	○隅田春妓女客性	嵐三八、花桐岩吉、坂東三津五郎

同 五	菊川松之助	○伊賀越乘掛合羽 ○伊勢音頭戀寝劍	中村鶴助、山下八百藏、三樹大次郎
同 六	同	○義經千本櫻 ○隅田川續保	同
同 九	同	○仮名手本忠臣藏	中村鶴助、中山紋十郎、山下八百藏、中村歌門
文政四、正	同	○繪本太閤記 ○九州釣鐘岬 ○草鹿子娘道成寺	片岡仁三郎、中村のしほ、坂東小重
同 四	同	○敵打安榮録	坂東重太郎、中村のしほ
同 五	同	○本朝廿四孝 ○猿曳閻一瀧	坂東重太郎、尾上芙蓉、中村のしほ

尙舊記の中に、川上芝居のことに就いて、左の如く載せたるものあり、
 是年^{○文政二年}五月六日より、川上芝居相始候處、芝居小屋不手廻之由にて、普請有之、今一遍結構に修理有之、此度より上方役者永續芝居興行被仰付也、茶屋は左右向側三方に相建、其家作り美々敷、尤二階作りにして、不殘一間一間に提灯を釣り、淡雪くつわ、一力、葉櫻を初め、茶屋方十餘軒なり、入口ニケ所有之、木戸守兩人充勤番致す、木戸の高に制札有之、此木戸の内、惣而帶刀の人入るべからずと有之、依而木戸の外茶屋に、帶刀預り所有之、格別好人は、是江帶刀預け參る者有之由なり、芝居小屋入口には、町附足輕並主付町肝煎等相詰、尤縮り方嚴重ゆゑ、口論等曾而無之、上之御仕入芝居なれば、

常設小屋の分

尤左も有べき事なりと、世上の咄なり、同年九月十三日より、重而芝居相始る、上方役者なり、

第三款 常設小屋の兩分

文政四年六月、川上新町の芝居小屋を南北兩所に振り分け、同年八月、北の芝居は舞臺開きをなし、藤川一松は座本を勤め、坂東三津五郎、中村歌之助などにて有職鎌倉山を上演し、九月、南ノ芝居は舞臺開きをなし、座本は菊川松之助これを勤め、嵐三津五郎、淺尾奥造などにて、秋葉權現廻船噺を上演し、北ノ芝居は、次の興行より大概地方の役者即ち謂ゆる地役者出勤し、座本も吉田冠三に變り、人形芝居をなせることあり、南ノ芝居は、上方の役者出勤したるにて、就中、人氣を博したる外題と重なる役者は左の如し、

年月	小屋	座本	藝題	役者
文政四、八	北ノ芝居	藤川一松	○有職鎌倉山	坂東三津五郎、中村歌之助、中山豊松
同	九、南ノ芝居	菊川松之助	○秋葉權現廻船噺 ○祇園女御九重錦	嵐三津五郎、淺尾奥藏、市川紅友
同、二	同	同	○仮名手本忠臣藏	同

小屋の臨時増設

同五、正	同
同三、	同
同四、	同
同九、	同
文政六、二	同
同三、	同
同	同
文政七、	同
文政八、	同
文政九、三	川上芝居
同	同
文政十、	同
同	同
文政十一、	同

第四款 小屋の臨時増設

○鏡伊勢物語 ○櫻紅雪	同
○東雲 ○玉藻前 幟	同
○近江源氏先陣館 ○重	中山文七、中村鶴助
○井筒	同
○金門五三桐 ○壇浦兜	同
○軍記 ○花相撲 蝶々紋	同
○嫁入 ○信田妻 ○亂菊戀	同
○仇枕 ○敵打巖流嶋	同
○改曆初會 ○紅粉染	坂東義助、市川市丸、中村十藏
○國羽二重 ○天風戀 羽衣	同
○時今桔梗旗揚 ○兩顔	同
○妹春園 ○都鳥隔田櫻	同
○傾城繁夜咄 ○眞九繪	中村鶴助、市川重太郎、片岡安要
○彩四季櫻	同
略	略
○平仮名盛衰記 ○桂川	尾上京得、荻野八重桐、谷村三十郎
○連理柵	略
略	略

時に俠客綿津屋政右衛門は、卯辰新町の窮民に生活の計を得しめんと欲し、

その地に芝居を興行せんことを出願したれども、許されず、更に請ふこと再三なりしが、これより先き、町奉行山崎頼母は、身分の輕き輩に生計の道を得せしめんが爲に、芝居の制禁を解かんことを藩主に建議し、文政元年十二月、その議容れられて、政右衛門をして卯辰乘龍寺境内の妙義社の附近にて芝居を興行せしめ、これを妙義芝居と呼びぬ、これと同時に犀川寶久寺河原にて興行するものありき、されど小身の士分の家族又は家中の輕卒なりとも、入場觀覽することを堅く禁制せり、その定番頭への申渡にいふ、

末々輕者共、稼薄く、難澁之體ニ付、芝居狂言物真似様之類、當分町奉行切に承届可然旨、及指圖候、是迄右躰之場所、御家中之人々、茂心得違之者ハ罷越候哉ニ相聞候、右様之場所へは、小身之人々、家内たり共罷越申間敷候、尤帶刀之者ハ、又家中家來、末々迄、堅罷越間敷候、自然心得違之者有之候は、召捕候様、改方等に申渡候事、

第五款 人形芝居の興行

文政三年二月、春日山陶器焼の場所に於て、初めて人形芝居を興行し、その地

の裁許肝煎田鶴濱屋昌次郎を主附とし、川上の芝居座懸り肝煎をして、一切の事を兼務せしめき、されどその人形芝居は甚だ振はざりしかば、遠所の町方を巡業せしめき、

第六款 興行期日の制限

文政六七年の頃に至り、芝居を觀覽するもの漸く寡くなりしかば、有司は、その年中不斷の興行は、人をして見飽かしめ、その不況は延いて座本茶屋などの損失に歸するものなりとし、七年十月令して、明年より春秋兩度五十日乃至六十日許づ、興行し、芝居の休止中は、茶屋その他の従業者に各自相應の生計をなさしめき、その指令は左の如し、

芝居方主附肝煎江

川上新町芝居之儀、是迄年中不斷興行致來候得共、初發々は、見物人も薄く、元來御當地之義ハ、他國よりの商人或は通行人等、時々多く入込候ニ而茂無之候故、見物ニ罷越候者も、多分は御領内町方居住之者迄立入候義ニ候得者、年中常芝居ニ而相成居候而者、珍らしからず候様、相心得、次第ニ人茂

相減、いつとも座本茶屋共之損失ニ相成、畢竟全かるまじき事ニ候、仍之來年々ハ、年分春秋兩度、五六十日程興行可承届候、就而者其間ニ右座内ニ居住致候茶屋共、無商賣ニ打過候而者、渡世方も無覺束相聞候、元々廢疾之族とも違、壯健之支體を以、縦令貧窮ニ不迫とも、常に産業を打捨、ムサト日を送候義者、勿論頼母しからの事ニ候條、右芝居無之隙に、商賣稼之義、人々相應之取績可在之義ニ候間、是等之趣、一統爲申聞、其方共ニおゐても、何分致勢子、渡世方油断不致様、爲相心得、可申渡事、

第七款 常設小屋の合一

文政十一年の春、南北兩座を造り替へて、一舞臺となし、犀川々上芝居座と呼ぶ、小屋は前口十三間、總奥行三十一間半、舞臺の幅九間、花道の長十三間、外廻りをノシ立とし、前方の中央に木戸を造り、木戸を挟みて町付足輕溜、肝煎溜あり、町付足輕溜に並びて、一幕を限りて見物する處あり、藤内頭仁藏、三右衛門の配下の出張所を設く、肝煎溜に並びて茶屋出入口、勘定場、札場などを置き、舞臺の背後は、總部屋を隔て、白洲あり、白洲を挟み、上手に續きて、衣裳部

屋役者部屋、風呂場、賄所あり、下手に續きて、小道具部屋と役者部屋、三室相並ぶ、舞臺の隅に囃子方あり、白洲の傍に獄屋を設く、理不盡に入場して亂暴するもの、又は場内にて妄に人を殺傷するものなどを白洲にて糺彈し、この獄屋に收容し置くが爲なり、棧敷は東西二十六坪、鶉は東西二十六坪、出孫とも三十坪、平場七十七坪、都合百五十九坪、一坪五人詰の割にて、七百五十人を容れ、平場一坪方六尺九人詰にして、四百五人を容れ、人數都合千二百人、その外高場、豊棧敷及び大入は、凡五百人許を容るゝに足り、棟上に飾り道具を置き、その規模の雄大なること、想像するに難からず、園の中に料理茶屋十軒あり、その名を葉櫻、能登、太丸山、越源、能宗、松樂、丁子屋、一力、轡、泡雪といひ、高場、鶉などへ客を案内すれば、その前方の手摺に毛氈をかけ、後背に方五幅木綿に茶屋の名を染込める暖簾を懸け、客座の下に、備後石松染の疊上敷を敷き、上客には平紗染の座布圍を布き、冬は置炬燵を供す、尙ほ役者宿に野々市屋、相木屋の二軒ありき、中村歌右衛門を座本分として、前後三都より來れる役者は頗る多く、中に片岡あやめ、片岡市藏、尾上多見藏、中山文七、尾上菊五郎なども居たりき、その當り藝として傳へらるゝものは、文政十二年、市川瀧十郎の伊

賀越道中雙六桶狭間合戦と、天保元年、市川米十郎の崇禪寺馬場敵打四谷佐談と、天保五年、市川八百藏の假名手本忠臣藏と、天保八年、米十郎の義經千本櫻と、八百藏の稻妻草紙などなりきといふ。

天保七八年は、北國の飢饉殊に甚だしく、疫癘大いに流行せしかば、芝居の如きは、來り觀るもの稀なりき、同八年五月、會、市川八百藏來演したるとき、その同行の妻もまた疫病に罹りて歿せしかば、八百藏はその供養の爲にとて、泡雪茶屋にて、飢民二千人に銅錢五十文宛を施行せり、翌九年、八百藏は尙滯留して、興行を繼續しむるが、七月に至り、藩主齊奏命じて芝居を停止し、假に芝居小屋及び料理茶屋を飢民の救濟所に當てたり、翌十年、金澤の東本願寺末寺を再建するに依り、この小屋を毀ちて、末寺に寄進し、その掛所となしぬ、こゝに於て、金澤に常設の芝居小屋は一時その跡を絶ちぬ。

役者

第八款 役者

役者は大坂より來りて演技するを常とし、江戸役者にして來れるものは、大概京坂地方に來り、北陸道を経て、江戸に歸るとき、立ち寄れるに過ぎざりき、

小屋の増設

その江戸役者の尤なるものに、坂東三津五郎、市川九藏、中村歌右衛門、關三十三郎等あり、大坂役者の尤なるものに、嵐璃寛、尾上多見藏、中村時藏、嵐三五郎、實川延若、市川右團治、尾上松緑等ありき、又大坂役者にして、明治十二年頃より、金澤に留まれるものに、嵐和歌大夫、實川勇次郎等あり、土着の謂ゆる地役者にして、技倆絶れたるものに、初代嵐冠十郎、二代嵐冠十郎、嵐冠舍嵐離之助、中村芝加十郎、中村鶴之助、菊川猪三郎等ありき、二代冠十郎は嘗て東京にて九藏と、ともに本郷座に勤めて名聲を博し、加賀の團十郎と稱せられき、爾來交通の便開くるに従ひ、東京、大坂の役者は派の新舊を論ぜず、技の巧拙を問はず、その去來益、繁きに先だち、地役者は多く謝世し、方今殆どその跡を絶ちぬ。

第九款 小屋の増設

文久の頃に至りて、市中諸處に芝居小屋を建て、川上新町及犀川、寶久寺河原にも小屋を再造したるが、慶應三年、寶久寺河原を築き出だして町地となしたるが爲に、その小屋を改造して西御影町の芝居と稱へ、又卯辰山を開拓して、山上に芝居小屋を建造し、廢藩のとき、山上の小屋を東馬場に移して、戎座

と稱へ、明治十二年、川上新町の小屋を取り毀ち、尾山神社の隣地に移して末吉座と稱へ、翌十三年、御影町の小屋火災に罹り、越えて十五年末吉座を卯辰毘沙門の社跡に移しなごせり、既にして戎座及び末吉座は、何れも取り毀たれ、香林坊大神宮の境内に福助座を起し、並木町に稻荷座を建て、白菊町に北國劇場を設けなごし、近年稻荷座は尾山俱樂部と改稱し、北國劇場は香林坊の後ろに移りて帝國座と改稱し、今日に迄れり。

歌舞音

藩初

幸若舞

第十八章 歌舞音曲

第一節 藩初の舞曲

第一款 幸若舞

幸若舞は、將軍足利義政の頃、すでに貴族の間に持て囃されしものにして、越前の桃井直詮に始まる、直詮重名幸若丸といひしより、その名あり、曲節は殆ど猿樂と大同小異にして、役者は大夫の外に、連脇の兩人あり、大小の鼓を用ゆ、その舞詞は、戦鬪の態、盛衰の變、戀慕の情などを旨とし、常盤問答、那須與市、小袖曾我、和田酒盛、夜討曾我、八嶋など三十六番あり、その後、に出來たるを新曲といふ、俗にその舞人を舞々と呼べるは、舞を舞ふといふ意にして、七十一番職人歌合に、白拍子の次に、曲舞々と記し、舞人を圖して、忘れ行人も昔のおとこ舞、くるしかりける戀のせめ哉とありて、昔は女の舞人を白拍子、男の舞人を舞々と呼べり、とぞ、織田、徳川時代には、貴賤上下みな幸若舞を稱美せるにて、信長記に、天正十年五月五日、織田信長が徳川家康と安土城に會せしと

き、幸若大夫は音曲を奏し、梅若大夫は猿樂を舞ふに、幸若の曲猿樂に優れり
とて、更に命じて和田酒盛を舞ひけるに、褒美として黄金百兩を賜へる趣見
え、駿府政事録にも、慶長十六年十二月、幸若次郎大夫召出されて舞曲あり、翌
年七月、幸若大夫越前に歸りしとき、銀子三百兩を賜ひたることなど見えた
り、加賀藩主前田家にても、幸若舞を好み、利家は能登羽咋郡上田村の舞々三
郎大夫を扶持し、慶長十二年、利長老を越中富山に養ひしとき、士帳諸職人の
中に、舞々武右衛門見え、利常殊に幸若の舞曲を好み、承應二年更に舞々三郎
大夫に宅地を給し、その諸役を濁き、利常小松城に養老のとき、毎夜寢室に入
りたる後、次の間に於て、幸若九左衛門同小四郎父子兩人をして一番宛舞
はしめ、間、自ら諷を唄ひしこともありき、されど萬治元年利常薨じて後、祿を
失ひ、天和の頃すでに道心者となり、門戸に立ちて食を乞ひ、寛文四年に至り、
舞々にも宿貸することを禁ぜられたり、その九左衛門等の子孫なるにや、舞
々大夫と稱するもの三人、金澤折途町字池ノ小路に居住し、るたるが、幸若舞
は元祿の頃より大いに衰へたれば、天明寛政の頃、すでに同處を退轉し、石川
郡藤江村の百姓の中に、舞々大夫と稱ふるもの二人あり、その職を繼いで舞

曲百六十番を數へ、林の舞、鶯の舞などの古風の樂府をも傳へ、年頭節句
等の嘉日、金澤へ出で勸進し、るたるが、すでに賤民の中に加へられて、穢多な
ごと伍し、維新の後、遂にその後を絶ちぬ、その舞曲は長短種々あれども、そ
の短きもの三節を左に録す、

安宅

富樫の左衛門成經ハ、安宅の關に座をかまへ、今にも義經來りなば、からめ
とらんと眼くはせし、かくとハ、まらず義經公、むさし坊辨慶ハ、大ほらふき
立、我ハ、羽黒の山伏修業者なり、富樫がまらべに勸進帳、さらくさつ
とよみ終り、龜井片岡いせするが、心よくおそ過よけり、

楠正成

此時楠正成ハ、肌の守をとり出し、おれハ一歳都攻、下し玉へる繪旨なり、我
とよかくよなるならバ、吉野の山の奥ふかく、寂慮をなやましたまはんこ
と、鏡よりけて見る如く、さハさあがらよ正行や、父が子ならバ、さすびにも、
打もらされし浪ちらを、はごくみぬちしかくれおの、流れたへせぬ菊水の、
旗を再び靡かして、敵を千里よ退けて、寂慮を休め奉れ、寂慮を休め奉れ、

たぬきごのく、翌日ハ外山へまいらぬり、いやでぬく、去年のまぐれよ
柴かりよ、鬼のおやぢよだまされて、せおふた柴よ火をつけて、あついても
く、丸やけよそのきづづうくく、春と秋もよほけ返へり、雨風ふけバづ
うくく、その疵薬ハ何と何、淺漬大根の唐がらし、わさびよ生がのまぼり
汁、ふすまの味噌の黒やきと、ふよの玉子よ蟬の乳、是も薬あり、云々、

〔考〕

○舞々大夫の事歴

混見摘寫に云、石川郡鷹栖の城跡とて瀬領村にあり、此村に藤田屋敷と呼べる藪あり、
昔佐久間立蕃在城の比、舞々大夫の居跡と云傳へり、今金澤折違橋に瀬領屋と云者あり、
是瀬領村に居たる舞々の子孫なりといへり、其山縁にやありけん、毎年歳暮に略曆
を瀬領村へ持参すとあり、三州奇談に云、瀬領は金城の東南山入の小村なり、此里より
出たる人に、金澤筋違橋の池の邊りに八右衛門といふ男あり、今金澤中に月頭とて略
曆を配て錢を取る、此人なり、昔佐久間盛政尾山の城を攻けるに、城中の者能く防ぎ、手
強く戦ひしに、其頃瀬領村の者共、陣中へ餅山のいもなどを賣に來り居たる者共、小立
野より術計をなして、手痛く責立ければ、城忽ちに落たりけり、盛政喜悅の餘り、彼村の

者共に、何にても褒美を望めどありしに、何卒尾山の城下へ物を商ひける賣頭にせき
せ給へと請けるに、盛政聞届られ、以後相違あらざるこの事を書き渡され、今に此書の
もの瀬領村の何某持傳へけりと云、其山縁を以て、月頭といふ略曆を配る事を僅に許
されしも、昔の遺風なりといへり、按に、三州奇談は堀樗庵の著述なれば、天明寛政の頃
まで、折違橋池の小路に八右衛門なるもの居住せりと聞ゆ、此は即混見摘寫にいへる
舞々の子孫瀬領屋と呼べる者なるべし、其後は池の小路の居宅を賣却し、他所へ移轉
なしたりけん、文政七年五月、藤内頭より書出せる異種徒等差別書に、舞々は三大夫と
稱し、武士家町方に於て舞を致し勸進す、昔は折違町池ノ小路に居住しける處、舞の所
作を止、居所を轉じたり、其後は石川郡藤江村の百姓の中に舞々と唱へ、池の小路の舞
々大夫の職を繼ぎて金澤へ出、勸進仕とあり、龜尾記に云、藤江村に今舞々三大夫と呼
べるもの二軒あり、舞々の名は、舞を舞ふといふことにて、此三大夫が家に傳へたる舞
曲百六十番あり、中にも大なすり小なすり、盤若、白暮或は林の舞、鶯の舞など云ありて、
皆古風の樂府なり、往古は貴賤共に賞翫せしかど、俳優家の中にも、猿樂のみ稱揚せら
れて、舞々太夫は猿樂大夫に引かへ、今は乞食非人の人別とは成たりといへり、今按に、
明治廢藩の際までは、舞々三大夫とて、年頭、節句等の佳日には、金澤市中祝錢を勸進し、
武士の大家にては、必舞を舞たりとぞ、此は彼藤江村の者にて、其體實に乞食に異らず、
僅に貰ひ來る祝錢にて渡世するのみ、

(森田平次手記)

第二款 伊勢踊

伊勢踊 伊勢神宮は我邦の大廟にして、古來上下の尊崇彌が上にも彌や高く、民間に於ける伊勢參宮は、國內平穩にして交通も亦便なるに至りて益、盛んなるを致し、男子生れて一たびは參宮すべきこと、定められ、講中又は組合を設けて伊勢講といひ、平素醜金して蓄積し、歳を期して講員舉りて參宮を遂げる習は、都鄙に洽ねかりき、宇治山田の地に御師職と稱し、諸國參宮のものを客とする一種の神職あり、慶長年中御師職等伊勢踊の名を以て諸國に赴き、異様の装をなして、節面白く歌を唄うて踊り抜きければ、諸人これを伊勢神宮の大神が飛來し給へるものと思ひ、倣し、大いに悦び、相競うてその踊をなしぬ、その金澤に行はれたるは、元和七年○或は慶長七年ともいふ夏の初にして、野町の神明宮○今、泉神社に歌舞の場を設け、町家年少の徒等は、中町組、新町組など各自に團體を組織し、盛粧して神明宮に抵り、場に上りて踊りをなし、順次練り出して城中に入り、藩主等の覽に供し、歸路には藩の人持などの大身の邸を歴巡したるが、後大身の士もこれに倣ひ、城内より練り出だせる一隊は、

扮装最も華美を極め、伊勢踊の次には、唐人踊、鐘引踊あり、上下相率ゐて狂喜亂舞せしかば、これを金澤の大踊りと稱へ、能登、越中よりも來り觀るもの衆かりき、この伊勢踊は三月より八月に至る間に行はれ、その繼續せること三年に亙りきといふ、森田平次の手記に云ふ、

元和七年夏の始より、お伊勢踊り流行り出し、金澤神明へ懸て、御城へあがり、見物し給ひければ、町方よりも思ひくに出し、中町組、新町組など、目ざましき出立にて、神明へ懸て城中へ出、夫より人持衆等へ思ひくに參り、躍濟して歸る程に、此躍頓て武家へ移り、人持衆より面々は、我劣らじと出ければ、各家中の者共のみにては、人數足らずとて、一門縁者出入の者共まで加勢なしたり、其容體、江戸の山王祭、淺草の觀音祭にひとしく、作り歌にふしを付て、拍子に合せ、裝束を拵ひける間に、歌舞の場ならし、數日懸て出來たりけり、能登、越中より見物に出る者夥しく、城門の口より神明までの其間、いなばき敷事、町はばなり、先づおどりは、銀の棒に金の團扇を持たせ、數百人ねりゆき、水色の帷子に、覆面して、治まる御代に遊べや遊べ、風がなければ波もなし、天下泰平、國土安穩、御馬をやろうか、お輿をやろうか、御

馬もいやよ、お輿もいやよ、我が思ふ人にひかれて、天下泰平國土安穩と、拍子そろへて唄ひつゝ、犀川神明にて惣くるわに立て業をなしたり、其次には、米搗躍りどて、金の搗臼を車にのせ、銀の杵に金の柄をなし、杵の頭の付處に一寸四方の風穴をあけ、内へ銀箔を切入たり、紫の緋にて鬚包みさげたる女三十人に、杵をかたねさせ、覆面にて伊達帷子に赤地の緞子を前掛にして、幅五步づゝに切下て、重て用に不立事を専らとなしたり、其次に小幡宮内の唐人おどり、村井飛驒の鐘引躍、其外の人持衆よりも思ひ／＼出しけり、入用はお城より出けれども、役付なれば何れも罷出、其役をば勤め、十月初まで、所々より追々躍り出で、遂に皆々止にけり、此時世の事實におもひやられたり、此時の奉書なりけん、今神明社藏の古文書中に、左の如き文書あり、

わさと一ふて申まいらせぬ、こんどの御おどりすら／＼とすみ申され、めてたく思召存ぬ、さやうにぬへは、わか殿さまよりおしんめいさまへおはつをしんせられ存ぬ、神主さぬきかたへ、つかわされ存ぬ、そのため申存ぬ、めてかしこ、

十月十日

殿様つほね

おく村かわちのかみ殿

よこ山大せん殿

おく村いなはかみ殿

昨日は被入御念、尊書辱拜見仕候、於神明御踊御見物之由、御尤存候、天氣能、珍重存候、何れ以面上、可得尊意候、

十月十三日

横大膳亮康子印

寶幢寺様

明王院様

千手院様尊披

〔参考〕

○伊勢躍の流行

按に、象賢紀略に金澤大おどりの年、芳春院様ありまの湯へ御湯治の時、云々記載し、又太田但馬を横山大膳に被仰付、御城にて御せいはい、其年三月末に、芳春院様有馬湯へ御入被成とあれは、右躍は慶長七年の事なるべし、又象賢紀略に云、其年八月初頃、お

どり被成ひめ君様へ見せまいらせられ候はんとて、利長卿御つゝみ打せられ、おどりのならし有之、其おどりの時村井豊後安見おきの守齋藤刑部、此三人鹽くみに成、おけ結構にて、たき物利長卿より被下、くびまわり候へは、先おどり御講中、くんじわたり候とあり、此實記にて、此時のさまおしはかるべし、又此伊勢躍といふものは、駿府政事録に、慶長廿年三月廿五日、從今日府中號伊勢躍諸人在々所々、盡風流爲之、從勢州躍出、奥州邊土躍之、云々、晦日伊勢躍類也、大神宮飛來給由申と見え、富山邑傳記には、元和元年伊勢躍り流行、村々へ送り渡すとあり、

(森田平次手記)

馬鹿踊

第三款 馬鹿踊

馬鹿踊

馬鹿踊 馬鹿踊は、元和の頃頗る民間に行はれき、元和六年、將軍徳川秀忠の女和子が立ちて、後水尾天皇の女御となりしに、加賀藩主利常は前田直之を京師に、奥村榮政を江戸に遣はして、賀辭を上らしめ、城中にては上下に酒を賜ひ、町家も亦宴を催はし、馬鹿踊を踊りて夜を徹するものありき、馬鹿踊の歌謠に「爰は三條か釜の座か、一夜泊つて漂ふも、佐渡と越後は斜向ひ」といへりしとぞ、

兒小姓踊

第四款 兒小姓踊

兒小姓踊

兒小姓踊 加賀藩にても、藩主利常のとき、近侍の兒小姓に踊を練習せしめたることありき、寛永十七年利常が將軍徳川家光をその江戸邸に招請したるとき、その踊を台覽に供へたりき、又利常在國のとき、年賀の禮をうけ終れば、能樂を奏せしむることも、兒小姓踊をも演ぜしめ、家士及び神主などにも、これを觀覽せしめき、

第二節 萬歲

四三

萬歲は、延暦年中平安奠都のときに始まり、衣食住の三つを祝へり、足利氏時代には、太夫は扇脇師なる才藏は鼓を持ち、兩人ともに寛濶なる掛素袍壺袴にて、頭巾の上に侍烏帽子を着けたり、中世には、禁中正月五日の御新始の後、ち、清凉殿の南庭にて萬歳を舞へり、萬歳はもと千壽萬歳又は千秋萬歳樂ともいへりしが、徳川氏時代には、すでに略して萬歳といひ、すでに賤民に伍し、歳首市井に出で、出入の家々を廻り、新年の賀詞を述べ、天下泰平を祝ひ、家門繁昌を悦び、小鼓の調面白く、諷を唄ひながらに舞ひ、才藏は談論を交へて人頤を解く、京に出づるは大和國よりし、中國に出づるは美濃國よりし、東國に出づるは三河國よりし、殊に三河萬歳は將軍家の故國といふを肩に着て、大いに威勢を張りぬ、當時金澤に來りし萬歳は、越前味真野大坪より來れるにて、これを越前萬歳と呼べりしが、後年に至り、加賀萬歳即ち地萬歳は金澤に起り、隠坊萬歳も亦市井鄙猥の徒の間に喜ばれき、

第一款 越前萬歲

藩政のとき正月、越前萬歳來りて武家にて舞ふを例とす、その由來に就いては、藩祖前田利家は、初め越前府中武生に治せしとき、領内野大坪の百姓を召して、年始の賀を受けたれば、後ち利家來りて金澤に治するに及び、特に野大坪の萬歳の來り賀するを許せり、これ恰も徳川幕府が三河萬歳の江戸に來るを許せるに同じといふ、その萬歳の冠る帽は、その形種々なれど、その角長き袋の表に己の藝名を縫ひ出し、又は縮緬の大黒帽を用ゐ、高祿の士の邸へ出入するものは、別して華美の帽を用ゐ、その帽は、概ねその邸の夫人若くは女中などが贈れるものなり、唄の文句は、猥褻にして百姓訛りの言葉も交はり、動作滑稽にして、正しく視聽するに堪へざりき、かくて士庶の嗜好益盛んにして、夜に入るも尙町中を徘徊し、服装も華美を極めしかば、天明七年正月、その徒九人を召喚して、譴責せりといふ、當時加賀藩は、他國との交際を嚴禁し、領内越中能登の旅客にても、金澤の逗留日數を三日と限れるに、唯り越前萬歳に限り、十五日逗留の特典を與へたりき、越前萬歳は、野町筋の旅籠屋を

四三

定宿とし、滞在の期満ちたる二十一日には、町の改方立會のうへ、上口の郊端へ送り出して、歸國を嚴命したれども、維新の後、この禁おのづから解けて、越前より來るものあれども、昔に較ぶれば、人數稀なり、越前萬歳の金澤に來れるに關し、三州奇談の中に、

元和元年、世靜謐になる時、三河の者共、家康公の御下の百姓なりとて、江戸へ出で、賀儀を申上げ、田舎諸幸若いひて御引出を貰ひ來る、是三河萬歳の初なり、是を聞きて、越前府中にも難加獄の下の者共、加賀利家公の御下の百姓なりとて、金澤に行て賀儀申上げ、御酒飯など下さる上にて、里踊小舞せしより事始まる、

と載せたり、されど別に左の文書を存す、

加州江每歲春、越前々罷越候萬歳の由來之義、盜賊改奉行加藤十左衛門方にて、遂吟味候得共、體成由來不存旨申候所、或年不殘吟味之内、古老申候萬歳一人書上候處、寫萬歳の始り申事、越前の國あぢま野の長者と申人有之候所、長者の前に水なし川と申川御座候、其頃長者酒を爲造候に、其時分迄ハ、酒作申道具桶にてハ不造、瓶にて造り候所、右の水なし川に瓶を長者の

家來洗居申候所ニ、何者とも不知、童一人あはたゞ敷來り、瓶洗居申者ニ申様ハ、跡々人追懸來り候間、我を其瓶の下へ隠し得させと申ニ付、然らば此下へ入候得とて、則川の中に瓶をうつ伏、其下に隠し、知らぬ體にて瓶を洗戻申所江、無程人多追懸來り、今爰へ人來るやと尋候へ共、右の男申様、我先程ハ此瓶を洗ひうつむき居候故、見付不申由申候得ば、人々申様、爰迄見へ候が不思議也とて、重て尋る事なし、其分にて歸り候、夫より瓶の下へ出し、長者ニ申出候様ハ、我ハ應神天皇の末、大餘部の皇子と申者也、子細有之是迄落しに跡をした、臣人追來掛りしこと、御身の家來に助られし故、幸我を是に育み給へとて御頼あれば、安き候事とて、三ヶ年かくまひ置候所、都々勅使立、御位に御付被遊候刻、右長者其所の者を御供に被召連候、其時分着仕候子持筋鶴の丸大紋烏帽子爲御着候由被仰下被召連候、其時我數年介抱に逢し返報に、何成とも望候へと被仰下候得共、我隠れなき長者、何にても不足無御座候得ハ、望申義無御座候、旨申上候へば、左候は、其裝束則免し被下候間、御祝に萬歳を仕候へと被仰下、此裝束にて舞申候、夫々又御意被爲成下候は、世のあらん限り、右の裝束御免有之候間、末事の者に萬歳

を爲仕渡世候得と、薄墨の御繪旨頂戴仕候、今立郡之上大坪村下大坪村兩所之内ニ、于今所持仕候、此跡公方様御姫様ニ御鶴様と申御名御座候ニ付、露丸大紋着仕候事、御吟味御座候所、右の由來申上候へば、御構無御座候、于今越前國阿地間野と申所ニ、長者の屋敷かまへ一里四丁計の所、田島も無御座候、

第二款 加賀萬歲

加賀萬歲

加賀萬歲は、俗に地萬歲の名にて行はれき、毎年正月、越前萬歲は金澤に來り、武家衆の邸を廻りて演技すれば、長屋に居れる若黨仲間などの小者は、いとなく、その萬歲歌の文句を聞き覚え、遂に能の扇に謠の節を用ゐ、越前の萬歲歌を唄ひて樂しみるけるが、文化文政の頃、裏金屋町に大石藤五郎といふ足輕ありて、専心これが新體の舞容を工夫し、多く方言を交へて大成し、郷土萬歲の意にて、地萬歲ともいひ、次いで愛宕新地の小倉野安太郎は、萬歲の餘興に茶番を仕組み、梅ヶ枝手水鉢、宇治川先陣物語などを作れり、金澤にて作りし曲目は、休徵嘉瑞を表象するに重きを置き、藩主の參觀交代を歌へる北

國下道中、北國上方道中をはじめ、七福神、寶船二百十番、謠盡し、名所歌留多、百人一首、魚盡し、鳥盡し、盆正月、婚禮道具盡し、加賀八景、神曆、壽花相撲、都名所歌留多、百人一首、文盡し、時盡しなどあり、老松、正太夫の作れる御代の春草盡しなども、大に稱美せられき、乙松、力松、喜久松、鶴松、福松、小倉野などは、皆巧手にして、殊に乙松は名聲大いに揚り、才藏が諸肌をぬいで舞ひ歌ふことも、この乙松に生まれり、明治三十年頃に至り、芝居がゝれる談物を始めて、之を今樣萬歲と稱し、雛鶴萬歲、新道成寺、義經千本櫻、本朝二十四孝等の目ありき、廢藩の後には、正月寄席にて興行し、又祭禮盛宴の餘興にも演技しるたるが、近年大いに衰へ、今將に絶えなんとす、地萬歲の曲目は、約六十番に達せりといふ、左にその三四を録す、

北國上方道中

とくはかに御まんざいとや、ありがたかりける御國の、民のかまごのにぎわひる、そのにぎわひるまつり事、四海に轟く國津風、御門ごころは春風に、綻びにける、むめ鉢の、百萬石の御城下を、上京までの道すがら、驛路の駒の鈴の音も、ゆたかな御代のしるしかや、まづはれ〜と、犀川の、氣もすみわ

たる水色や、橋をみおろす寶久寺、神明の宮をふしおがみ、いつか野町とおもへども、わいて流るゝ泉町、はなのちや屋にこしをかけ、見はらすうちに野々市の心もいさむ駒市の御國で名高きにぎわひや、二萬堂川をよこに見て、御代もさかゆる松任の、その産物もおふけれど、花もいろよき染小紋、千代尼がよみし百なりや、蔓一すぢの心より、四海の波も治まれる、千代に八千代にかわらじと、契りをはす柏野の、源平兩家の合戦の、ゆかりをのこす源平嶋、ひきつゞいては水嶋の、北國一のぜつ河にて、一里にあまるあら川原、名も手取とは是どかや、いつか寺井もすぎゆけば、君が子の日の御遊びに、名もしほらしき小松しゆく、右に篠原見わたせば、こゝは名におふその昔、いまはのきわの合戦に、髭をそめたる實盛が、その名を残す塔もあり、はや明けわたる月津しゆく、よのめもあらぬ動橋、こゝは名におふ作見かや、菅天神をふしおがみ、もはやおもひが大聖寺、たがひの心たち花の、しつかりむすぶ笹粽、氣も細呂木のないやうに、神佛かけてちかひたる、金津のしゆくとは是どかや、そゝろに思ひ長崎の、五本のちや屋にこしをかけ、鳥も巢をくふ森田しゆく、こがるゝ心舟橋に、身もつながるゝ金くさり、大

黒天がゆかりある、福井の城下是どかや、いつか二人りがその中は、かけあひばしにすへかけて、氣は麻生津にあらねども、江じりにかわす戀中は、むりもおもわぬ水かちの、流るゝさきは長泉寺、よもさば江とは思へども、名を聞くだにもおそろしき、白鬼女川を打わたり、やがて府中もうちすぎて、はや今宿と思はゞや、心脇本せぬやうに、鯖波かけて見わたせば、燈城山是どかや、湯尾の峠を打こゑて、左右の茶屋にと腰をかけ、ほうそはしかの御まもりの、娘悴や孫ちゆくし、今庄のしゆくにつきにけり、こゝは名高き東西の、近江路こゆる追分や、たれも戀ゆへいたどりの、朽木峠うちこゑて、中の河内もすぎゆけば、つはえたやうに思へども、あいきやう有ける柳が瀬の、風にもつるゝ中のがう、余吾のうみをば見下ろして、七本鎗の三ふり太刀、その高名をあらわせし、賤が嶽とは是どかや、すぎしその日は木の下で、君がすがたをはや見そめ、戀にみのいる姉川や、夜も長濱のむつごどには、や氣のかわる米原に、むつくり目だつ鳥居本、りん玉にはあらねども、そもあか玉の効能や、拜して通る高宮の、ゑち川こへて観音寺、いつかむさども思はねど、氣の正直がうつりたる、日本で名高きかゞみ山、安くわたるや

す川のむねに一ばい守山も、明てうれしや三上山、俵藤太が射止めたる、蜈蚣山とは是とかや、草津の宿を見渡せば、殊に名所は多けれど、心やばせの渡し舟、引てもかへれ真帆片帆、堅田へおつるかりがねの、ふみのたよりをまつそらや、打出の濱の涼風に、雲やはれなん思ひぐさ、壽永の亂に義仲が、巴に心ひかされて、つひに粟津にはて玉ふ、契りもかたき石山の、にほのうみてる秋の月、膳所のお城は見えわたる、瀬田の長橋うち渡り、なみだにあらぬつゆしぐれ、比良の高ねにつむ雪は、花かと思ふばかりなり、錦もかざる唐崎の、おぼろにまさる夜の雨、枝さへ女男にふり分し、一つ松とは是とかや、尊き三井の御寺に、入相つぐる鐘の聲、有常無常とつげわたる、思ひ大津の車うし、千駄萬駄のたからをば、花の錦の九重の、都のうちへつみはこぶ、其めでたさのかづ／＼に、蓬萊山の飾りには、松竹梅に尉と姥、わけて諸木のその中に、しかうの君の御しやくに、あづかるほどの木也とて、松に大夫と給りて、夫より曲輪の大夫をば、松の位と申す也、かやうにめでたき松がえに、鶴と龜とが舞ひ遊ぶ、扱千年や萬年の、よはひを君に奉つる、そのめでたさを萬歳に、祝ひかぞへて舞ひ納む。

七 福 神

とくはかに、御萬歳とや、ありがたかりける君が代に、さでもめでたき新曆の、こゑ高砂とはりあげて、この初春の御慶には、七福神の神々が、無量の寶をあたへんと、まづ元日のあしたより、寶の船に帆をあげて、おの／＼とりそへ玉ひつゝ、喜ぶ港へつき玉ふ、まづ一ばんの御船に、大黒天のござ船に、打出の小槌をふりあげて、打出し玉ふ寶こそ、むりやうほうじゆの寶とて、めんかうふはいのその光り、龍宮のしろにもたへがたき、よぶこの玉はひかりいで、へんくわの玉はなをあげる、われらの玉もよな／＼に、しすのいねをばいだすゆへ、きんの玉とぞ名づけたり、よくにはひかるめの玉の、君が身の上よいように、こちの寶は蛤の、お家譜代の白鼠、ちうのこゑをもたかゝらん、三番の御船に、ごきにのりだすわがゑびす、釣竿とつて甲斐／＼し、げにもめでたき大鯛の、びん／＼、刎る一もつを、西の宮にてつり玉ふ、才藏の棹もびん／＼と、なにをみかけてつり玉ふ、年もきりやうもいとひなく、大鯛小鯛もんだい、さかい榮ふる櫻鯛、一たい二たいがごだいから、たいてねたいが□□□□□□□□□□、長い鼻毛でとんぼつる、人をつるのも商賣の、



舞ふ萬歳



武家に

あきない神の御利生を、さかいを祈り玉ひつゝ、三ばんの御船に、みるにふく／＼あらはれて、腹の大きな布袋さま、大きな袋のその中に、無量の寶をおしこんで、わけて行末繁昌と、子供たくさん子寶に、大勢つれてふなゆさん、うちの内儀もふなゆさん、まいねん子寶つくりどり、あまりゆさんがすぎたゆへ、こどもやつはり布袋腹、これも布袋の御利生と、末繁昌ありがたや、四ばんのおん船に、姫初じめとて辨財天、いつもしやう／＼器量よし、姿もいつく嶋あきの、かたへこのりいだし、寶の琵琶を調べつゝ、おつかいものはしらべびの、のら／＼あなへ入る船の、たからまさるゝきりやうよし、殿御を掛ではかりこむ、寶くらかぎもち玉ふ、またぐらまでもくらびらき、はづみきつたる寶藏、さて出るほどに／＼、千石船にことならず、五番の御船に、おんなもこゝに福祿壽で、ろくすんぼうの、ごうがへし、でかいあたまをおしたて、うけてみよとてだし玉ふ、千歳をのぶるお鶴さん、千代のはがいをおし廣げ、見事にのせてゆりましよと、せんりひとはですう／＼と、あらいきまする／＼、六ばんの御船に、じうゑん無量の壽老人、命のながきしるしには、長い白髭むしや／＼と、ごとも毛深いうまれつき、壽命長久萬

年と、しかと守らん御誓願、七番の御船に、毘沙門天のあと押へ、太平の世にかくれなき、武運の道を守らんと、甲冑で身を固め、天の逆鋒ふりたて、貧乏神をしりにつけ、むしやくしやしたる毘沙門の、御名もたかき多門天、おつかいものは蜈蚣とて、百夜通ひし百足の、たれみかみ山、名もたかき、君がしじうを司どる、金剛神の四天王も、世々もこれより治まりて、そのとき、あまたの神々が、寶袋の下紐を、こいで括りし玉手箱、浦嶋太郎は八千歳、みなこの神の御誓ひ、壽命長久萬歳を、いはひかぞへて舞ひ納む、

草づくし

まづ初春の福壽草や、四方の氣色も、長閑にて、野山の草も色そへば、はや野遊びの催はして、若い女中のつむ若菜、中にひとりの美人草、やなをも色香をまさり草、そめて悔しき戀草の、つもり／＼てふかみ草、胸にさしこむ芍薬の、人にはたれも夕顔の、身はひぐるまに焦れつゝ、君に心をつく／＼し、もしや浮名が橘と、なるかやはしらねども、みじんもいとへはせん日草、又あふことも優曇華の、離れがたなきみちのぶの、觀音草に願をかけ、めうがはけしの花ほども、あらばうれしの花やらん、しのぶにかよふめしよ

草かほは一度もみづ草の消るこくさばやなさけなやおもだかとてもかなわねばみなつきくし萩の花涙玉散る藤の花身をうちぬらす蜻蛉草いまはしゆらんの昔こそ離のかづらながき夜の明し暮して小車のけふはいかなるきちし草や神の教の手引草戀しき人にあいの花世にうきくさも忘草けいせいぐわんにかへられて人の嫁菜となるならば浦山吹のいかり草わがつまじろに鶯の葉やまきつくやうにおもへどもひる顔のだいて根笹の露の間も帯紐とけてなでしこの離れぬ仲こそめでたけれ命長かれ萬年草御壽命ながふにぎをふと祝ひ數へて舞ひおさむ

松づくし

千代に入千代にさざれ石苔のむすまでかはらじと枝も榮ゆる國も治まる四海の波も静にてわけて諸木は多けれど始皇の君の御しゆくにあづかる程の木なりとて松こそめでたいためしかなそれ人にせんたかさこの松もむかしのかたみぞとそばにのこりし磯馴松名はのこる世のしるしとてかはらぬ色の松一ト木末の松山波こへてゆきふり松の枝たれてなをいつまでかいけの松それも久しき五葉の松千歳の松をいわふぞや

そのなみ松や住吉の松のひまおく艇小舟ふたばの松に末かけて相生の松となりやせん女松男松やわか松の一本松や二本松三がい松にかさなりて根引の松のうれしさは若菜摘むてふ小松原きしの姫松姫小松みなり松竹のかげたかくみをの松原ゆたかなるしごろもごろにふく風のひかりかなづる音楽のむねの松山かよひくる唐崎の松も見へわたる濱松風もそよくくと君のいかりは笠松のここは鳴尾の松影に月こそ出づる波間よりあらはれ出し並松のまつとしきかばかへりこん君と私のその中は常盤の松と思へどもとふ山まつにならんぞやすみゑの松にかきおきしたとへ野の末山の奥から松までも添ひ逢げてまつのみらだちかすむ日や子の日の松にあふならばらうじの松見てたのしまん三この松もすむならば次第く到老松のそこらくの姿までふゆりのまつと見へけるがしらが松とは思ふらん春立つけふのあしたよりせご松門松かざりける年の始めの新玉に大嶋臺や蓬萊の松竹梅があをくくとかけども落ち葉のつきもせずのめどもつきせぬこの酒を尉と姥がくみもつて松の葉のやうにこまやかにこまも繁昌長久といわるかぞへて舞ひおさむ

それ世の中の樂みは、上は一天四海より、下は萬民われらまで、めぐみ潤ふまつりごと、まづ正月の壽は、蜜柑柑子や橙の、御門にかけし飾り輪の、賣初めのりぞめ寶船、乘て樂む長き夜の、どふのねむりのみなめざめ、なみのり船の音のよき、その音のよき折柄に、君に思ひが増鏡、もゆる大樋の胸のうち、すこしなごりば春日町、觀音町へ願をかけ、浮名たつのも大衆免の、たゞ眞實を立町の、すつばらほんの坊主町、四丁木町にかくるとも、戀の大橋渡初め、ほろ／＼涙母衣町の、荷ふて通る材木町、しばしよするが茶屋町の、大振袖がよびかへす、脛もあらやに吹屋町、かたへを通るが火除町、柿木町にとめられて、田町の心もないやうに、天神町へ願をかけ、登り／＼し馬坂の、吸付烟草おふしんき、胸はどき／＼百々女木の、石引町の車牛、そろ／＼おりの坂の下、するやらたくやら味噌藏町、座敷の客も半ばにて、謠の聲も枯木橋、いわゆるの水も掛造り、新町、今町打越へて、若きさかりも尾張町の、そでからそでの合言葉、そつと手をやる博勞町、大黒天が残したる、袋町とはこれとかや、福を袂に堤町の、十間町をすぎゆけば、おもふ殿御に近江町の、わ

たしや厭はぬ安江町の、極樂橋を打越へて、君の姿がちら／＼と、勘解由殿町に見送れば、目もとやさしき鹽屋町、浮名たつのも立たば立て、いとなむわしが岩根馬場、三々九度の盃を、ちく／＼うける餌指町、象眼町や鍛冶町の、浮名を流す堀川の、ごかく浮世は木の、新保、未通女の荒町を、ばつちりいはす殿町の、顔に色香を田丸町、六枚町をすぎゆけば、なにか浮世は中橋の、折違町のないやうに、曇なき身の正直が、つひいつのまに古道の、しばしとてこそ三社町、腰につけたる蘭田町、浮足でゆく高儀町、ぎりたて町とおもへども、すつばらめだつ穴町を、こへて嬉し廣小路、法船寺町へはせついで、駒をいさむる傳馬町、木倉町とはこれとかや、石浦町や堅町の、片町こへて犀川の、橋に腰掛ながむれば、名所／＼は多けれど、流れの末に寶久寺、あがりてみれば寺町の、したを見おろす石坂の、色でまきこむ遊女町、千日町に通へども、殿の心は針屋町、ひろぎの町をすぎゆけば、しゅう／＼でわたる泉町、飲ども盡せぬ秋の夜の、その外町々數しれず、まづこれまでの壽を、いく千秋萬々歳と、祝る數へて舞ひ納む。

第二節 歌舞

歌舞音曲は平安時代に最も盛んにして、當時普通に行はれたる我邦の樂器には、すでに和琴琵琶笛箏笙尺八などあり、外來の舞樂に合奏すべき樂器に、簫箏篳篥太鼓鉦鼓など頗る多かりき、爾來幾多の音曲歌舞は、世態の變遷藝術の進化により、新に興れるものと終に廢れたるものとあり、中にも猿樂即ち能樂と、替者が弾く琵琶とは、すでに平安時代より行はれ、後ち尺八三味線も亦行はれ、室町時代に至り、今様歌漸く廢れて、小唄は盛んに民間に行はれ、淨瑠璃節もこの時代の季に始まりぬ、徳川氏のとくに及び、三味線を用ゆるの範圍益擴まりて、終に説教源氏節一中節常盤津富元清元新内歌澤など頻に生じ、長唄も亦大に行はれたり、金澤にては、藩政のとき、藩主前田氏歴世殆ど能樂を好みければ、能樂盛に行はれ、良賤上下を通じて謠曲を習得するに努め、これを知らざるを愧ぢたりしかば、一般の歌舞音曲は、これが爲に壓倒せられて、盛んに行はるに至らず、琵琶箏三味線などは、主として座頭座の盲人即ち檢校・勾當その他の替者、主としてこれを用ゐる、箏曲は纔に士人の婦女に

よりて、初め生田流行はれ、次いで山田流行はれ、三味線は文化文政の頃より、漸く町人分限者の婦女によりて行はれたれども、唄は春雨十日夷子菜の葉・搦鉢・鯉賣・黒髮秋の夜・御所車などに過ぎず、而も三味線の歌謠は、鄙猥にして風紀を亂すの虞れありとして、嚴重に取締をなしたると、三味線を習ふは遊女の業なりとて賤蔑したること、一般の風習なりしとに因り、私かに口と指にて音調を習ひ、又は土藏の中に入りて習ひ、その聲音の他に洩るを憚りし程なりき、されば淨瑠璃節などは、芝居とともこれを習ふことは、下賤の間に行はれたれども、説教源氏節常盤津長唄清元などは行はれず、維新の後に至り、能樂の衰退に加ふるに、時人大いに絃歌を好尚するの風を助長し、近年に至り、箏三味線を習ふこと、猶古にありて謠曲を習へるが如くに盛んにして、而も能樂又謠曲を修むるもの益、多く、琵琶も亦稍行はれ、長唄も清元常盤津ととも漸く行はれ、四十年許前に、鶴賀鶴喜代來りて新内行はれたれども、その盛は遠く長唄に及ばず、又舞踊も藩政時代に殆ど行はれざりしが、藩末の頃より、市井に三味線の稽古屋ありて、傍ら簡易の舞踊を教へ、舞踊に流儀なかりしが、二十年許前に、西川石松來りて西川流を西廓に傳へ、尋い

で若柳吉藏來りて若柳流を東廓に弘め、藤間靜枝來りて藤間流を北廓及主計町に播きてより、舞踊は大いに洗練せられ、良家の子女も、亦これを習ふに至れり。

附記

歌舞の練習 東西北三廓及び主計町の藝妓は、歌舞を習ふには、各、その師匠を異にし、又は師匠同じといへども、個々別々にこれを習ひ、嘗て多數の同時に習ふことなきが故に、大會の餘興として、數組の舞踊をなすに、各妓歩調の整一を缺くを常となしぬ、此に於て、この弊を矯めんが爲に、東廓にては、當時の新町警察分署長の勸誘に應じ、東廓授業所の建物に大修補を加へて、これを東廓演舞場と號し、明治四十四年四月舞臺開きをなして、此花踊を始め、爾後春は此花踊を催はし、秋は歌舞の練習をなし、他の遊廓もこれに倣ひ、時々温習會を催して、歌舞を練習せり、此花踊初回の歌唄は左の如し。

羅浮仙

四方は峯、浮世の風をふせぎつゝ、きよく静けき別世界、ひじり住む家も遠からじ、天朗らかに氣清く、

師雄は羅浮に日もすがら、遊び盡してたそがるゝ、松の林の其もとに、粧ひしたるみめよきが、いでゝむかへてねもごろに、語ることはのうるはしく、街の酒をくみかわし、人も羨むばかりなり、

ことしより、もゝたびむかう春毎に、松のみごりのかはりなく、樂しきふしも苦みも、ともに嘗めなんことぞかし、深きゑにしの中にして、互ひに掌をばかいつらね、あな面白の夕榮へや、

とことばに、かほご妙なることゝを、ひとり得んも本意なしと、我が分けし、

精靈さしまねく掌を、曳かぬ間にたをやめの、連なり合ふやまのあたり、幾千里かほる梅が枝、すゝ垣にうたふ小鳥の聲、さけばそゞろ心もうきたちて、昔の夢に今の世の、うつゝをしばしさへぎれば、君と遊びし花園の、胡蝶にゝたることぞかし、舞うた衣の袖かろし、こだまにひゞくさゞれ琴、律に合せて妹と春や、心ぞなごかためしかる、すぐる月日もしらぬまに、笑顔つくらせ山と山、匂ひさそや、闌ふけゆく空に、酒さめて見れば、不思議やまのあたり、ありにしことの影もなう、鳥のしらべの音もうせて、たゞ惘然た

るばかりなり、

【参考】

○東廓演舞場の由來

余が新町警察分署長の職に在りしとき、公私を問はず、會同の宴會に列なる機會多かりしが、餘興は主として藝妓の歌舞にして、大宴會の場合、舞踊數組ありて、一組毎に多數の藝妓舞踊を演ずれども、その動作整一を缺き、之が技の巧拙を觀るの眼識なきものも、嘲笑することあり、余これを觀て、適當の方法にて整一せしめんことを欲し、彼等平素の演習等の有様を聞いて、各妓が就いて習ふ師匠は相異なり、良しやその師匠は同人なりとも、各妓同時に習ふことなく、しかも狹隘なる一室内に於て、個々別々に練習するの弊に因ることを知れり、偶々所用ありて京阪地方へ赴きたれば、之を機とし、餘暇を以て、京都祇園新地の演舞場に往いて觀覽したるに、舞臺前の平場の中央に、師匠及び補助師匠は座を占め、茶妓は舞臺の上において、同一の舞踊をなし、一舉手一投足、悉く多數の補助師匠の嚴密なる指摘によりて矯正さるゝが故に、少時間にて動作整一なるを得、又歌唱音曲も、數人同時同處にて練習するが故に、整然として紊れざるを識得し、歸りて東廓事務所役員を招致し、演舞場を設置することを慫慂し、尙ほ都市の演舞場を視察することを勸催したれば、明治四十三年春、同所役員は京都大阪及名古屋三市に赴きて視察するところあり、歌舞練習場の必要なることを痛感し、歸りて余に謀るところあり、これより先き、東廓藝妓に裁縫讀書習字等を教ゆる女紅場あり、

その基礎工事は極めて牢固なれば、余はその女紅場を改造し、舞臺前を觀覽席とし、その席を挟みて兩方に花道を作り、舞臺正面の階上に貴賓參觀席を設け、その席の左右に茶室及び生花陳列室を設けんことを案出し、この方法によれば、數萬圓を投じて新築するに愈れるを知りて提案したれば、幸にこれを容れて直ちに改造の工を起し、同四十四年春、初めて舞臺開きをなし、始めて此花踊の名を以て演舞し、尋いで毎歲春は此花踊、秋は舞踊の演習をなすに至れり、

(高松氏の談)

第四節 雜藝及寄席

雜藝 謂ゆる軍談を講釋といひ、軍書雜史を音調よく朗讀し、間、謔浪の語を交ゆ、金澤には伊藤燕晋一得齋などはこれを演じ、燕晋は世話物を能くし、その女小燕と弟子の北燕は、その衣鉢を襲ぎ、一得齋は最も軍書を讀むに長ぜり、落語は足利氏の時よりすで行はれ、咄上手の徒は、その技に長じ、落語も次第に進歩し、人情話、怪談、謎解、三題咄などに分れたりしが、桂仙太郎などはこれを演ぜり、仙太郎はもと加賀藩士某の若徒にして、藩主が參觀交代に従うて、江戸に在動したる頃に習ひ得たるにて、最も遊女遊里の人情哢を辨するに巧なり、その軍談落語の類は、維新前後に行はれき、又人形淨瑠璃、今様能狂言にては狂言の如きは、維新の後、三四十間の間連りに行はれ、吉田冠之助は人形淨瑠璃を、泉祐三郎などは今様能狂言を、中村梅香などはてには狂言を能くし、今様能狂言は能樂より芝居が、りになり、てには狂言は芝居より能樂が、りになり、兩者いづれも劇場にて演じたるが、謠曲流行の處なれば、時人大いにこれを好みき、又淨瑠璃は盲女の竹本春玉最もこれを能く

せり、爾來落語、淨瑠璃などは、何れも三都の藝人來りて演ずるを常とし、淨瑠璃の如きは、市人これを習ふもの多かりしが、近年に至り、浪花節大いに流行して、淨瑠璃は稍衰へたりき、

寄席 軍談、昔哢、淨瑠璃などの雜藝を興行するに、人を集むる定座を寄席といひ、看板を掲げ、行燈を出すが例なれども、金澤には、藩政のとき、寄席の設けなく、街頭又は空地にて人を集むることも稀にして、祭禮などには、餘興として床をかけて催せるに過ぎざりき、然れども藩末に近き頃より、人家の二階などにて興行したるにて、その定席あるは、慶應二年卯辰山開拓のとき、山上に定座一棟を建築して、軍談又は昔哢の興行を許せるを始とす、廢藩の後、數ヶ所の人家の二階を定席に充て、戸障子を外して、淨瑠璃、人形淨瑠璃、萬歳又は軍談、昔哢などを興行したるが、謂ゆる定席は陰鬱にして不潔なりき、唯その稍寄席の體を成したるは、犀川口の壽座、淺野川口の一九席を嚆矢とすといふ、

第五節 樂器

三味線は本名を三絃といひ、永祿の頃、すでに行はれ、慶長年中、義太夫節に合せて弾き初めしより世に弘まり、寛政十二年、大坂にて始めて歌舞伎に用ゐたれば、この頃より、金澤にては専ら座頭座の盲人替女これを習ひ、その技に堪能なるものは、酒興の席に招かれて弾き唄ひたれども、町人の婦女が往々これを弾き唄へるは、文政、天保の頃よりなりといへば、この頃まで、三味線は京都、大坂の所製を需要したりしが、卯辰、木綿町の越中屋與兵衛は、多年大坂に居りて、三味線の工を習ひ、天保の初め、金澤に歸り、愛宕下茶屋町大和屋宇八方にて一棹を造りしかば、需要多くして、遂にこれを家業となしき、琴は支那の謂ゆる箏にして、明曆、萬治の頃より大に行はれ、稍後れて、金澤にても武家の婦女及び町家の分限者の女兒これを習ひ、座頭座の盲人替女もこれを能くし、西嶋屋、關屋、安田屋などは、大和屋に次いで三味線、琴を製造せり、これより先き、革細工人越中屋八郎兵衛は、數代相繼いで今町の末枯木橋高の丁金小路に居住し、専ら大鼓、小鼓の革を製造しけるが、その製は他國に優り、

殊に小鼓の革は他の追隨を許さざりしかば、藩主綱紀のとき、天和三年十二月、藩の達書に、大鼓の革、太鼓の革は、奈良宜しき由なれども、小鼓の革は、加賀の外、宜しからざる由につき、自今以後、小鼓の革を他國へ移出することを停止すとの趣見えたり、京都の雍州府志にも、大小鼓革のことを、京師二條加賀屋井鳥丸三條南賣之、元出自加賀國、其製之人、謂丁金、彼所張爲良、猿樂之用大鼓、亦在二條通加賀屋井鳥丸」と記せり、丁金とは鼓革を製造するものゝ名なりといふ、

第十九章 相撲

第一節 藩の抱相撲

垂仁天皇の朝野見宿禰當麻蹶速を朝廷に召して力を角せしむ、相撲はこれに初まりき、後ち相撲節會の行事あり、天長十年の相撲節會には、越前加賀能登等の諸國に勅して、膂力あるものを搜求貢進せしめられ、承安四年、相撲節會再興のとき、一番の相撲は、加賀の住人藤井守安と因幡の住人尾張長經とを召合せり、室町時代には、武人の戯にも角技を試み、謂はゆる四十八手はこの頃すでに行はれき、徳川幕府の初に當り、戦國の餘風を帯びて、角技大いに士庶の間に行はれ、大名も好んでこれを爲し、諸侯は力士を抱え置きて、これを扶持せり、されば加賀藩にても、藩主利長のとき、その臣に松村總次郎といふものあり、世人は總次郎を順禮と呼べり、利常のとき、長濱屋與兵衛あり、寛永の初、利常上洛のとき、近江今津の甚右衛門宅にて、獅子之助の相撲を見て、直ちにこれを召抱え、又比良左内を知行百石にて召抱え、又山城鳥羽の小笹

甚四郎を召抱へなごせり、當時相撲組に加へられたるもの、頗る多かりしことは、寛永十一年金澤城内玉泉院丸に築山を命ぜしとき、相撲組五十人、鐵砲組百人、人夫として出役したるにて知られたり、當時相撲組の居宅ありし處を御相撲町と呼び、今の南長門町はその跡地なり、されど相撲組の富山藤繩は、無頼の青年等に推されて徒黨を結び、土藏を破りて剽盜をなし、又相撲組のものは、何れの芝居をも札錢なしに見物するなど、粗暴の行もありき、因りて相撲組を全廢して、復た謂はゆる抱力士を置かざりき、左に順禮を傳す、順禮は藩主利長の臣松村總次郎が相撲をこるときの名なり、嘗て京師北野千本の勸進相撲に臨み、七日間の相撲三十三番のうち、一度も敗れを取りしことなし、世人その強力を稱譽し、西國順禮三十三所に因みて順禮と呼べり、慶長九年七月十七日、越前の結城秀康がその父徳川家康を伏見の邸に招き、餘興にとて膂力ある士を集めて相搏たしめたるとき、越前の嵐追手と順禮と、東西の大闘たりしが、前相撲十四番の取組終りし後、二人組合ひけるに、追手の力優りけん、順禮脆くも敗を取りぬ、龜尾記に、

昔我藩に相撲の者を抱え置れたる頃、順禮と號せる無双の相撲あり、三

十三番引續けて勝ちたり、依て順禮と呼べり、其頃越前家の抱相撲に、嵐追手とて無双の相撲人あり、徳川家康公相撲興行命ぜられ、一覽の時、順禮と嵐追手と組合せられしに、順禮投げられたり、是より加州藩相撲を止られて、手木の者に成る、

とあり、されど、加賀藩にて抱相撲を廢めたるは、遙かに後の事に屬せり、又校合雜記に當時取組の狀を叙していふ、

結城三河守秀康卿、或時伏見にて家康、秀忠兩御所を招請せられ、相撲興行ありけるに、秀康卿の抱相撲追手と、前田利長卿の抱相撲順禮と取組けり、是ぞ今日の關相撲、誠に晴なる勝負なれば、諸人皆片唾をのみ見物す、彼の順禮といふは、つゞけさまに三十三番勝たり、故に三十三所に札を納める順禮になぞらへ名付たる程の膂力なれば、やや勝負もわからざりしが、追手の力や増りけん、力足を踏て順禮をば場中へなげ出しければ、庭上に集り、見物の者ども、したり／＼と一同はごよみけるを、奉行人馳廻り、御前なりと制しけり、云々、

特り「古兵談殘叢集」には、當時順禮は三十三番續けて追手に勝ちたれば、秀



康大いに怒り、家臣土屋左馬助刀を抜き、順禮の遁るを追うて斬りつけたれども、順禮僅に身を以て脱れ、後ち加賀に來り、戸川宗尹といひ、藩主利常に仕へ、七十餘歳にて病歿せる趣を記して、

順禮といふ相撲の名人は、三十三番續けて勝たる故なり、或時黃門秀康卿の相撲の者に勝ちたりとて、立腹なされ、あれ切れと仰せらる、秀康卿の家人土屋左馬助刀を抜き、其まゝ切らんとす、順禮早く逃げるに、其先に高塚あるを飛付て塚を乗越えんとする處を、袈裟懸に切りたり、去れども順禮は名譽の早き者なれば、深くも當らず、切先はづれて、右の肩先より十一の邊まで筋違に疵あり、其後加州へ來り、利常卿に奉仕し、戸川宗尹といふて、七十餘歳にて死す、大福人なりとぞ、

といへり、

附記

手木組 相撲組廢せられ、新たに手木組を置きて、力量拔群のものを採用し、相撲組の中にて、膂力殊に強きものをも手木足輕に召抱えたれども、手木組を置ける年代は今詳かならず、手木足輕の少からざる中にも、森田六兵衛

及び金田市五郎同大右衛門兄弟の如きは、その力量の名最も高かりき、葛巻昌興日記に云ふ、

延寶八年七月十七日、手木足輕之内、森田六兵衛、江戸吉原へ罷越、足輕小林次右衛門を切殺す、依之六兵衛死刑に處せらる、六兵衛は手木足輕三十餘人の内にて、無雙の剛力なり、凡五十貫目許の大石を持運び、或は八十貫目許の荷物を心易く持由也、

又可觀小説にいふ、

正保四年御家の力者、手木足輕金田市五郎同大右衛門兄弟兩人同道、江戸深川の八幡○宮岡へ參詣せしに、社前に大石あり、此石は往々力量の人々力試にする石なるに依て、其人々の姓名年月日等を彫置たり、右市五郎は弟大右衛門よりは常に力量増りて、拾貫目づつ重きを舉げり、夫故に、若し大右衛門不得舉におるては、市五郎必ず舉ぐべしとて、大右衛門右石を舉げるに、容易く舉たりけり、故に市五郎は不試となり、右石の重さ八拾貫目と彫て有りとぞ、則石工をして加賀宰相家來金田大右衛門舉之と年月日をも彫刻なしたりとなん、手木足輕にはさもありぬべき事なりといへり、

相撲の
興行

第二節 相撲の興行

加賀藩にては、謂はゆる御抱相撲を廢せられてより、相撲を以て職業とする者漸く衆く、角技の方法も亦進歩し、都會の勸進相撲の風に倣ひて、土俵を築くこと行はれ、明和八年、鬼界嶋岩右衛門、廣田權八等來りて、金澤高岡、富山に興行し、安永中、小野川九紋龍等、越前三國に興行したるに及びて、相撲益々盛んに行はれ、能登、鳳至郡、七海村の産にして、日下開山、横綱免許となれる阿武松、綠之助は、天保四年の秋、緋緘等とともに來りて、淺野川大橋の上流にて興行し、これと前後して、金澤の力士に名を成せるものに、源氏崎虎之助、犀川了助、若浪與右衛門等ありき、當時の興行日數は、晴天十日にして、大概犀川の寶久寺河原に假小屋を構へたりしが、淺野川、鈴見橋下、天狗淵の邊に於てせることもあり、廢藩の後、犀川河原にて興行したれども、明治十五六年頃より、晴天五日間、乃至七日間、尾山神社、尾崎神社などの境内にて興行し、最近は晴天三日間、乃至五日間、多くは各處の空地にて興行することとなりぬ、又藩政の頃は、關取、關脇などの大男を鹽に入れて、行水をつかはせながら、三四人にて

これを昇ぎ、一人はその背を洗ひつゝ、市中を練り行き、以て宣傳の用になせり、又當時見物人は男子に限り、最終の一日を限りて、婦女に見物を許すの例なりき。



り 歸 宿 の 士 力

第二十章 遊廓

第一節 遊廓公娼の禁遏

遊女は歌舞撥絃を以て宴興を助くるを業としたれども、後世に至り、唯嫖客の衾に侍するを以て足れりとなし、而も錦繡を装ひ、綺羅を衒ひ、その風自ら良賤の間に移りて、倫を敗り、俗を紊すの弊に堪へずなりぬ、故に元和寛永の頃、すでに三都及び諸國に遊廓公娼の設ありたれども、加賀藩には遊廓公娼の設を禁制せり、されど元和六年の夏、淺野川の下流を掘鑿して、舟楫に便ならしめ、石川郡宮腰○今、大野粟崎等より、直ちに物貨を城下に漕輸し得べからしめて、これを堀川といひ、その荷揚場をば、俗に揚場といひ、其處に荷積宿多くありて、その宿に遊女の居るもの亦少からず、その遊女を傾城と呼びたるにて、三壺記に、元和六年、宮腰大野より馬足の便りとして、淺野川の下安江といふ所まで、堀川を通じて河船の通行出來しければ、此地邊をば堀川町と呼びて、傾城共を置く」と見え、金澤俳優傳話の中にも、淺野川下安江の筋は、川

中を掘通し、ひき船にて毎日荷物を揚げることあまたなれば、堀川町とて荷積宿多く、傾城をも御免ありたり」と見えたり、又同年中河原町○今、野町とに風呂屋ありて、湯女を置き、これをして淫を霑がしめたるにて、三壺記に、元和六年に、中河原町と野町とに風呂屋ありて、湯女と名付て女共を置く、江戸芝口下屋などに似たりけり」とあり、寛永中には、城下の諸處に遊女散在して、浪に金銀を費すものあり、風紀も亦亂るの虞れありしかば、遊女を置くことを堅く禁制せられたるにて、寛永五年八月、金澤町中定書の中に、

一、於町中傾城並出合屋、堅く御停止之事、

一、當町風呂屋遣女之事、妄之作法有之に付ては、宿主可爲曲言事、

とありて、出合宿とはその媒合容止の家をいへるなり、尙ほ犀川惣構の風呂屋に、湯女を抱え置き、淫を霑がしむるものもありて、藩士中村刑部の足輕某の寡婦にして、綽名をイモカカと呼ばれたるものも、その娘及び多くの婦女をして、嫖客に接せしめしかば、イモカカを罰し、風呂屋の親子三人を泉野に於いて磔刑に處したることもありて、三壺記に、寛永年中、金澤にて傾城堅く禁制の處、犀川惣構の風呂屋に、湯女と名付抱置きたり、人々此女の爲に群集

せしかば、彼風呂屋の親子三人、共に泉野にて重罪に處せられたる趣見ゆ、故に同十四年三月の町中定書にも、亦これを反復して嚴に取締をなせしかば、その弊は一時著しからざるを致しぬ、當時能美郡串茶屋に府中屋と稱ふる茶店ありて、數人の婦女を置き、旅客に接待せしめたるが、遂に公許を得たる遊女の如くになり、これに倣ふて茶店を營むものありて、金澤より通ふ遊子蕩客も衆かりき、而も禁制を反復したる効果は著しからず、遊女湯女の類衆かりしにや、往々禁牢に處せられたるものあり、元祿三年十月、藩主故利常の三十三回忌法要を營みし後、禁牢中の遊女十九人を能登の奥郡に配流したることありき、寛保三年六月の布令には、出合宿をなすものあれば、向三軒兩隣に所拂を申付け、事情に依りて、その町の肝煎及び組合頭の役義を取揚ぐべき旨見え、明和三年六月の布令には、女を抱え置くもの、及び出合宿をなすもの多ければ、今後盜賊改方をして嚴重に取締らしめ、若し禁を犯すものあれば、近隣のものをも處罰すべしとありき、後ち華奢淫靡の風漸く長じて、遊女の制禁漸く弛ぶに及び、犀川口にては、河原川○今、下笹下町、淺野川口にては、主計町○俗に母衣觀音坂下○今、觀音漏尿坂○今、鹽屋小立野口にては、馬坂

○今、百々女木町の末などに、出合宿は軒を駢べ、その出合宿をコソヤと呼びて、遊女の娼合容止を業となし、その出入する遊女を座敷女と呼び、淫賣は公然の秘密として行はれ、士民の良俗を害すること甚し、殊に觀音坂下の出合宿の中には、驕奢を極めたるものもありて、金澤俳優傳話に、その驕奢の状と客人の遊び振りを叙して、

觀音坂下に座敷女多く居候内、藤田屋と申家はあり候處、座敷の内、虎の間、竹の間、松竹梅と名付、或は上級の座敷もあり、疊の縁は天鷲絨にてこしらへ、其外榮耀高直の品多く飾り、其物數奇たこへん方なし、加程におごり、遊所同様に相成候に、客人越候節、高聲ならず、騒ぐにも、つんぼさわざと申てものいはず、唯おかしき風して、酒呑むばかり、尤下女などに用事有る節は、多葉粉盆、灰吹などたゞき、又はせきばらひを相圖にいたし候、尤蠟燭などは相ならず、行燈に前かけをかぶせ、くらがりの遊なり、

と見え、又座敷女の中のほふか松は、嬌名最も高く、豪奢を盡したりしが、金澤俳優傳話に、その豪奢の状と、その末路悲惨を極めたる状を左の如く叙せり、以て當時遊女の風體の一斑を想見するに足れり、

観音坂下の女郎の中に、ほふか松といふもの有り、その頃の全盛にて、きり
 ようもよく、持て囃し候處、だん／＼奢りに長じ、客人の内五、十、廿、くれば候
 金は、手に取りあげず、客も一旦呉れ候金、取りあげ難く候ては置きすてに
 なり、果は下女のものになり候、先づ四五兩位から、不承々々に貰ひ受け候
 也、右まつに續きては、寶達のやす、金平糖の捨、さるの難、任田屋のこよ、いづ
 れも／＼、皆まつとうに勤め候果は、それ／＼立身いたし候也、男山の鶴な
 ごは、観音に墓所あり、獨りほうか松のみ奢りに長ぜし罰あたり、さかりの
 すへ、永煩ひをなし、盛りの時は、木綿の夜具もまとはざりしが、昔に引かへ、
 綾羅の絹は、藁筵といつしか變じ、さも淺ましき有様を、見る人毎に咲ふも
 あり、むかし振られし客などは、よい氣味かなと謗るもあり、又心あるかた
 へは、世の盛衰を感ずるもあり、その因果を感じ、昔あそびしよしみを思
 ひ、なみだながらに一步二歩宛とらせし人も有候に、それだに使ふたより
 なく、次第に心身憔悴し、言舌までもかなはぬまで、業病にとりつめられ、遂
 に路頭の土となり、はかなき最期をとげ、後は貰ひし金もちり／＼に、その
 ほとりに住むせし乞食どものものとなる。

遊廓公
 娼の設
 置
 東西兩
 新地の
 設定

第二節 遊廓公娼の設置

第一款 東西兩新地の設定

時に遊廓を設け公娼を置かんことを、金澤町奉行山崎頼母に歎願するもの
 あり、頼母等は、寧ろこれを許可して、嚴重に監督し、困窮に堪へざる子女をし
 て、その業を得しむれば、私窩散娼の弊を矯むるを得べしと思ひ、文政三年三
 月、藩主齊廣の許可を得、四月令して、上筋の犀川口にては石坂町邊を、下筋の
 淺野川口にては卯辰茶屋町邊の兩所を劃して、座敷女を抱へ置き、出合宿を
 營むことを得しめ、尙ほ從來隠かに出合宿を營めるもの、舊惡を宥し、兩所
 内にて營ましめ、家屋を新造改築するを固く禁じ、服飾器什に奢侈を盡すを
 嚴に警めなどしたるにて、その申渡は、實に左の如し、

出合宿の義は、御制禁に付、前々より毎度被仰渡有之、相顯候得者、嚴重御咎
 も被仰付候得ども、兎角密々宿引いたし候者有之哉に相聞え、風俗にも指
 障、且又輕き者共、困窮に迫り、御停止と存、不得止事、娘等他國へ年季奉公に

遣候族も有之、御縮方も立兼候に付、兼而内存之趣ども御達申置候處、近年町方末々輕き者共、困窮におよび候に付、輕き者共、渡世の爲、旁此度場所相極、茶屋女抱置候義、御指解有之候、仍之場所之義、上筋は石坂町邊、下筋は卯辰茶屋町邊へ振分可申付候條、是迄内々右宿仕候者共、舊惡御宥免を以、茶屋商賣可申付候間、委細之義は、懸り役人まで承合可申候、尤右之通り御差解之上は、以後外場所におゐて、内々右様宿いたし候歟、隱賣女指置候は、時々役人相廻り、綿密に相しらべ、取糺之上、嚴重に咎可申付候事、

一、右場所御差解候ども、奢侈成義は聊仕間敷家居等も當分は在成にて申付候條、急度相守可申事、

右之通、町中へ可申渡義に候得共、先當分之所、肝煎組合頭迄心得罷在、一統可申觸義は、猶更追而可及指圖事、

此に於いて、上筋のものを石坂新地又は石坂茶屋町といひ、下筋のものを、舊に仍りて卯辰茶屋町といひ、約に従うて、卯辰茶屋町を東、石坂新地を西と呼び、何れも四方に郭圍を設け、入口に黒塗の木戸を建て、木戸口には武家僧侶の入るを禁するなどの趣を書き列ねたる制札を立て、番所を置きて、手錠そ

の他の捕物道具を備へ付け、晝夜ともに二人宛勤番し、木戸の側に牢屋を作り、禁を犯して登樓したるもの、錢なくして遊興したるもの等を拘留するの用に充て、家屋は在來のものをを用ゐしむるの制なりしかど、その新築改造は、公然の秘密として行はれ、これが爲に町人の分限者は、請はるゝがまゝにその資金を貸與し、又は株料銀を一口五百目宛醸出して、その資金として貸與し、何れも時期を定めて償却せしめたるにて、金澤俳優傳話にいふ、

犀川にては石坂、淺野川にては茶屋町と二ヶ處、御聞届になり候、右之通り商賣御聞届の節、二ヶ處ども、あしき家多くこれ有り候につき、町方大家にて金主いたし候へども、行届かず候に付、壹人分銀五百目宛株料として御取上げなされ、家出來の上、御下渡しこれ有候、右の金に而圍ひ出來申候、さて、門には、帶刀のもの、又は袈裟衣著し候もの、入るべからずと御制札御立てなされ候、木戸番の前には、手錠、ゑがら棒、まんりきなど飾り、嚴重の御事に候、もし又客人の中にも、あしきもの參り、御役人御出向のせつは、木戸口にて壹人、顔を御改め、木戸を出だし候事、なかにも顔をあらはす事ならぬ客人達は、いろ／＼にして隠れ歸り候風情、まことにおかしき事に候、

第二款 茶屋と抱女

茶屋 茶屋即ち妓樓の等級は、上茶屋・中茶屋・下茶屋の三等に別たれたれども、結構は外觀を壯麗にし、内部を質素にし、家の入口に、晝は定紋を染め出せる無地紺の暖簾を吊し、夜は家名を書ける角行燈を掛け、前面に一様の細かき格子を箆めて、屋内を覗くを得ざらしめたるは、東西二廓相同じく、中にも愛宕茶屋町の松屋伊右衛門の家には、波に兎を彫り透かせる欄間を用ゐ、能登屋宗助方の二階の天井には、繪畫を描きなどして華奢を極めたりしかば、後ちその欄間を撤去することを命ぜられたり、金澤俳優傳話に云ふ、

廓の家々にては、夜分は四角なる行燈に家名を書き出し置き、日の中は、定紋づき暖簾をかけ、前には残らず揃への格子にいたし、町中うらゆき取極まり、そのうち松屋伊右衛門家は、みぎきの白木にて、さんかまちは波に兎を彫り透かし、能登屋宗助家は、二階残らず、繪天井にして、これも右のとふり美麗なる家に候、右伊右衛門家は、茶屋町中店開き相すみ候うへにて、町御奉行御檢分これあり、その節、右の彫物は、御差止にて候。

抱女

抱女 抱女におやまと藝者とあり、おやまは今の謂ゆる娼妓なれども、おやまと藝者と、その實大差なかりき、これ等の婦女は、大概町人の貧窮自ら支えざるものゝ娘なりしが、生計窘乏自ら衣食すること能はざるところの寡婦、又はその家は、帯刀の身分なれども、營辨艱苦のため、自ら進みて奉公したる女も往々ありきといふ、又當時市中に散在したる妾婦百五十人許を町會所に召喚し置きて、茶屋營業を許せる綿津屋忠藏、茶屋太郎兵衛、能登屋宗助等八九人へ無給銀にて與へられたるに因り、彼等はこれを公娼として使役したり、但農家の婦女、又は他國の婦女を抱へ置くことは、絶對に許されざりき、抱女の値段即ち花代は、金壹歩、銀拾匁、銀貳朱、銀五匁、銀三匁等の五等に別たれ、衣裳もその等級に依り、下着帯の類までも異にせしめ、金壹歩の女を全盛となし、全盛の女は、上中下何れの茶屋より現はるとも、上茶屋にあらざれば座敷に參會するを得ず、その勤めの刻限は、朝六つ時より晝八つ時までを一座、晝八つ時より暮六つ時までを一座、暮六つ時より夜四つ時までを一座、夜四つ時より以後を一座とし、一晝夜を都合四座となし、客人若しその遊興費を支拂はざれば、桶伏せと稱して、その客人を一室に容れて外出せしめず、

その馴染の娼婦は、時々往きて見舞ふを要し、狎婦はこれが爲に金子を調達して、その遊興費を立換ゆること往々ありき。娼婦は客の歸るを見送ることも、木戸の外へは一步だも出づるを得ず、娼婦にして若し隠かに親元へ立歸れば、七日の間、その娼婦に浴衣一枚を着せて木戸口に曝せり、これ仕置の最も惨酷なるものなりき。尙ほ娼婦にして流行せざるものをば、串村又は越中富山旅籠町へ鞍替せしめられたり、舊記に當時の殷盛の狀を記して、

是の年卯辰、石坂兩所に、遊女町兩曲輪共、方壹町四方餘の圍を付、卯辰は三番町の方に木戸を付、石坂は野町二丁目に木戸相建、帶刀人は、廻方役人の外は、一人も不通、番所を構へ、晝夜兩人宛勤番致し、尤おやま藝者、地他の美婦人を買請、木戸外ねも曾て不出、地方遠所とも町家の身元宜しき者の子弟、或は番頭手代杯を引入、晝夜共酒宴三絃太鼓、誠に其陽氣なる事、三都にも劣らぬ事共なり。

と見えたり、尙その詳しきは、左の文政三年九月の茶屋女御定書にて知らる。

茶屋女御定書 卯辰石坂
兩茶屋町

一、茶屋店上中下三通り分而、上茶屋中茶屋下茶屋ニ相極、女直段並衣裳大

體左之通、

一、金壹歩、衣裳御國上ケ縮緬迄、帶織同類、

但、此分追而全盛之者出來之上、相定可申、尤右ハ上中下何れの茶屋に出來候とも、參會ハ上茶屋迄に限り候事、

一、銀拾匁、衣裳大體右ニ准し可申候事、

一、同貳朱、衣裳縮紬等之内、下着ハ縮緬帶は織物類、

但、此分ハ相應ニ入交り、一座可然、勿論鳴物義ハ勝手次第之事、

一、銀五匁、衣裳糸入島、時宜ニカ、紬類迄、帶ハ縮緬カ、下品糸縮迄、相用候事、

一、同三匁、衣裳糸入島、帶ハ縮緬迄、

但、兩様ハ相置ニ入交り可致、一座勿論、鳴物三味線迄相用、其外禁可申事、右直段五通り之女、何れ之茶屋ニハ、上中下抱置候、尤其義ハ無差別候、若下茶屋ニ拾匁之女有之候共、下茶屋にて座敷不相成、上茶屋カ中茶屋迄取出し可申候、若上茶屋並中茶屋ニ五匁之女有之候共、其茶屋にてハ是又座敷不相成、下茶屋へ出可申候、

附り、假令ハ拾匁之女、勤方劣候ハ、直段引下ケ可申候、五匁之女たりとも、

勤方上り候ハ、直段引上ケ可申候、尤座敷出方之義ハ、本文ニ習可申候事、

一、勤中刻限、朝六ツ時カ晝八ツ時迄一座、晝八ツ時カ暮六ツ時迄一座、暮六ツ時カ夜四ツ時迄一座、夜四ツ時已後一座、都合晝夜ニ四會之圖りに相心得候事、

一、大體一座小物類之内、吸物さしミ類迄ニ相心得可申候事、尤右様ニ不及分も有之、又ハ客之好を受出し候義ハ、不苦、何れ一座之模様見計可申候、何分押出義堅仕間敷候、

一、客罷歸り候節ハ、若模様ニカ送り申義ニ候ハ、木戸際迄ハ不苦、木戸カ出候義ハ堅禁候事、

一、座中女共互ニ内談、或爲自分外客ヘ立行候而噂咄等堅不仕候、□□□□

一、夜具之義ハ、女方カ出し、持參可致候事、

一、客カ送物有之節ハ、其品物見計、爲祝義、一割客茶屋ハ心付可致候事、

一、惣而女直段之内、本方茶屋□割並ニ御役所除□之御定等、割冊帳面之通、

急度相守可申候事、

一、客方本方茶屋取引之日限、三月十日、五月十日、七月十四日、九月十日、十二月晦日、右ニ相極可申事、

尤茶屋方カ花方ヘ對し、不指引有之時ハ、客方カ指引ニ無貪着、店ニ名知帳面抜出し、差引相濟迄、女取引無之事、

一、惣而女門外致候刻ハ、上茶屋一町十四軒之内、番人月番相定置、右月番之内、入、通り札を請可申候、尤上茶屋印鑑爲見合、兼而カ木戸番所ヘ出置可申、且又貳朱已上之分、門外之節ハ、壹人ニ壹匁充、同五匁已下之分、門外之節ハ、壹人ニ三分充相渡、請取可申候、

尤除銀ハ、毎月途勘定、上納可仕候事、

附り、親病氣故障共有之、外出之義ハ、其段及斷、札を受可申迄にて、出銀出し申に及ばず候、併歸宅ハ、夜五ツ時を限り、若其カ遅刻ニ及候ハ、木戸番月番カ相糺可申候事、

一、客方若年親懸り之人、或ハ手代主人持之者ハ、分限を見計可申候、猥に引込不申様、茶屋中相置ニ急度吟味可仕候事、

一、客方見知らざる者ハ一切仕間敷候、若し同道之者見知有之引請人ニ取立可仕候、尤名前帳面に記置可申事、

第三款 藩府と遊廓

文政七年七月、藩主齊廣卒す、卯辰石坂兩茶屋町の茶屋營業者は、齊廣が遊廓公設を許可したるを常に徳となしければ、冥加と稱し、自ら進みて墓の石材を郊端より墓所まで運搬するの役に當れり、當時藩内に令して、五十一日間遠慮を命せられたれども、兩茶屋町は進みて自らその業を休止せしかば、茶屋一軒毎に錢三貫文を給與して、その休業中の生活の資を補はしめ、これより先き、齊廣その苑裘たる竹澤殿を營構するに當り、石引町の民家を買収して、敷地を取り擴めたれば、兩茶屋町は特に銀十五貫目の運上をその足し銀として差出せり、又文政三年、犀川淺野川の兩大橋が、洪水の爲に流失せしとき、兩茶屋町は、町奉行の命に應じ、橋梁架設の足し銀として十五貫目を差出だせり、

第四款 風紀の取締

遊廓の新設、公娼の存置により、纒かに散娼の跋扈を防遏するを得たりしかば、娼婦のうち、禁を犯して廓外を徘徊し、家中下々の婦女までも、娼婦の衣髪を真似るが爲に、士庶の良風美俗を傷ぶること頗る甚しきものありしを以て、文政六年三月、法令を發して、嚴に娼婦の廓外を徘徊するを禁じ、若しその禁を犯すものあれば、捕縛して罪に行ふべしといへり、而も廓内の風紀益々亂れて、奢侈日に長じ、金銀を浪費せしむるの弊に堪へざりしかば、文政十二年十一月、更に令して茶屋の結構、抱女の衣裳などを質素にすべく、家中の子弟又は僧侶、醫者等をして遊興せしむる茶屋は、廓内より追拂ふべく、客の身元に拘はらず、遊廓の費はすべて現金にて請取り、決して客方に赴きて居催促をなすべからず、抱女に對して非道の振舞あるべからず、實直に營業して高利を貪るべからず、廓内にては客が帽子等にて面體を隠すことを制止すべしなど、嚴に戒飭するところあると同時に、從來抱女の直段十匁を八匁に、七匁五分を六匁五分に、五匁を四匁三分に、引下げ、酒肴等の代を合せて十一匁

一座、九夕一座、六夕一座の三種に改め、木戸口には、町家の店頭を借りて役人の出張所に當て、その監督に便じ、木戸番は夜間三人詰合へりしを二人に減じ、更に非人頭仁藏の配下一人をして、斷えず廓内を巡邏せしめ、尙茶屋の結構宏大なるものは割家になさしめなどせり、その詳は左の如し、

茶屋町並石坂新地園内縮方之覺

一、茶屋共、最初より仕法相立候後、追々花麗に押移候義有之、不心得之至に候、依而以來、諸事實素に相心得可申事、

一、御家中之子弟等、紛込候共、宿致間敷候段、毎度嚴重申渡置候處、今以心得違之者も有之、中には忍び躰と乍存引込み候族之者も有之哉に相聞え候、以來家中之子弟等宿いたし、追而相顯候におゐては、園内追拂、急度可申付候事、

一、出家沙門醫者之風俗にて紛込候儀も無之哉、得々吟味いたし可申候、自然不吟味之族有之におゐては、前段同様可申渡候事、

一、客身元に不拘、都而現銀に雜用等取請可申候、尤現銀と相定候上は、客方へ罷越、居催促杯いたし候族有之間敷候事、

一、怪敷客ヲ見受候者、早速内々役人に相届可申事、

一、町方親懸り等之者、又は手代等身元相計可申候、毎度罷越、身分不相應之族有之候者、其父兄又は主人等に届可申候、右様之所を等閑にいたし、客身分故障等出來候而は、畢竟茶屋共不繁昌之基に候條、此所厚く存込可申候、

一、抱女園外禁足候義、毎度申渡候通、急度相心得可申事、

一、抱女衣裳之義は、先是迄之通たるべく候、しかし中には奢侈なる染模様等も有之體、以後成限り危品相用、花美成義、一切致間敷候事、

一、園内博奕に似寄候義、一切不相成旨、毎度申渡候通、急度相心得可申事、

一、抱女召抱候節、取縮入念置候、勿論非道之仕方在間敷候義、最初申渡候通、猶更急度相心得可申事、

一、園内諸品高直第一抱女其外雜用等も多く相懸り候躰に聞え候、依而詮議之趣相極、左之通申渡候條、急度可相守候、勿論右に准じ、諸品取扱候品、高利等不申請、實體に商可致候、

是迄拾夕之抱女、八夕に引下げ、酒肴等雜用三夕、十一夕に而一座と相定候事、

是迄七匁五分之抱女六匁五分に引下げ、酒肴等雜用貳匁五分、九匁にて一座と相定候事、

是迄五匁之抱女四匁三分に引下げ、酒肴等雜用壹匁七分、六匁にて一座と相定候事、

右之通、晝夜三座と定候得共、客座重候儀は、格別にいたし、諸事實素に相成候様、可申付候事、

一、兩圍之内、惣步數、五千五百步餘之内、九百五拾步計、先達而より追々爲切出候得共、猶又追々、遂詮議、成限り、小手前にいたし、不用のケ所追々切出し可申候事、

一、茶屋家建目立候分、追々割家に申付、隨分以來華美ならず様、可申付候事、
一、兩所共、木戸ヶ所に町家之店壹軒借置、密々廻り方役人ども爲見廻、紛數者入込不申哉、しらせ可申候、尤圍内帽子等にて面體を隠し不申様、番人より申談候事、

一、木戸番、是迄夜分三人相詰候得共、以來は二人宛テいたし可申、別に仁藏手合之者壹人、圍内に指置、紛敷風體者、先彼者より可爲相尋候事、

第三節 遊廓公娼の廢止

曩に遊廓を設け公娼を置くことに反對したる老臣本多播磨守は、娼婦横行して、士庶の風儀大いに紊るを憂へ、天保二年八月、藩主齊泰に稟申し、令を下してこれを禁止せり、その公許せられたること、實に十二年間なりき、而して茶屋業者に對しては、悉く正業に就くべきを切に勸告したり、然れども當時の茶屋業者は百六十餘戸、遊女は二百餘人、遊女一人に投せる資銀は、一貫目乃至二貫目にして、一戸多きは五七人を抱ゆるものあるを以て、倘し茶屋業者は藩命に従うて遊女を解放すれば、抱主の損耗復た言を須たず、故に禁を犯して遊女をその生家に還らしめず、領外に轉賣するの徒出づるなきを必せざれば、藩は茶屋業者に資銀若干を與へて、その損耗を補はんことを茶屋業者より町奉行に歎願したりしかば、町奉行はその嘆願に同情して、彼等の爲に銀四十貫目を支出せんことを求め、藩遂にこれを聽許し、家持百十一人に三百目宛、店借五十一人に百八十目宛、廓内に住して茶屋以外の業務に従ふもの八人に六十目宛を與へて、その損耗を補ひ、次いで木戸を除却し、家

屋の體裁を普通の民家の如くに改造せしめき、されどその後シツボク女と稱する給仕婦を仕立て、密かに遊女に類似したる業を營めるものもありき、弘化三年、石坂新地の名を石坂町に復し、卯辰茶屋町の名を愛宕一番丁、二番丁、三番丁に改め、二階造のもの又は多數の客室を有するものを普通の住宅に改造せしめなごせり、

これより先き、兩茶屋町にては、始めて遊廓公娼を置ける當時の藩吏、年寄御用番前田土佐守、村井豊後守、御用部屋、岩田傳左衛門町奉行、山崎頼母、宮崎信次郎を徳とし、就中、村井、山崎兩人を神として祭るが爲に、各、その廓内に村山大明神の社殿を建立して、守護神に崇め、鳥居に天満宮と書ける額を掲げた、事は舊記の中に左の如く見ゆ、

是の年、卯辰、石坂兩所に、遊女町、兩曲輪共、方壹町四方餘の圍を付、卯辰は三番町の方に木戸を付、石坂は野町二丁目に木戸相建、帶刀人は廻方役人の外は、一人も不通、番所を構へ、晝夜兩人宛勤番致し、尤おやま藝者、地他の美婦人を買請、木戸外江も曾て不出、地遠とも、町家の身元宜しき者の子弟、或は番頭、手代、杯を引入、晝夜共酒宴三絃太鼓、誠に其陽氣なる事、三都にも劣

らぬ事共なり、是も村井殿並山崎の取計ゆゑ、願相叶候杯と、世上の取沙汰なり、右兩所曲輪内に鎮守を建立、春秋是を祭る由、其神名は村山大明神と神號を付、一統是を信崇すると聞、然れば右頭の字を合し祭りしか、又は村山の社號、外に謂れ有か、迫而穿鑿すべき事なり、

然るに卯辰茶屋町の天満宮の額は、或日風雨なきに故なくして地に落ちければ、人々奇異の想をなし、或は不祥の兆候にあらざるかと疑ふものありしが、未だ數日を経ざるに、果して遊廓廢止の嚴命ありけるにて、事は金澤俳優傳話に記して云ふ、

茶屋町御免仰付られ候節は、三月二十五日に候故、此時の御役人衆様を神にあがめ申たく、觀音町西源寺の後ろ口にて宮地を求め、勸請仕り、その後右御神を八幡境内向へ移し候、右にてもあるまじく候へども、宮引き候節より追々に衰微いたし、○中略ある夜、風雨もなく天氣穩なるに、鳥居にかかり、天満宮の額地におちてありける故、人皆いかなること、落ち候やと評議いたし候中に、茶屋商賣御指止仰出され候、これによつて、右の額落ち候事、御知らせなるべしと一統存じつき候、

第四節 遊廓公娼の再置

第一款 東西兩新地の復興

慶應三年八月、藩政改革の機運に乗じて、遊廓を再興し、石坂町を西新地、愛宕町を東新地といひ、娼婦と藝妓を置き、九月より開業せしめ、係役人の外は、帶刀したるもの一切廓内に入るを嚴禁し、その制遏を肯せずして、強ゐて入るものを捕縛したるにて、當時の布令に、

今般御僉議之趣有之、愛宕町、石坂町兩所於舊地、遊所取開候儀、御聞届被成候之處、於右兩所圍出來、當九月九日より茶屋商賣爲相始候旨、町奉行申開候、依て右日限より、帶刀人は勿論、懸役人之外、一刀帶候者に而も、圍内へ入込候義、堅指留押而立入候者は、爲召捕候筈に候、
右之趣、一統可被申談事、

と見えたり、この年出版の東新地暖簾鏡に據れば、平日揚の刻限、曉八ツ時より夕八ツ時まで、花一枚に付貳時、夕八ツ時より朝八ツ時まで、花一枚に付一

時とし、花代は一枚に付藝妓拾々、娼婦拾々、雜妓七々、遠所藝妓は拾々、月次紋日は、正月三ヶ日、七日、十五日、三月三日、五月五日、七月七日、十五日、九月九日、外に祭禮三日、茶屋は大暖簾六十一軒、中暖簾四十二軒、小暖簾九軒にして、小暖簾は謂ゆる貸座敷に同じ、藝妓百十九人、娼婦百六十四人、遠所藝妓四十五人にして、雜妓の數は詳ならず、大暖簾の尤なるは、のとや、花深處、忠繩屋、春暉樓、ゑん蝶、倚松樓、桶孫、江月樓等にして、藝妓は岩瀬屋の六人を最多とし、娼婦は福又等の六人を最多とし、料理屋は翠月樓、いそやの二軒なりき、而して當時兩新地の廓外に於て、婦女を抱へ置き、出合宿に類似の業を營むを禁制せり、されど明治四年廢藩の後、西御影町、常盤町の邊に於て、この禁制に背くもの益、多かりしかば、同五年二月、縣は更に左の布令を發して、廓内の婦女が廓外にて歌舞し、又は淫を囁ぐことを禁じ、これを見て制止せざるものあれば、罪を犯せるもの、及びその組合のものをもに處罰することゝなせり、

先年東西新地遊茶屋商賣指許候上は、右圍外に於ては、婦女抱置、三絃相用、歌舞遊いたし、或は出合宿に似寄候營は、嚴禁之旨申渡置候得共、今に常盤町邊暨西御影町等公然相營候躰、以之外の事に候、右様相成候ては、風俗も

攘亂、畢竟淫蕩愛頑之域に陥り、其弊各不少に付、更に令禁止候條、爾後心得違無之様、嚴重可申渡、就ては調方紛敷に付、三絃相用、歌遊致候之義指留候、組合之者に於て、互に相注意し、萬一右様之者有之候は、速に可申出、目前見のがし、其儘指置におゐては、本人は勿論、組合之者に至迄、落度可申付候、云々、

第二款 娼妓の解放

明治五年五月、政府令して人身の賣買を禁ぜり、當時市中に藝妓多くして、特に東西兩新地に多かりき、同年十一月二十三日正午を期し、兩新地の家主及び抱女即ち娼妓及び養女、年季雇の婦女を區會所に召喚し、布令の趣旨を懇切に説き聞かせ、その場所にて、役人立會のうへ、家主をして娼妓に對し、今日より暇を遣はず旨を申渡さしめ、同月二十九日を限り、娼妓一同を本籍地へ戻し、その親元などより當人引受の證書を差出ださせたりき、

第二十一章 各種の市民

第一節 座頭

座頭は盲人の稱にして、史傳に據れば、光孝天皇の御弟仁孝親王、兩眼を盲いさせられしが、その薨後、天行幸の夜路次にて、多くの盲人が闇に迷ひ居れるを叡覽あそばされ、京都に店屋を建て、無縁の盲人を養ひ住はせられ、剩さへ、盲人は猜疑の心深きものにて、同類同志の參會に、位階なくては鬭争を起すべしとて、官位を次第して、盲人のたつきとなし給へり、然れば毎年七月、諸國より盲人上洛して、親王の御忌日を弔ひ奉りき、その上洛四回に及べるものを四分、八回ものを四度、十二回ものを勾當、十六回ものを檢校と稱へ、檢校を極官となし、その官位は、天皇の御末の公卿久我家より與へらる例なりしが、貞享三年七月、須田檢校湯淺檢校等が、加賀藩吏の訊問に答へたるどころに據れば、後世盲人の官位なきを初心といひて、竹杖を用ひ、初心は打掛に昇れば、始めて肩衣袴を著け、衆分に昇れば、始めて櫛の素木の杖を許さ

れ、臺座を歴て在明に昇れば、始めて黒衣と黒塗の杖を許され、勾當に昇れば、始めて杖頭に片撞木を許され、檢校に昇れば、兩撞木を許され、その昇進料は、衆分となるには九百目、勾當となるには十八貫目、檢校となるには三十六貫目の定にして、上洛の回数に拘はらず、一定の昇進料を久我家に納むれば、隨時歴官し得られたりといふ、四條天皇のとき、比枝山の檢校生佛は、山王の示現により、平家物語を音曲によせて歌詠したることは、盲人が平家物語を謠へる初にして、盲人は官位を得るとき、祝儀に平家物語を彈奏したりとぞ、凡べて盲人は三絃、箏、曲、鼓、弓などの遊藝に堪能なるを努め、唄は京唄のみにして、他の雜謠を修めず、遊藝師匠として、子女に絃歌を教へ、遊藝稼人として、宴席にて座興を幫けたれども、勾當、檢校は高く自ら標置して、敢て稼人を以て居らず、而して藩政のとき、座頭座に籍を有するものは、座頭に限られ、謂ゆる按摩は初心にして、その籍なかりき、座頭座は石屋小路に在りて、金澤町奉行の支配を受け、武家町家に婚禮、養子元服、家督自見、出産又は不幸、年忌などある毎に、座頭往いて、施財を取立て、武家は祿高の多少により、町家は身代の豊乏によりて取立て、大概家々の先例に准じたれども、婚禮、家督の場合には、多

額なるを例となし、人々之が取立を拒むことを得ざりき、又その施財を得る毎に、座頭座に蓄積して座費に使用したる外、檢校、勾當以下座頭に配當して、その生活費用に充て、毎年期を定めて、檢校、勾當以下相集りて講を勤め、心經を同音に誦し、施財の願主の息災延命を祈念せりとぞ、又城内殿中には、檢校は御用を勤むる町醫者と同席に著座し、上下の階級なき程、優遇せられきといふ、文政七年正月の調査に據れば、當時市中の檢校九人、勾當十四人、衆分より無官まで百四十人、外に替女二十一人ありき、檢校、勾當の二三を左に傳す、

宮方時一 時一は寛保二年五月加賀河北郡宮保村に生れき、父を次郎兵衛といひ、家世、農夫たり、時一幼にして、兩目盲なり、家素より貧困なりしかば、十五歳のとき、金澤に來り、村岡檢校の門に入り、鍼治導引の術を學び、寶曆十八年、始めて座列衆分に入り、明和七年擢でられて座頭役人となる、年甫めて二十九、寛政元年、四度官に任ぜられ、翌二年、勾當に陞り、同七年、檢校に陞り、同十二年、加越能三州座頭支配を命ぜられ、其職に在ること二十年、文政二年請うて辭し、翌三年、班次遂に八老列に至り、當に京都に抵りて座務を執るべか

りしに、病を以て辭し、同九年十一月八十五歳にて歿せり、時一は富嶋檢校の後を承けて興り、門下進顯する者六人、涉澄檢校繼一丸岡勾當廣一石黒勾當法政一笠松勾當寄一清波勾當殘夢一稻葉勾當榮一これなり、富嶋氏の流は、初め甚だ盛ならざりしが、時一に至りて繁昌せりといふ、世の檢校に陞るものは、率ね乾没百端之を激求すれども、時一は自奉儉嗇、數十年の間、銖積寸累して、以て此に至れるを稱せられき、

北一 北一字は學明、父を三郎兵衛といふ、能登七尾の人なり、文久三年二月、北一金澤に生る、八歳るとき、痘を疾みて明を失し、檢校嶋村氏に従うて學び、絃琴はその蘊奥に通じ、四度勾當を歴て、遂に檢校に陞り、享和三年五月、十六歳にて病歿せり、

板津不守一 不守一は、加賀能美郡板津郷領主板津氏の後裔了甫の第三子なり、幼より、兩眼盲なれども、夙に儒學に通じ、又歌學に長じ、連歌を能くし、能順と親交ありき、後遂に檢校に陞り、小林松坂鹿島等檢校と共に藩主前田光高に近侍し、十人扶持を賜はり、延寶七年歿せり、

〔參考〕

○座頭坊昇進之次第

- 一、初 心 座頭之部位ニ入而、無官之盲人を申候、
- 一、打 掛 蒲黃色麻之肩衣袴、麻苧はたん、上ニ六ツ下ニ三ツ、但繋りはたん菊とうちと申候、
- 一、齊式元座 分 白絹之肩衣袴、紫練くりはたん袴裾、左右ニ繋り、素木杖、昇進料九百目、
- 一、萩元座 分 右同様、昇進料壹貫百目、
- 一、中老引元座 分 右同様、昇進料壹貫參百目、
- 一、榮 分 右同様、昇進料四貫五百目、紫之練くりはたん袴裾、繼目、右ニ壹ツ繋り、
- 一、在 明 座 黒衣、昇進料九貫目、黒塗杖頭ニしゆもくなし、
- 一、勾 當 黒衣、昇進料拾八貫目、黒塗杖、但杖頭片しゆもく、
- 一、檢 校 黒衣、昇進料拾六貫目、黒塗杖、但杖頭兩出しゆもく、
- 一、長 於京都 老 一 郎とも申候、日本惣檢校之内、最初之古き者、此職司り申候、諸國より登る所之官銀配分、大抵年中金參四百兩取申候、但年々増減有之候、
- 二 老 一 老死候へは、二老陞て一老と成申候、同斷百兩余、
- 三 老 右に准し申候、同斷百兩計、
- 四老より十老迄 同配當爲役料金拾五兩充外ニ國々檢校
- 右一老より十老迄之内死去いたし候へは、此外之諸國惣檢校之内ニ而最古き者、京都へ引越、相勤申候事、

第二節 崎人

崎人はいつの世にもあり、隠遁して世と相遺るもの、飄逸にして一世を愚にするもの、痴呆を盡して人に詬罵せらるるを悦ぶものなど種々あり、古くは大豆穀彌七、井西道夢など皆然り、而も藩末の季に當り、士人にして、奇行百出、以て世を嘲り俗を諷せること、脇坂七兵衛、太本保雅、樂助の如きは稀なり、憾らくは、町人に崎行あるものは多く傳はらず、又人の噉ふに堪へざるものを喰ひ、人を驚倒せしめて快哉を呼ぶものあり、これをいかもの喰といひ、堀無佐の如きこれなりき。

彌七 新道の西福寺に彌七が豆菽にて胴を作れりといふ太鼓を藏む、傳説にいふ、加賀石川郡大野村に何某といふ農家あり、或る日、面識なき男來り、吾は彌七といふものにて、よき男なり、召遣はれよといふ、自らよき男といふは、古の風俗なりき、主人聞いて雇ひ入れ、翌日の朝、麥畑を打てよと命ぜしかば、彌七鎌を持ちて畑へ出で、終日仕事をなすこと他の雇男に倍し、主人に對ひ、何とよき男にあらずや、ちと譽め給へといふ、主人その自慢を心憎く思ひ

汝したゝかに飯を喰はせて養ふなれば、畑を打てるにあらず、飯が打てるなり、汝自慢するを止めよといひければ、彌七首肯きぬ、又の日も畑を打たしめたるに、日すでに西に傾けども歸らず、主人これを恠みて到り見れば、彌七鎌の柄に飯器を風呂敷包みのまゝ括りつけ、その身は傍に臥しゐたり、主人呆れて、此はいかにと問へば、彌七答へていふ、畑は飯が打つなりと謂はれし故に、朝來斯くして見つゝありといふ、主人理に服して詫げれば、彌七畑を打つこと従前に異ならず、或時、主人彌七に對ひ、凡そ人に使役せらるゝものは、主人の命に従ひ、己が了簡を交ゆべからず、米俵の用意に蔭を編めよと命じ置き、晝飯のとき、今朝より何枚編みたりやと問へば、一枚未だ終らずと答ふるに、主人これを恠み、行き見れば、一枚の蔭長さ五六間許を編みたり、主人呆れてこれを詰れば、今朝編めよと命ありたれども、止めよとの命なき故に、己が了簡を交えずして此の如しといふ、彌七は只管主人の爲に表裏なく入精するに依り、田畑は他に倍して實り、事毎に利益を得て、その家富み榮え、彌七この家に仕ふること三年なりしが、一朝主人に暇を請ひ、忽然出で去りて、遂に往くところを知らざりき、この趣は、加賀古跡考に載せたり、金澤の諺に、兒童

が親の意に違うて、自由をいひ立つるを、俗にヤヒチといふも、彌七の故事より起れるかともいふ、

井西道夢 天明年中、井西道夢といふ乞丐僧あり、古びたる紅き衣を着て、車内に起臥し、他に往くときは、乞食の徒をして車を輓かしめ、武家又は商戸に抵り、米錢を乞へり、然れども意氣頗る高うして、冷飯を食はず、又能く人の吉兆を前知す、或日藩士江守平馬の門を過ぐ、時に平馬遠慮中にて門を閉ぢるたりしかば、道夢門を敲き、傲然として云ふ、平馬は明日赦免せられ、尙ほ慶事あるべし、心得置くべしと、果してその言の如く閉門を免ぜられ、數日を歴て馬廻頭となれり、その他往々これに類せることありき、又死者供養の爲に、さて、茶毘所又は行刑場に地藏佛、石塔の類を築造したるが、今に至るまで存するものありとぞ、後終るところを知らず、

堀昌安 昌安諱は維新、昌安はその字にして、自然子と號す、高名の眼科醫なり、率直にして施を喜み、媚諛を惡む、或年犀川汎濫して、千日町邊の家屋多く流失し、荒地となりたれば、昌安過分の費耗を投じて買ひ取り、一條の町地となし、園を作り、口を附けて昌安町と名づけ、園の内に諸宗の道場を建て、種

々の商舖をも建て、獸肉の煮賣店もあり、あから庄之助といふ劔術者は、園の内に稽古所を構へ、門弟多かりき、昌安その門弟を誘ひて、煮賣店に抵り、獸肉を噉はしむるに、相顧みて躊躇しければ、昌安叱して食はしめぬ、昌安は名門勢家より來診を求むるも、輒すく應ぜず、止むを得ずんば、郊端の柳原に棲める乞丐を儲ひて、駕籠を昇がしめ、往いて治療すれども、貧しき者疾みて診療を請へば、往いて親しく疾を視、施療してその償を求めず、反りて資金を貸して商業を營ましめき、文政十二年八月、六十四歳にて歿せり、子孫その業を繼いで、廢藩の時に迫べり、

脇坂七兵太 藩士脇坂七兵太は常に奇行を好み、風體は人の耳目を驚かしぬ、或年藩主に従うて江戸に赴けるとき、七兵太の笠は、他人の被るものより頗る大なりしかば、監察の吏これを詰りて小さくすべしといふ、翌日、その大き頭の廻りに同じきものを冠りぬ、又或年の布令に、諸士出勤のとき穿つところの足袋は、白紺入交ぜ隨意たるべしとありしかば、左右の足に白と紺とを交え穿きたり、監察これを詰りしかば、七兵太は白紺入交ぜ隨意とあるに依ると答へき、七兵太に一女あり、某婚を求む、七兵太云ふ、衣裳を蓄ふるこ

となく、殆ど裸體の如ければ應じ難しといへれども、某は裸體なるも可なりといひ、強めて乞うて止まざりければ、七兵太これを諾し、吉日を選びて女を送る、某の家これを迎ふ、女駕籠を出づるを見るに、果して裸體なりしかば、皆大いに驚く、附添への者その約の如きをいふ、某止むを得ず、他の衣服を着せしめて祝杯を擧げたるに、翌日七兵太は衣裝道具を備へて贈りぬ、又嘗て年賀の爲に藩主に謁見するに當り、着するところの鬘斗目社袴は古びるたりしかば、監察これを詰る、七兵太いふ、諸士往々にして一の禮服を吉凶兩つながらに用ゆるものあれども、吾家は然らず、吉凶ともに其服を殊にす、この鬘斗目上下は祖先某が藩祖に謁するとき、始めて着してより傳へて今に至り、曾て他に流用せず、二百餘年の久しき、此くの如く着衣したりと、明治の初、廢刀の令出づ、七兵太乃ち刀の代りに搦木を佩し、大目の網を羽織となしてこれを着し、その袴は縞或は無地など種々の小裂れを以て縫ひ繼ぎ、最も異風なりしかど、警吏これを問はざりき、七兵太と稱するは、金澤の方言にて尻の意なり、初め七兵衛と稱せしが、藩末に至り兵衛左右衛門の如き舊官名の稱呼を停止したれば、斯く滑稽なる稱に改めたりとぞ。

本保雅樂助 雅樂助は藩士にして武藝を能くし、大小將組に班せり、恒に好みて美服を着せしかば、風雨のとき、その汚れんことを恐れ、隣近を往來するにも、駕籠に乘れり、廢藩の後は、服裝に制裁なきに依り、紫縮緬の着服に丸くけの帯を締め、黒天鷲絨の羽織を着流し、紫の絹打紐にて結髪し、妾二人に美服を纏はしめ、休憩の用にとて、下僕に床几を手持たせ、毛氈を肩に擔がしめぬ、市人はこれを歌舞伎業平とも、伊達本保とも呼べりき。

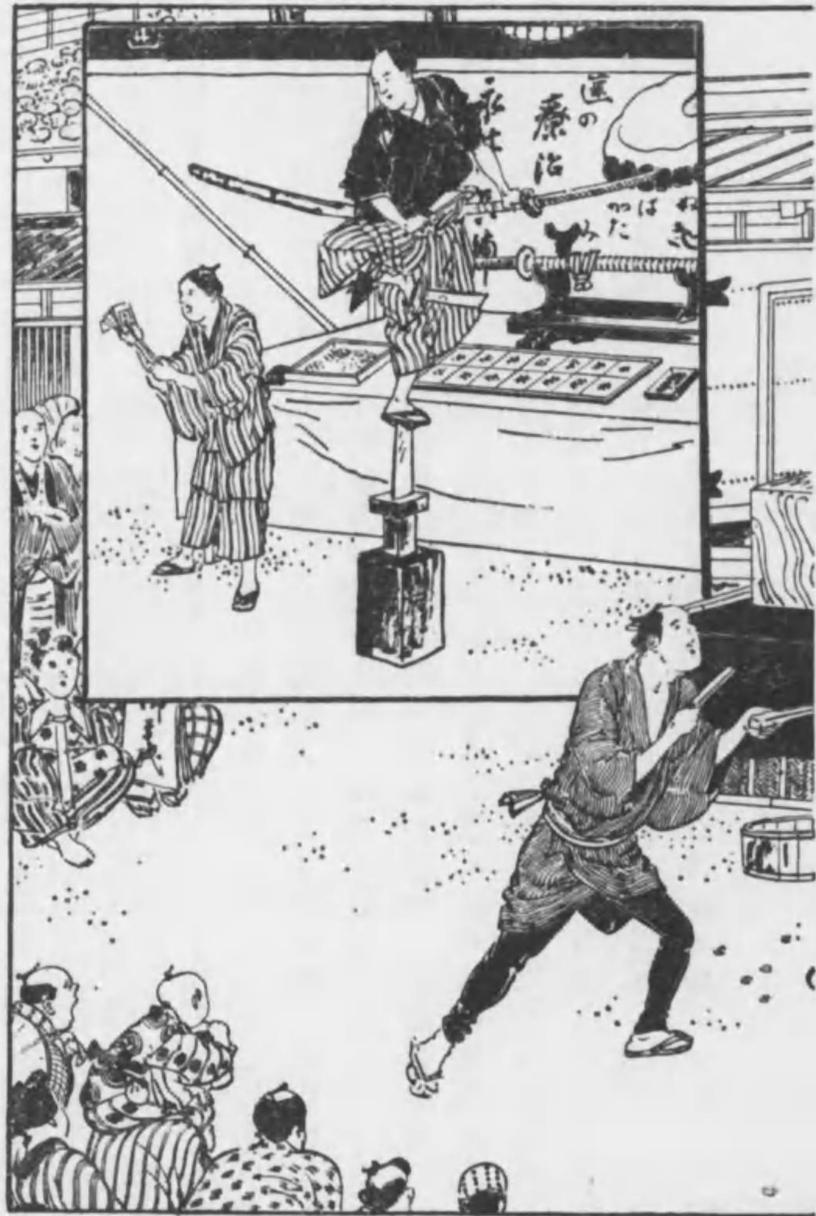
堀無佐 無佐は身體強壯にして、武藝を能くし、閑暇の日には川狩をなし、網に入るものは何にても皆これを食へり、或日色黒く極めて堅き物あり、煮てこれを口にし、久しく咬めども碎けず、翌日よくこれを見れば、雪駄の皮なりしかば、笑うてこれを捨てたり、或日執政前田土佐守の招に應じてその邸に抵りしに、土佐酒を侷め、鼠の子の未だ毛の生えざるを皿に盛り、酢醬油を注ぎ、その他これに相應したるもの二三品を下物に饗せしかば、無佐悉くこれを食ひ、鼠子の血、口外に流る、土佐守これを見て胸悪しく、その口中に在る物を嚥下する能はずして、これを吐き出せしかば、無佐見て又取りてこれを口にせりとぞ。

第三節 顔役

江戸にて謂ゆる旗本奴は、天下の直參と稱し、豪放寛濶にして、市中を濶歩横行する輩を指していひ、町奴の多くは、武士の横暴を憤り、武を磨き膽を練りて、これに抵抗する徒を指していへり、町奴とは、侠客の謂にして、男伊達六方者ともいひ、中に半俠半賊のものもありき、されど金澤には昔より武士、町人に任俠を以て自ら居るものなければ、武士と町人の確執なく、唯天保弘化の頃、侠客を顔役といひてその稍、名を知られたるものに、大和屋定五郎と綿津屋政右衛門とあり、定五郎は繻縫を業としたるがゆゑに、繻定と呼ばれ、政右衛門は綿政と呼ばれ、京三度飛脚の宰領にして、観音院の三重塔を再建したり、憾むらくばその事蹟詳かに傳はらざれども、往來する貧しき旅人に草鞋を惠與したるなどの佳話も傳はり、言行麤厲のものにあらざりき。

第四節 香具師

金澤にては、香具師即ち謂ゆる野士にして、土着のもの絶えて無しといふも、不可なく、大概他藩より入り來れるにて、その中に、幕府又は他藩の密偵ありしかば、その取締は愈、嚴にして、市中又は加賀藩領内にて、興行又は行商をなさんとするには、必ず岩根町研屋彌兵衛の許諾を得て、その指揮に従うを要し、市中に滞在する間は、研屋の家に宿泊すべき定なりき、香具師は謂はゆる大道藝人にして、幅廣き街路の片隅、又は神社寺院の境内などにて演ずるところの藝能は、總べて十三種ありといへり、その主なるは、輕業、手品、曲、獨樂、大神樂などにして、輕業に綱渡り、足差し、肩差しあり、足差しには、大甕人の曲傘の曲籠、抜け二挺階子斗樽などあり、片差しには、一本竹、碎け階子などあり、大神樂には、手毬の曲遣ひ、大鼓撥の曲遣ひなどあり、又満燈とて仕掛けの曲を演ず、これらを大丸丸一といふ、齒醫者は居合拔を演じて人を集め、齒藥又は齒磨きを賣り、齒骨の治療をなし、これを骨師と稱ふ、今の齒科醫の在らざりし頃は、齒の治療は、一切これを骨師に仰げり、又香具師の行商には、眼鏡を賣



師 骨

三三七



し 差 足 の 人 藝 道 大

如春

三六

るものあり、鼠捕劑を鬻ぐものあり、寒中大暴れの翌日、出で、熊肉と稱して、如何はしき獸肉を賣る、これ我地方には、寒中暴れるとき、必らず熊又は鯨を捕獲せりとの迷信あるが故なり、この類尙多かりき、又門づきには、淨瑠璃新内、端唄、阿呆陀羅經、唄祭文、浮れ節など、その類多し、これを流しと稱へて、香具師の爲すところなりき、又腰篋を着け、楫に漁り籠を括れるを肩に擔ひて、海人の扮装をなし、若しくは笥掘りの扮装をなして、節調面白く歌ひ舞うて、老幼を集め、飴又は菓子などを賣れり、香具師は神農を祖神となしたるやにて、明治維新の後、興行師の名を以て、神農組を組織し、現今にては、金澤にての興行は、研屋の干涉を要せざることとなりぬ。

婦女

第五節 婦女

湯女

湯女 元和の頃、すでに中河原町○後の名及び野町の風呂屋に湯女を置き、

これをして表面には浴客の垢を爬き髪を洗はしめたれども、裏にて密に淫を鬻がしめ、人これを傾城と呼びたるにて、寛永年中これを嚴禁したれども、尙ほ香林坊邊の風呂屋には、禁を犯して湯女を置きしかば、その風呂屋の親子三人を召捕へて、泉野の處刑場に於て重罪に處せられき、爾來湯女を置くことを制禁すること益、嚴にして、風呂屋に對する取締も亦周密なりしかば、謂はゆる湯女は遂にその跡を絶ちぬ。

〔參考〕

○溫室事略

三壺記に云、元和六年に中河原町と野町に風呂屋あり、湯女と名付て女共を置、江戸芝口下谷などに似たりけりと、按に是金澤にて溫室の事記録に見えたる起原といふべし、又同記に、寛永年中、金澤にて傾城堅く制禁の處、岸川惣構の風呂屋に湯女と名付抱置たり、人々此女の爲に群集せしがと、彼風呂屋の親子三人共に泉野にて重罪に處せられたる由見ゆ、按に寛永五年八月、金澤町の定書に、於町中、傾城出合屋堅停止之事當

町風呂屋遣女中之事、妾之作法有之に付ては、宿主可爲曲言事など數ヶ條を載たり、同十四年三月の定書にも、同やう記載せり、されば寛永五年以來、傾城出合屋など嚴重に制禁せられし故に、温室風呂屋に湯女と名付、賣女共を抱へ置たりしと聞ゆ、金澤町會所留記に載たる元祿八年十月十六日の達書に、風呂屋向後新規に難相立、若し商賣仕廻たる者有之節は、其町之内にて替人可相立、他町之者は不相成由記載せり、又同十年二月四日、金澤市中風呂屋の請書に、今日被召出、湯風呂共に御赦免被成、第一火の用心綿密に致し、自今暮切に相仕廻、高聲不作法は勿論、風呂へ入る人等、座敷へ呼入、茶たばこ出間敷、又から風呂同やう、一ヶ月六齊、其外留風呂仕間敷、被仰渡、奉畏とありて、犀川口風呂屋の連名中に、河原町風呂屋清兵衛と載たり、按にそのかみの風俗、右等の達書にて知られたり、蓋から風呂は所謂蒸風呂といふものならんか。

(森田平次手記)

仲居

仲居 藩政のとき、市中の料理屋は僅に三四軒あるに過ぎず、旅人宿も謂はゆる御手判宿を除くの外、定宿などは、その家人手づから寢食の用を辨じたれば、仲居即ち酌婦は極めて稀なりき、廢藩の後、料理屋及び旅人宿漸く多く、従ひて仲居を要することも亦多くなりぬ。

藝妓

藝妓 藩政のとき、酒宴の座興を幫くるものは、座頭替女にして、藝者即ち藝妓なるもの無かりき、文化、文政の頃に至り、藝者は下川除町、笹下町、主計町

及び漏尿坂、馬坂、観音坂、卯辰などに居りしかど、嚴に絃歌を禁ぜられたれば、淫を鬻ぐを専らとし、世人はこれを賣婦といへり、當時藝者の名あるものは、母衣町に玉川松吉、矢矧屋吉松、有若の松などあり、藝者を抱へ置ける家は、概して狭陋なりしが、特り観音坂の下の内藤屋は、座敷に虎の間、竹の間、松の間、梅の間など、名づけ、上段の座敷の疊に、天鷲絨の縁をつけ、榮耀高直の物品を飾りなごしたれど、こゝに遊ぶもの及び藝者は、高聲を放ちて喧噪するを得ず、下婢などを呼ぶにも、煙草盆の灰吹を敲き、又は咳拂ひして合圖となしたる程なれば、名は藝者なれども、その實は賣婦なりき、東西兩新地の成るに及び、藝妓は座興を添ゆるに絃歌を以てし、客人とともに喧噪するを許さるに至れり。

第六節 物乞

藝を演じ歌を唄ふて錢を乞ふものあり、これを物貫といふ、金澤にはその四時を通じて來るものに、鑄鐘の勸進をはじめ、門經讀歌念佛佛餉取大神樂獅子舞、越後獅子、賈順禮猿舞はし、皿廻し、豆藏、謠うたひなどあり、鐘鑄の勸進とは、遠國他國の寺號を名乗り、鑄もせぬ鐘の勸進と詐り、文匣の蓋に古釘、古金などを入れ、鐘を書ける紙帳を立て、戸毎に勸進を強ゆるをいひ、佛餉取は、その家人が常に念ずるところの本尊佛菩薩の爲に、飯米の初穂を捧げんことを強ゆるものにして、何れも佛を賣り法を賣りて、己が腹を肥やすなり、又期を定めて來るものに、年の始に於ける萬歳、春駒、大黒舞、陰坊、萬歳鳥、追福俵、ちよろけん、物吉などあり、正月二日の夜、寶船賣、歳暮の節季候など、共に、陰坊乞食などの賤民のする業にして、この他賤民常に家々の内情を探り、慶事あれば往いて賀詞を述べ、凶事あれば弔辭を陳ねて、米錢の報を求めたりき、されど明治維新の後、年を経るに従うて、これらの徒多くその跡を潜め、方今僧尼を裝ふて門經を讀むもの、琴箏を吹き鳴らして卑俗の歌を唄ふもの、露

天に場を選びて藝を演ずるものなどあるに過ぎず、

春駒 春駒は、春の始めに馬といふ陽の獸を見れば、年中の邪氣を攘ふといふ支那の迷信と、青は春の色、白馬は青味を帶ぶるにより、白馬を觀れば、春の氣を受くるとの迷信に起り、宮中にて正月七日に白馬の節會あるも、この由來に基けりといふ、享保の頃、京都などにては、三味線、太鼓の音につれ、馬の人形を持てる男踊れる由なれども、金澤にては、賤民が張子の馬頭を竹の端に附けたるものに跨りて、手綱を把り、祝言を唱へて、春の初の初馬何ぞや、夢みてさへよいとや申す、駒は若馬、乗手は上手といへば、傍らの太鼓を敲くものは、乗つたか、く、だう、く、といひ、威勢よく家に駈け込みて、金錢を乞ふ、武家にては、春の初より馬の駈け込みを縁起善しとて、これを喜べるもの、如くなりしが、維新の後、復た見るを得ず、

福の神 正月、賤民はお多福の面を片頬に附けて、編笠を被ふり、左の祝詞を唄ふて、金錢を乞へり、江戸時代の末に行はれたる徳助お福の類なるべしとぞ、

御座りたく、福の神が御座りた、福の神といふは、天竺天の神なれば、一に

俵を踏へつゝ、二につこり笑はれて、三つで皆様息災、四つで世の中よい、五つで、いつもの如くなん、六つで無量延命で、七つで何事ないやうに、八つで屋敷を建て擴げ、九つこなたへおさまり、十で徳はどつさり、安政三年、藩主齊泰が中納言に昇進したるとき、左の祝詞を唄ふて家毎に金錢を乞へりぞぞ、

御座りた、何がまた御座りた、黄門様と申しては、大抵なことでない、天上天の官なれば、菅原中の一の公なり、一に元祖の御仁徳、二に日本は都て下座、三に三家も同様で、四つに餘國に類ひなき、五つで威勢も猶つよく、立つて梅鉢おさかえて、七つ何よりお目出たい、八つで屋形は繁昌で、九つ國中おだやかで、十で殿様御長命、御家中追々御立身、金銀錢米ぐわらくと、福は此方へどつさり、何の御殿様わい、

隠亡萬歳

隠亡萬歳 正月、賤民の男女四五人一團を作し、男は普通の蓑笠を身に着け、女は手拭を頬冠りにし、菅の褌折笠を被ふり、紺飛白の前垂、萬歳太鼓を敲く、加賀地方にありし男女間の情話を、卑陋の口調にて唄ふ、これを隠亡萬歳といへり、

猿廻

猿廻は足利氏時代の初より行はれき、支那にては、古より猿は馬の病を癒やすものとせられ、平常馬を飼養せる武家と農家は、正月猿引を招きて一年の無恙を祈らしめたるにて、殊に猿は山王のお使といはれ、その名は厄をさる、病をさる、貧をさるなどに通じ、新妻ある家は、さるまひの意にて、猿に舞をなさしめき、猿引は囃子に太鼓役を伴へるもあり、自から太鼓を敲くもあり、猿の藝も種々にして、鬘を冠り、衣裳を着くもあり、猿廻しは、多く武家の集れる江戸に住せる由なれども、金澤にての猿廻しは、越中射水郡二上村より來れりぞぞ、されど現今往々市中に見る猿廻しは、これと異なれり、

ちよろけん

ちよろけん ちよろけんの正字を知らず、その名は、或は長老君の轉訛したるものかともいふ、多くは人の顔を繪ける袋を冠り、太鼓を打ちつゝ、ちよろが参りましたといひながら、市中を走り廻りて、金錢を乞へりしかど、維新の後ち復た來らず、但常磐津のちよろけんは、これに異なりて、春駒鳥追、懸想文賣とゝもに踊れり、

豆蔵

豆蔵 豆蔵は放下僧をいふ、四季を通じて、兩手にて四ツ竹を打ちながら、戸毎に就いて、しいやいな、よんべ生れた熊貓が、爺さまの翠丸へくらへ

ついで、婆しや泣き／＼醫者呼びに、醫者が居らぬとてから戻り、といふて、金錢を乞ふに、若し通れといふて與へざれば、通れ／＼とおつしやるな、通るくらゐの身上なら、丁稚の一人も引きつれて、袴羽織で通りませう、といへり、維新の後も復た來らず、

物吉

賤民三四人連れ立ち、門口に來り、ものよし／＼と大呼して慶事を祝ふ、各家酒肴を振り舞ひ、祝儀を與ふれば、慶賀の語をあらん限り互に呼び合ふて去れども、若し酒肴祝儀を與へざれば、悪口雜言を叫ぶ、京師にては正月と盂蘭盆とに出でたれど、金澤にては、その來る必らずしも正月に限らず、年中市中を徘徊したるにて、殊に正月は人々が悪口雜言を忌避するに乘じて、うるさく來りたれど、維新の後も、漸くその跡を絶ちぬ、

師走狐

粘土にて製れる小さき稻荷狐を手にし、師走狐が飛んで來た、一文もらへば、來年までこん／＼といひて、戸毎に錢を乞ふ、これを師走狐と稱へたり、維新の後も、復た來らず、

鳥追

鳥追「ちよんがり」鳥追の起原に就いて、醒醉笑の中に、手を敲きさゝらを磨りなどし、鳥はその音聲に驚きて逃ぐとあり、或は田園の害鳥を追ふといふ

に起れるか、江戸にての鳥追は、多くは非人の妻女にして、中には心中未遂の爲に非人に落魄したる美人も多く、密かに心を寄する武士もありきといへども、金澤にては、賤民の婦女兩三人、編笠に面を匿くし、曲節面白く、三味線彈を連れ門口に立ちて唄ひぬ、春駒と形は異れども、實は粗、同じく、俗にこれをちよんがり節と呼べりき、維新の後も、浪花節の名を以て、一時頗る流行せり、ちよんがり節の唄の内、一二を左に録存す、

おなか與吉の心中

こんど^アいあわれな心中ばなし、それをくわしくたづねてきけば、花のご城下のその片ほとり、淺野町にてそのなも高き、みせは蠟燭商ひなさる、このや息子のよ吉といふて、どしは二十一、いまやう姿、はでな色香にみなほだされて、近所あたりの娘子達が、こひのおもひを目顔でしらす、こゝにそのなも、おなかといふは、鬼も十八さかりの年よ、花にたとへてもふさうならは、ふるひもんくのいゝぐさなれど、牡丹芍薬さて菊の花、雨をおびたる海棠か、露を含みしきけうの花よ、むまれ故郷をたづねて見れば、はなのあづまの水道のみづに、洗いあげたるなり、風俗で、きりやうよいのは、評判も

のよ、いつかよ吉とふと馴れ染めて、さめない江戸紫よ、ヤルあるひ、おなかはよ吉にむかひ、おもひまはせばふしぎなものよ、遠いあづまで生れしわしは、しんくまんくの海山こへて、いまははからずお國のすまい、神の出雲で結びし縁か、ちらとはじめて顔見たときに、すいた殿御とおもふたが因果、かふもこひしき仲とはなりて、ねてもさめても現にまでも、思ひ忘れぬ心のうちよ、たまにあふのも人目の關に、さへられてはあいたさ見たさ、やるせないほど苦勞をします、それにまだ、かなしきことは、隠すよりして知れるがならひ、いつのほごにか母親さんが、わしがようすを、はやくもしりて、あるひわしをば一間へまねき、これさおなかよよくきけ親の許さぬふぎいたづらに、見ればそなたも身おものやうす、父はともあれこの母親は、岩田帯さへとくしりおるぞ、親の顔へと泥ぬるわけと、きけばきくほどかなしきつゝ、きほしをさへて言譯さへも、雲り勝にてそのばわすめど、かねてぎがたい父御の手前、わしが身持がしれたるときは、ごんな御意見なさりよもしれず、されば死ねばならないわたし、ごふぞおまへはいきながらひて、しんだ跡では命日忌日、花の一枝たむけておくれ、こ

れが此世の一つの願ひ、いふも涙の瀧なすばかり、ヤルそこで、よ吉も涙を拂ひ、どりのしぬとき泣く聲悲し、人のしぬときいふこと善しと、まことなるかないまはの言葉、しかしそなたをひとりはやらぬ、最早このよでそわれぬからは、しんで未來で添遂げましやう、といへば、おなかも喜び涙さらば諸共用意をしよう、と、落る涙で墨すり流し、わしはあづまがこひしいほどに、しばしがうちもおやとあどやさきなる書置き残し、すぐにふたりが手を引きまして、しさのやまちをとぼくのぼりゆけば、程なく談議所の堤、こゝがしぬるに屈竟の場所と、草をしきねに名残を惜み、やがておなかは顔ふりあげて、西をむいてはなむあみだぶつ、わけておなごは罪あるとやら、どうぞ未來を助けてたまへ、東向いてはふた親様よ、どうぞ先だつ不孝の罪をゆるしたまへ、涙ごともにりゆやうて、手をあわしてや、伏拜み、かくてはてじと覺悟をきわめ、ふたり諸共堤の泡と、きへて果敢なき浮名を残す、あわれ八月二日のことよ、おもひそろふてあづまとかどのほどり、意氣地のまことをたてる、ヤル

國は石州津和の藩中、その宮本善太夫殿は、音にきこへし武藝の家よ、それが同役鈴木源五、おのがひがめるその心根にか、武藝の遺恨によつて、ついに宮本善太夫どのの下城を待伏せいたし、暗に紛れて殺害なして、すぐにたちのき姿をかへす、それとさくになり善太夫殿のせがれ宮本左門の助は、卑怯未練な鈴木源五たご、いづくへおちゆくとも尋ね搜して仇をとると、すぐに御前へ願をあげ、ながの暇をお貰ひなさる、ヤレかくて、宮本左門の助は、國を立出で、あづまの町にこゝにはんどし、かしこに三月、たづねさがせど仇がしれぬ、これは自力で思ひもよらず、かゝる時にはただ神力と、すぐに龜井戸天神様へ、祈誓かければあゝ有がたや、夢のおつげを被むる事にや、そちが尋ぬる仇といふは、北をのぞんで落行きければ跡を慕ふて北國さしてたづねゆけよとあつたる御利生、そこで宮本左門の助は、嬉し涙でお禮をのべて、すぐに北國さしてやがて若州小濱にいたり、残る限なくたづねはすれど、手掛りない事ゆへに、又も若狭をたち出まして、さらば越前さがさんものど、さか田峠の麓へかゝり、茶屋の床几に腰打

かける、茶屋の亭主がいゝける事は、もはや日脚もたそがれ近し、こゝらあたりでお宿をめされ、此や峠に盜賊住んで、その名大山太郎といふは、數多手下を従へまして、この日、旅人をはぎとりければ、夜のゆきゝは危いものぞ、いへば宮本左門の助は、これさ亭主よ、そのやうなはなし聞ぬうちなら、よしにもしやうが、聞たうへにて聞通げしては、武士のおもてが立たない程に、いざや峠へかゝらんものど、いへば亭主はさる事ならば、こゝに一つの願がござる、お武家様より一ト足さきに、加賀の油屋忠兵衛殿が、伊勢参りのその戻かけ、相撲取をば三人つれて、夫婦娘と手代の小兵衛、都合七人とふれけるが、此や峠の物騒ばなし、きかせましても、角力取衆が、わしのいふのを聞入れられず、すでに峠へのぼられけるが、もしも難儀をしてゐるならば、どうぞ助けて下されませど、いへば宮本左門の助は、委細承知と肯きなされ、茶屋を立いで峠へかゝる、ヤレさても、そのさき油屋忠兵衛へ茶屋の亭主がいさめもきかず、相撲取らを力となして、やがて峠へ近づく頃は、もはや日脚もかたむく程に、用意提灯取だしまして、あかりつけさせのぼられます、けるところに大山太郎、それと物見のしらせをきゝて、

常の如くにだんとりいたす、まてば程なく油屋家内、それと見るなり、これ旅人よ、こゝは大山太郎が關所、金は大判小判であるが、一步金でも二歩金なりと、又は衣類のしやべつはないが、望み次第の手形がなくば、たゞの一人も通さぬ山ぞ、いへば油屋親子のものは、おそれおのゝきはやふるひだす、かねて名をへし相撲取どもは、こゝぞ力のだしごきなりと、なんのごてくぬかすはむやく、金と着類もとらるゝならば、どつて見よとて、大手をひろげ、二十餘人もとりまへぞくを、まりや小石をあつかふ如く、片端からどつては投げる、その早業手練のほどは、さすが力者と思はれます、これじやならぬとてしたのものは、すぐに頭へ注進いたす、それとときより大山太郎、槍をひつさげゆりくいでゝ、さてもおのれは小癩なやつと、槍のいしづえはやくりだせば、なんの手もなく相撲取どもは、あばら二あてつきあてられて、うんとばかりに悶絶いたす、それを太郎は見向もせず、やがて手下にいゝつけまして、泣くも詫るも耳にもいれず、忠兵衛夫婦や娘の着類、ふんどしゆまきはりやけんせんと、あとは残らずはぎとります、けるおりから左門の助は、かくと見るより手下のものを、あるは大袈裟又

くるまきり、それと見るなり大山太郎、すこし手ごわき相手と思ひて、手の槍をばりうくとしごき、さてもしほらし汝が手並、いざや相手にしてとらせんと、さしも猛虎のあれたるごとくいらへければ、左門の助も龍の勢あらはしまして、こゝぞ必死と戦ひなされ、みぎへほり又はひだりへかやし、負す劣らぬ手練と手練、しばし勝負と見へざりければ、そこで宮本左門の助は、はかりごとをば心にたくみ、もはやあしらへかねると見せて、次第くゝに木深きかたへひけば、こゝぞ大山太郎じりくゝとつめかけまして、運のつきばか又天命か、ぐさどつきこむその槍先が、目あてちがふて木のたゝ中に、ぬかんくゝとするそのうちに、すぐにつけいり左門の助は、肩を助へきりさげければ、うんと一ト聲大山太郎、さしも名高き盗賊なるが、こゝにさか田のその露霜と、きへて汚名を末世にのこす、このこる手下は左門の助が、かゝる手練に氣を奪はれて、手ざしならぬとみなにげうせるや、やれば、宮本左門の助は、忠兵衛夫婦や其餘のものを、助けなされてひきつれまして、もとの麓の茶屋へときたり、みぎの容子をおはなしなされ、やがてその夜はこのやにとまる、こゝに油屋夫婦に娘、すでに命も危

五十四
ひごころを助けられたは地獄で佛神のたすけごみなうちよりて、嬉し涙で
一ト夜をあかす、ヤンかくてマ宮本左門の助は、忠兵衛夫婦に暇告げて、
加賀の國へといそがれまする、こゝに同國なにかし村といふ村のうち
に、祭りがござる、そのお社は、この村はづれ、その名おゝたう明神様よ、こゝ
に一つの難儀がござる、わけをくはしくたづねて見れば、まつりごとには
明神様へ、人身御供をあげねばならぬ、折もことしは庄屋の娘、どしは十四
で花なら、蒼蝶よ玉よとそだてるうちに、今度御供に目ざゝれければ、なん
の報ひか前世の劫か、さても可愛や不愍なことゝ、夫婦もろとも手に手を
とりて、泣つ口説つ狂氣のごとし、かかる折柄左門の助は、このや村にてや
や日を暮し、庄屋たづねて宿たのまん、こゝへきかかり容子をきゝて、こ
れは定めて化性のもゝ、所爲にちがひはあるまい程に、用意あるならそ
の長持へ、われはかはりにはいりてゆけば、用意いたせと申されければ、庄
屋もその子もみな喜びて、すぐにそれよりの長持を、かづきゆくのは明
神前よヤンさればマ、夜もふけ丑満頃と思ふじふんとはやなりければ、
今やおそしと左門の助は、柄に手をかけまつ折柄に、さつとふきくるあく

風ごともに、やがて社壇をめぐり、いわせ、出でくるは大入道よ、すぐに手
をかけかの長持の蓋をさるより左門の助は、入道見がけては、や斬付る、そ
のや深手にかの入道は、雲を霞とゆきがたしれず、かくてその夜もはやあ
けわたり、村の人々みな駈來り、庄屋もろとも安心いたす、ヤンかくてマ、
宮本左門の助は、こゝをたちいで金澤さして、急ぎゝて城下へきたり、佛
庄三といふその方へ、ちどのゆかりをたよりとなして、逗留するうちふと
わづらひて、風の心地と思ひの外に、旅のつかれ次第におもひ、なにがなに
まで庄三のせはで、今は養生も百日あまり、やうゝ本復いたされければ、
どふかこのやへ禮物せんと、おもひけれども路銀はつきて、仕方なければ
とやせんかくと、思案するうちふと氣がついて、さきにさか田でたすけて
やりし、忠兵衛夫婦が謝禮にくれし、なにかかきつけひらいて見れば、もし
もあなたの御難儀のとき、たごへなんごきいつかであるが、金の用達いた
さんもの、それと見るよりこはありがたし、これを庄三にわたさんもの
と、やがてそのよし庄三にかたる、庄三夫婦がくらしといふは、その日だて
なる貧しき手前、このやかきつけ押戴いて、夫婦諸共喜びまする、ヤンされ

ば、宮本左門の助は、ごふぞ仇をさがさんものと、このや庄三に其由語る、このや庄三は律氣なもので、それとさくより晝夜となしに、人のよるべき個處をあてに、湯屋へしげく髪結床と、それといわれず聞合すれど、かくそれぞと容子もしれず、こゝに燈台もと暗しとて、かねて庄三が出入の屋敷原田軍次といふその方に、武藝などをする浪人が、いつのころからさしゆくをみると、それが容子をくはしくきけば、紛ふ方なき鈴木源五、そこで宮本左門の助は、天を拜して喜び、いき三日ごろ、としごろ辛苦をしても彼をたづねんその爲ばかり、すでに時節もとう來せしと、すぐに當所の國主へ願ひ、仇討をば首尾能なされ、これもひとへに庄三が世話と、あつくいやをば申されました、國へかへりてお届すれば、すぐに御前へ呼出されて、元の御知行頂戴いたし、なほもそのうへ御加増ありて、さかへくし宮本氏が、今のいまゝで武名を残す、や

持丸錢屋く

悪事、千里を走るのたごへ、今度世上の評判話、嘉永六年水無月始め、あまた大名國守の中に、びらく梅鉢いろ加賀にほふ、御紋所で百萬石の、御領

分なる石川郡宮の越とて繁華の港、こがね花咲く持丸長者、こゝに錢屋の五兵衛といふて、家内眷族三百餘人、國の中にて拾萬町の、田畑きん銀其の數知れず、寶藏から唐物藏で、四拾五戸まへ薨を並べ、二千石から八百石の、船を三拾六艘持て、家の暮しは目を驚かし、春は深山の櫻の花見、秋は月見と四季折りく、の酒宴遊興おごりに長じ、俄ふげんの五兵衛であれば、慾の限りのまふけをせんと、人にしらせすけんぞくつれて、海路遙の竹島沖へ、船をひそかに漕ぎ寄せおきて、異國外國英吉利おろしや、又はおらんだあめりか船と、かくれしので交易いたし、國の法度を破りしことは、人は知らねど天知る地知る、終に其身の破れとなりて、親子一族從類迄も、重き御刑き其發端の、初め詳しく尋ねてきけば、同じ國主の領分のうちに、七里四方の大沼あれば、錢屋五兵衛は此大沼を、埋めて新田開發せんと、地方奉行へ願をあげる、これを聞くより獵場の者は、沼を錢屋に埋立られて、陸とされては口過できず、喰ふとくはぬの境であれば、七箇村なる獵師のやから、一致いたして、國主へ願ふ、このや騒ぎを錢屋の主、心こめたる其開發も、獵師多勢に妨げられて、水の泡とは殘念なりと、心善からぬ五兵衛であれ

ば毒のかぎりを俵へ詰めて、沼の中へとひそかに入れる。ヤン毒の如く利めは扱恐しや、沼の中なるあまたの魚は、毒にあたりて皆浮き上る。あまたの獵師は夫とも知らず、これは不思議と走集りて、すぐひ上げたるあまたの魚を、市へ持ち行き商人に賣れば、是を買ひとり喰たる人は、毒の利めか身内はしびれ、直に血をはき病氣となりて死ぬる者さへあまたであれば、獵師驚き御支配様へ様子残らず訴へ出づる。是を聞くより役人かたは、沼の中こそ怪しき事と、水をかへほし此大沼の底をさぐればあらおそろしや、俵詰めにてあまたの毒を、沼の底へと沈めてあれば、誰が仕業とまた白露の草を分けてぞ御詮義なさる。天に口なし世間の人の噂風聞、錢屋が企み、上へきこえて五兵衛の宅へ、錠意くんと御捕方で、主五兵衛に女房お富、喜太郎三治に小吉、家内残らず捕はれて、直に獄舎に引立てられる。跡に残りし役人方は、錢屋家内を改ため見れば、家の有金山吹色の、小判大判金銀珠玉、世にも稀なる寶の數は、數へ上ぐるに其暇あらず、奥に立てたる唐物藏を、明けて取出す其品々は、凡我國大日本の、土地に見馴れぬ皆唐の品、儲は此頃遙の沖へ、異國黒船見えたる折に、五兵衛かくれて交易したに、相違あ

らじと役人方は、庫の戸まへに封印付て、番を附けおきみな立歸へる。ヤン「されば、錢屋の五兵衛を始め、家内残らず御奉行所へ、獄舎中より取出されて、罪をいちく御吟味あれど、深き企みを言ひくろめんと、抜けつくどりつ偽る五兵衛、逆も角ても一すじ繩で、いかぬ親父と役人方は、石を抱せて水責火責、それと言はねば背中を割て、鉛とかしてつぎ込む程に、肉は破れて唐紅の、鬼に逐はるゝ血の生地獄、猶もしぶどく白狀せねば、我れが女房お富を始め、作喜太郎三治に小吉、あらしき責苦は今目前と、すでに呵責と見えたる程に、惡に根づよき五兵衛であれど、子には引かるゝその恩愛に、最早命も是迄なりと、眼み開き聲しはがれて、骨を碎かれ身を裂かれても、胸の企みは白狀せじと思ひ詰めたる此身の覺悟、されど我子の責苦にあふを、親が現在見ていられうか、不義の利慾でためたる金も、元は我子があるゆへからぞ、おやの心は子故のやみに、迷ひつめたる邪非道、今の後悔先には立たず、包みかくせし惡事の始末、始終のこらす白狀せんと、沼へ毒を沈めし事は、意恨重なる其意趣ばらし、又は年頃異國の船と、沖の中にて交易いたし、上を偽る此年月も、天の咎でかく捕はれて、重き責苦の此の苦

みは、自業自得と一々これも、申上れば役人方は、告書認め爪印押させ、家は
 けつしよで異國の品は、是を殘らず焼捨らるゝ、家内一族親類縁者、又は錢
 屋へ一味の者は、吟味糺して罪科に極る、ヤエ「おや子やエ、五人はたゞし
 ほと、是非も繩目に引きすへられて、終に刑は地藏が辻で、錢屋五兵衛
 を柱へくゝり、女房子供は死罪ときまる、三治小吉のその幼子は、わけも白
 刃の太刀取役目、首をきらんと後へ廻る、母のお富は氣も魂も、あるにあら
 れず、これのう申し、死ぬる今はに未練であれど、今をかぎりの命であれば、
 たつた一言ものいふことを、許し玉へと夫にむかひ、偕ても我つまようき
 き玉へ、積る悪事に非道な金を、ためたむくひが今廻りきて、親の因果が子
 に報ひ、此世からなる地獄の責を見る目かぐ鼻劍の山へ、のぼす呵責の此
 御捌も、身から出たる錆鎗なれば、夫婦二人りは逆磔も、いとひなけれど我
 子の死罪、さてもかなしやあらなさげなや、是といふのもおまへの心、不斷
 わたしが異見をすれば、耳に逆ひぶちちやうちやくも、いふてかへらぬ此
 場のしまつ、覺悟極めて念佛なりと、唱へ玉へと涙をぬぐひ、わが子三人の
 顔うち眺め、爰はところは地藏が原の、南無や極樂淨土の道へ、親子諸共道

引きたまへ、兄の喜太郎三治に小吉、今が最期ぞ覺悟をせよと、西に向ひて
 只伏し拜む、合圖とたんに親子のもの、首は前にぞ打落される、五兵衛見
 るよりからだをもがき、わつと一聲閃めく鎗に、左右脇腹つくいきづかへ、
 鎗を引いき此世のいとま、めぐる因果は地藏ヶ辻の、露と消えゆくこの有
 様を見るにつけても世の人々は、道に非る強欲非道、惡の戒め此世の鑑み、
 こゝにあらまし書き残す、ヤエ

第二十二章 遊 戯

遊戯は昔より上下良賤の間に行はれ、その類を別てば、普遍的のもの、階級的のもの、男女長幼によりて異なるもの、高尚又は鄙猥なるものなど一ならず、その質を別ちて雅遊俗戯博戯となすものあり、金澤にては、藩政の初より現今に至るまで、時として盛衰あれども、一貫して行はるゝものに、圍碁あり、將棋あり、圍碁は藩主利常のとき、斯道の宗本因坊第一世算砂、利常に招かれ、來りてその技を弘めたるに依り、高雅の戯なりとして、士人及び町人のうち富裕のものゝ間に行はれ、將棋は圍碁より稍、下等のものと賤しめられ、主として町人及び輕輩に翫あそばされ、圍碁には、碁子を以てする遊戯に、亂碁、四つ目、總どり、三つ星などあり、將棋には、駒を以てする遊戯に、挟み將棋、飛び將棋、將棋倒し、廻り將棋などあり、高雅の遊なれども、往々これを博戯に加ふるものあり、又室町時代に起れる茶道と花道とあり、茶道は、斯道の宗千宗易の謂ゆる不審庵七人衆の一人高山南坊來りて、藩主利家、利長に歴仕し、藩主利常のときには、千家裏流の祖千宗室來りて、祿仕し、次いで金森宗和なども亦來れる

に依り、花道とゝもに雅遊の隨一のものとして、士庶に喜ばれたれども、素より下賤の間に行はれたるにあらず、兒童の遊戯の如きは、俗戯に屬せること素より論なし、廢藩維新の後、茶道と花道とは、諸流ともに一時大いに衰へたれども、幾くもなく、圍碁、將棋とゝもに舊に倍して益、行はれ、武士の野外遊戯にして、武技とも稱ばれし放鷹は、維新の際全然その跡を絶ちぬ、方今家庭遊戯にては、古よりの歌留多などに代ふるに、トランプなどあり、普通玩具にては、古よりの手毬に易ふるに、護謨球あり、又家庭遊戯の多くは、すでに廢れて、屋外運動に化し、遊戯と稱したるものゝうち、體育の名に變れるものあり、

第一節 武士の遊戯

放鷹は鷹野又鷹狩といひ、古より武人が殊に嗜めるところのものにして、鷹を野に放ちて野に暮らし、鳥を山に獵りて山に明かせるの類は、一として武士が剛毅質樸の性を維持し、筋骨を鍛ひ膽力を練るが爲ならざるはなかりき、然るに江戸時代昇平日久うして、武士その武を用ゆるに處なかりしが爲に、殆ど遊戯化して、或は消閑の爲にし、或は計營の爲にし、復た眞にこれを以て練武の用に供するものなかりき、廢藩の後ち、放鷹のこと全く廢れたれども、山獵、川漁は今尙ほ行はる。

山
獵

山獵 藩政のとき、山獵は武士の専有にして、藩に於ても、暗に獎勵したるものなり、初は平和の日に於ける身體鍛練の爲にしたるが、後ち慣るゝに従ひて、遂に一種の行樂に化せり、當時武士より小鳥狩の獵場として、山林の拜領を願ひ出づれば、藩の領地の中にて、山林方八町を賜はりき、故に武家にて狩獵をなさざる家は稀にして、町家はその家職にあらざれば許されず、若し町人の子弟にして、商工業に出精せず、密に獵漁をなすものあれば、父母これ

を戒飭し、時には藩より譴責せられたり、小鳥狩は俗に鳥構へと稱へ、これを爲さんとするとき、豫て拜領したる獵場の見易き立木に、何某獵場と記し、高札を立て、附近の土人に監守を委託せり、小鳥狩の方法は、獨特のものにして、他の地方にその類を見ず、世の進むに従ひ、獵具、獵法はともに改良せられたるが、本來小鳥狩には、網と竊との二種ありて、これを併用し、秋季に獵期來れば、網を張るべき網場、竊の棹を立てる處に手入れをなし、陰曆八月中頃より十月まで、日々狩に出づ、獵期中は狩場に兩三人を容るに足る小屋を構へて、家僕又は主人こゝに泊る、これを泊り山といひ、泊り山には寢具、炊具及び一切の器具を藏む、小鳥狩は黎明より朝八時乃至九時頃までなれども、泊り山に限り、夕刻に獵することあり、これを夕構ひといふ、小鳥狩の罟鳥を入れたる籠を籠桶といひ、籠桶を入れたる籠を丸竹にて左右に擔ひ、その擔竹の中に、樹上に鳥籠を掛くるに用ゆる鳥掛三本又は四本を藏め、籠の上に竊を引くところの羽子數十本を載す、網場に張る網に、高張と張切の二種あり、羽子は高木の上に掛く、何れもその附近に、罟と稱して、竊その他の伺ひ馴らし、て能く囀るものを籠に入れたるまゝ、鳥掛に置けば、罟は渡鳥が群り翔けて

來るを見て、頻に囀づるを、鳥群その聲を聞き、空中より下りて、網又は羽子に掛る、初めて鵜を獲れば、これを初鳥といひて、自家に報告す、自家にてこの報を得れば、牡丹餅を製し、近親及び狩獵同士に贈遺す、これを初鳥の祝といへり、獵期中獲るところの小鳥は、自家の食用に供し、親類知己に贈り、平生出入の商人などに給したれども、これを市買に鬻いで金錢に代ふることなかりき、獵期中といへども、毎日狩に従事することなく、將軍及藩主の忌日を日柄と稱へて、日柄の日にも、自家の忌日にも、一般殺生を控へたるがゆゑに、實際狩に従事し得らる日は僅少なりき、若し日柄の日、秘密に獵して、山廻役の爲に發見せらるれば、知行を召上げられ、追放の刑に處せられき、されど町人にして、鳥商を營むものは、獵場を有せざるがゆゑに、日柄の日、縦まゝに他人の獵場を使用することを許されたり、

放鷹 鷹を遊獵に用ゆることは、仁徳天皇の四十三年九月、阿弭古といふもの鷹を捕へて献じたるに始まる、大寶の制主鷹司ありて兵部省に屬し、後ち漸く盛んにして、禁を犯して私に鷹鴝を養ふものありき、加賀藩にては利家のとき放鷹したること書に見えざれども、利長は殊に放鷹を好み、慶長の

初め頃、攝津播磨にて放鷹し、同年八月加賀越中にて放鷹したれば、慶長以前より藩に鷹匠を置きたること分明にして、慶長十年富山養老附士帳に、御鷹師として五百石、高田傳助以下百石のものまで三十名を載せたり、利常もまた放鷹を好みたれば、寛永四年士帳に、御鷹師衆として三百石、高田傳助、二百五十石、千田少右衛門以下五十石のものまで三十五名を載せたれば、當時の鷹匠は相鷹の家祿を賜ひし士組のものなりしかば、綱紀のとき、改めて歩組のものとなし、小頭のみ二百石以下を給せり、前田氏は江戸參觀を終へて藩に歸る毎に、幕府より大鷹を賜ふの例あり、又領内の越中五箇山などに、鳥見とて巢鷹を引揚げしめ、或は朝鮮より渡來する鷹をば、鷹匠は捕獲して繋げること多かりき、初め鷹部屋を今の並木町稻荷社の隣に置きたりしが、後ち野田寺町に鷹の守護神として諏訪神社を建て、鷹部屋を神社の後ろに移して、鷹匠は厚く信仰し、鷹に故障あれば、必らず祈願を籠めたれども、寛文年中、小立野に鷹部屋を移し、鷹匠に邸地を給したるにて、今の鷹匠町はその地なり、又鷹の餌に當つる小鳥を捕ふるものを餌指といひ、餌指に居邸を給せるにて、その地は初め今の古餌指町なりしが、後ち今の餌指町に移れり、

〔考〕

○飼鷹事歴

舊藩國初以來飼鷹の事を考ふるに、藩祖利家卿の時は天下漸く鎮定せし際なるに依て、放鷹の事所見なし、二世利長卿は殊に好まれけん象賢紀略に、利家卿逝去の年七月初比津の國へ利長様鷹野に御越明まで御越被成、又其年八月加州越中へ鷹野に御下被成など見えたり、されば慶長以前より鷹匠共召置かれしこと知られける、按に慶長十年富山養老附士帳に、御鷹師とて五百石嶋田傳助を初として、二百五十石或は二百石百石の士三十五名を載たり、三世利常卿も好まれしにや、寛永四年士帳に、御鷹師衆とて、三百石高田傳助、二百五十石千田少右衛門以下、二百石より五十石までの士三十五名を載たり、されば利常卿の時までの鷹匠は相應の家祿を賜ひし士組の者なるを、綱紀卿の時に互り改革ありて歩組の者となし、小頭のみ采知を賜はりたり、寛文十一年士帳に、鷹匠組小頭二百石大平源右衛門、百石丹羽惣兵衛とあり、昌披問答に云、昔は大平源右衛門に與力鷹匠といふ者あり、百石を三人に賜はる、切米に直し二十四俵宛にて鷹匠組の次列なり、源右衛門へは外に百石分與力知を賜はる故に鷹匠格の者を二人召抱、足輕格の者をば一人召抱置たりといへり、諏訪神社の貞享二年由來書に、利常卿の時、野村宗順大平右京より言上し、御鷹の爲祈禱勸請すとあり、野村大平の兩士も鷹匠小頭なりといへり、故に舊藩中は鷹匠共當社を信仰し、若し鷹に故障ある時は、必ず當社に祈願すとぞ、

(森田平次手記)

鳥指

鳥指 棹に綱をつけて小鳥の類を指し捕ふるを鳥指と稱へ、武家の子弟は鷹の餌指の仕業を見習ひて慰みとなせり、その使用する棹は、約九尺のもの二本、その一本の先頭に、三尺許の細き竹を挿し、綱をつけこれを三節といひ、外に長三尺のもの五本、五尺のもの一本を用ひ、これを繼ぎ合せて使用する、また竦と稱する竹製の笛あり、これを口中にて吹き鳴らせば、小鳥は畏れ竦む、又一文錢大の眞鍮製の笛を持つ、これを寄せ笛と稱へ、吹き鳴らせば、附近の雀集り來る、笛の吹き方と指し方とに巧拙あり、これに熟するを難しとす、近年この鳥指の業は大いに衰へたり、

川漁

川漁 漁は犀川、淺野川に於てし、稍遠きは手取川及び河北海に於てし、鮎、鱒、鯉、鮒、鰍、鮭の類を漁す、漁法は網と釣との二種にして、網に投網、流網、掬網の別あり、釣に沈めと流しの二様あり、又掛けといふもあり、漁具に叉手網とブツタイとあり、藩政のとき、町人の内、之を家業とするもの、外、武士の子弟の専有に歸しぬ、當時その最も流行したるは、夜網、鮎、鰍、鮭釣にして、鮎漁に出づるには、帶刀するは勿論、菅笠を被り、殺生羽織を着し、股引、脚絆、草鞋を穿き、腰帶を締め、毛皮の尻皮をつけ、漁具、胡床、辨當を家僕に持たせ、漁場にて

胡床に凭り、悠々として繪を垂れ、家僕は傍に在りて湯を煮茶を煎す、その状は眞に武士の面目を見るべかりき、又漁具の内、毛針は金澤獨特の製にして、近年殊に精巧を極め、全國中能く及ぶものなし、

堀掘

堀掘 金澤附近の村里にては、二百十日前後に至れば、用水堀の水を落すを例とす、その減水を利用し、ブツタイ又はシャテと稱する網を持ちて、用水堀に入り、鮎、鯉、鰻、鱈の類を捕ふ、これを堀掘きといひ、藩政のとき、武家の子弟などの仕業にして、廢藩の後、誰人もこれを行ひたりしが、近年耕地整理の結果、各地の用水堀埋没して、復た堀掘きをなすに由なし、

鮎釣

鮎釣 藩政のとき、九月頃より十一月頃まで、武家の子弟は、釣竿に藻切鎌柄杓、飯函、魚籠をつけて肩に擔ひ、河北潟及び各村の潟入りの用水堀に往き、鮎釣を釣りたるが、當今にては、鮎釣最も流行す、

百筋引

百筋引 雨ふり風鳴りて物寂しき夜、武家の年壯者は、武藝の稽古場又はその内の一人の家に集まり、深夜武藝の物語り、又は妖倭化物の昔語りをなし、丑の刻に至れば、豫じめ幾室とも隔れる閑室の中央などに、大皿に油を注ぎ、百筋の燈心に火を點じ置く、燈心百筋と稱ふれども、その實は會者の人數に相當せる數の燈心に火を點じ置き、會者は鬨を以て順番を定め、一人宛往いて一筋宛の火を消し、最後に當りしものは、屋外は風雨凄まじく、屋内は暗黒にして、何物をも辨せざる中を、悠然として舊の座に復り來るを勇者としたり、たる戲にして、亦た膽勇を試むるの一法なりき、

夜興遣

夜興遣 藩政のとき、深夜獵犬を伴ひ、單身にて深山幽谷に抵り、狐狸の類を狩り、以て武士の心膽を練ること行はれたり、これをよこ遣と稱へたるが、豪膽のものに非ざれば爲す能はざりき、猛獸に遭ひ、恠異を見たる談話の後に傳へらるゝもの多し、

第二節 兒童の遊戯

男兒女兒の遊戯は、季節に依りて相異なり、正月は男女ともに百人一首と以呂波の歌留多道中の繪雙六、旗源平などを翫び、平生男兒の遊戯に、競走、鬼追子、拳、綱引、紙鳶揚げ、獨樂廻し、竹馬、自隠し、隠れん坊、下駄隠し、犬のくすかけ、はじき、鞆などあり、その他、或は溝渠にて小鮒、目高の類を掬ひ、或は合戦の眞似をして、これを陣驅けといひ、蟬を捕へ、蜻蛉を釣り、雪塊を投げ、肉杭を打ち、將棋を指し、十六むさしを弄び、女兒は羽根をつき、手鞠をつき、紙雛を作り、飯事をなし、又酸漿を鳴らして樂めり、されど現時は拳を打ち、獨樂を廻し、目を隠し、下駄を隠し、肉杭を打ちなどすること、殆ど行はれず。

歌留多 歌留多に、花歌留多と歌々留多とあり、花歌留多は南蠻より渡來したるものゝ系に屬し、歌々留多は我邦の貝覆、歌貝の後を承けたるものにして、花歌留多は四十八枚を一組とし、花合せの骨牌にして、博奕に應用せられ、博奕の禁とともに、一時は和歌を諳記するが爲に作れるにて、百枚を一組とし、一枚毎に百人一首の歌一首を書けるもあれば、百枚にその歌の上句、百

枚に歌の下句を書けるもあり、兒童は多く前者の繪あるものを翫び、年長者は多く後者を弄ぶ、歌々留多は遊び方に種々あれども、隠しむべ山こくがへし、十枚だめ、源平、錢屋撒き取りなど多くして、撒いて取るどころの撒取りを最も興味ありとす、この他に三十六歌仙歌留多などの、和歌諳記の目的にて作られたるもの及び淨瑠璃歌留多あれども、昔より金澤に行はれて、男女長幼の別なく盛んに翫ぶものは、百人一首の歌留多なり。

旗遊 男女老幼入り交りて、源氏平氏の二組に分れ、相對して坐し、源氏側は白旗に笹龍膽の紋をつけ、平氏側は赤旗に揚羽蝶の紋をつけ、一方の旗數は、小旗十本、中旗五本、大旗一本、纏一本にして、小旗十本は中旗一本に、中旗五本は大旗一本に値し、大旗を立てりて、始めて纏を立つるを例とし、二個の骰子は、雙方一人づゝ交るゝ、その二個を同時に振ひ、その出目相同じくして、一一・六六・二二三・三四四五なれば小旗一本を、一六一五の出目なれば、小旗二本を立て、若し四二の出目なれば、すでに立てたる小旗一本を取除き、全部の旗及び纏が一方より前きに立ち、了る方を勝利とす、旗及び纏は、みな紙製なり、この旗遊は、金澤にあれど、他國に無しといへど、何如にか、現今にても

盤雙六

尙ほこの遊をなすこと行はる。
盤雙六 盤雙六は主として婦女の翫ぶところのものにして、黒柿材を用ひてその盤を作り、盤上には相對して十二の目を劃し、二人盤を狭みて對座し、交はるゝ竹筒に骰子二個を入れて振ひ、その出目によりて、自分の子を巧妙に配置し、遂に勝利を得るものなれども、子の配置活動その他をこゝに叙するは至難なれば略す、現今この雙陸を翫ぶもの極めて稀なり、

繪雙六

繪雙六 繪雙六は最も兒女の間にて翫ばる、その繪に種々あれども、謂ゆる道中雙六は大に行はれたり、道中雙六は、江戸の日本橋を振り出しとし、中仙道を経て、金澤に到る宿驛を描けるものにして、交はるゝ、骰子を振り、その出目に應じて宿驛を経過するを競ひ、先きに上れるを優勝者となせり、この繪雙六の遊戯は、現今なほ大に行はるれども、道中雙六を用ゆるものは、殆ど絶えてなし、

福徳

福徳 福徳は正月兒女への進物に用ゐられ、間、歌留多、繪雙六などの遊戯にての勝者に賞として與ふ、煎餅にて俵の形をなしたる皮の中に、土製の小さき面又は七福神などを容れ、皮を割りてその中より出づるを喜べりしが、後にはその煎餅に甘味を著け、中に練製のすべてのものを容れ、錫にて作る鐵砲玉なども容れて、稍、贅澤になりき、

福引

福引 福引はもと正月に餅を引き合へるにて、餅の別名を福生菜といふに起れる名なりといふ、他の地方に謂へる實引に同じ、用品は器財、反物の類及びその他種々にして、品物は各自持ち寄り、又は招待したる者これを出し、品物に題を附け、題に解説を加へ、その着想の奇抜滑稽なるを稱す、小紙に題を記して捻りたるを鬮といひ、人々に自ら鬮を引かしめ、終りて鬮の題を讀み上げ、引當てたるもの應ずれば、その當れるところの物品を衆人に際して後ち與ふ、これを得て得意満面のもの、惘然自失のもの、失笑を禁じ得ざるもの、赧顔坐に堪へざるものあり、又鬮を用ゐず、品物に繩をつけ、引いて取る福引もあれど、金澤には概してその法を取らず、鬮引の法を用ゆる福引は、今なほ盛んに行はる、

針打

針打 兒女數人集りて輪坐し、各自二寸許の縫針の本に、大豆二粒を指し貫ぬき、針の穴に長二寸許の木綿糸をつけたるものを持ち居り、大き一定の薄墨紙か、又は徑三寸許の素焼煎餅を重ね置き、針をその上に打ち投げ、徐か

針打繪

紙 鷺

羽子突

に糸を引き、針と共に持上げたる紙、又は煎餅の數多きを勝とす。
針打繪 針打繪とは、紙に或物の形象を繪きて、その繪の各部分に數字を書き置き、針打と同じき方法により、針の突き指せる數字に相當する菓子、又はその他の賭物を得るなり、針打針打繪の遊は、現時すでに絶えたり。
紙鷺 元祿の頃紙にて紙鷺を鳥賊の形に作りたれば、いかとも呼ぶ、尋いで骨牌紙鷺、扇紙鷺、奴紙鷺など出來て、皆その形によりて名づけぬ、金澤にては、骨牌紙鷺の大きな人の身長に等しく、甚しきは疊六帖大のものもありて、毒龍嵐、虎などの字を書き、又は間、武者繪を描けるもあり、凡そ紙鷺には鯨の筋を薄く削りて、絃となしたる竹弓を着くるがゆるるに、紙鷺は東風に孕んで高く空中に飛揚すれば、絃は雷鳴の如くに鳴り、又絲に小さき傘を穿ち、傘中に布袋、大黒千羽鶴などの形を成せる紙片を容れ置けば、傘は絲端に達して擴がり、傘中の紙片は、風に翻りて飛散す。
羽子突 羽子を羽子板にて突くは、正月女兒の遊戯にして、足利時代の塙蕨抄に、羽子板の名始めて見ゆ、當時羽子をコキノコ、羽子板をコキイタなどと呼べり、羽子板には、初め極粗雜の繪を描きたりしが、太平打續くに從ひ、こ

手 毬

の遊戯は次第に盛んにして、繪も美しくなり、遂に元祿時代に至り、現今の如く種々美麗なる繪を描けり、されば加賀藩にても、華麗なる羽子板を用ゆることを嚴禁したることあり、その弊は都會の如く甚しからず、寛政文化の頃より、都會にて始めて役者の似顔などを押繪にしたるもの行はれたれども、金澤にては行はれざりき。
手毬 手毬を弄ぶことは、必ずしも涅槃會の日に限らず、手毬は綿を丸め、木綿糸にて縦横に捲きかため、更にその面を彩糸にて巻き、中には花鳥又は紋形の刺繡を施せるもあり、中心に蛤殻を入れ、殻の中に鈴を入れ、つく毎に音するもあり、みな女兒の作りしものなりしが、現今は護謨球大に行はれ、手毬を弄ぶことは殆ど絶えたり、手毬をつくに、自ら歌を唄ひつつ、その音調に連れて弄べるにて、金澤に行はれたる手毬唄に、種々あり、次章に録す。
附 記
昔噺 兒童は好んで昔噺を聞く、昔噺は室町時代すでにこれあり、カチカチ山猿蟹合戦、桃太郎の鬼退治などに初まり、朝比奈の嶋巡り、曾我兄弟の敵討、義經辨慶物語、自雷也物語、酒顛童子物語、楠公一代記、菅公一代記、太閤記、忠臣藏などに及び、勸善懲惡の意を寓して、知らず／＼、忠孝武勇の重んずべきを知らしめたり、方今行はるゝ御伽噺は、昔噺と大いにその趣を殊にす。

第二十三章 博 戲

雙六圍碁、樽蒲などの金銭を賭して勝負を決するの類は、古より博戲を以て目せられ、持統天皇のとき、雙六を禁せられたることさへあれども、寧樂時代には、これを弄ぶこと盛に行はれ、爲めに家産を失ふもの多かりしことは、後の世に同じかりき。博戲の法に種々あり、博戲の具も數多なり、茶碗ふせ、阿彌陀の光などは、射伴行爲として極めて單簡のものに屬すれども、金澤にて頼母子は最も行はれ、賭博も亦私かに行はれ、藩政のとき、何れも屢、嚴禁せられたれども、その効なく、今尙その跡を絶たず、富突のみは、廢藩の後また行はれず。

賭博 賭博一に博奕といふ、常に盛んに行はれ、庶民の間には、ばくちこきとて賭博を業とする破落漢あり、謂はゆる俠客を以て自ら居るものも、賭博の利を以て生計を營めること珍らしからず、今猶ほ賭博の禁を犯して處罰せらるゝもの衆し、金澤の名醫津田隨分齋は、もと博奕を好み、奇行多かりき、一書に見ゆるところを次に録す。

津田太一 津田太一と長願寺住職の二人共に丈高く、力量卓犖にして、宏才の人なり、博奕酒色一として闕することなく、無頼放蕩双ぶ者なし、友とする所のものは、武家の先共、火消纏持、手木の輩にして、人を人とも思はず、我儘を盡せり、此二人二十歳餘のとき、劍術秀達の聞えある深山彦太夫といふ浪士と三人、上方へ出奔し、道中にて放蕩をなし、浪華に往き、先づ博奕の魁首鬼の彦二の宅に到り、吾々は加州の者にて、博奕のために當地へ罷り越せり、在宅ならば近付になりたしと云ひ入るに、折節彦二方へ博奕打の惡黨共四五人も來り合せり、何れも博奕の來容と聞き、幸に思ひて奥へ通し、茶、烟草盆の座定まり、彦二出でたるを見るに、骨組逞しく、頬骨高く、相良世の常にあらず、大平袖の丸くけの帶胸に結び、會釋もなく三人の上座に着く、長願寺忽ち怒りて、吾々を何と見てかく緩怠なるぞ、百萬石の武國に生れ、汝等如きは蠅の如くに思うなりと、火鉢を取りて彦二が眉間に打付け、れば、熱灰眼に入り、流石の彦二なれども、不意を打たれて周章す、勝手より之を聞きつけ、狼藉者赦しはせずと、追取り巻く、深山彦太夫立上り、己等如きの手に合ふべきかと、取つては投げ、三人悠々と立去る、これよ

り所々の博奕場に到り、傍若無人に働きけれ共、彦二方にての手並に聞怖
 ぢ、又其勢激しければ、誰あつて手向ふものは無かりしとなり、又京都にて
 聳入後添などに幾所ともなく行き、十日二十日計居りて出奔し、還俗して
 相撲となり、津田は洞貝武十郎、長願寺は時鐘斧助と名乗り、所々の相撲へ
 徘徊せり、歸國の後、長願寺は末寺御堂衆となり、年來阿呆を盡せしことを
 讃讀し、素より辨僧なれば衆人有り難がり、人馴れして榮昌す、津田は隨分
 齋と改名し、醫術尤も上手にして大に行はれ、前田土佐守の醫者となりて
 繁昌し、後ち隨分齋の名を息子に譲り、隠居して豹阿彌と號し、愈よ崇敬せ
 られ、長壽にて文化の初めに卒す、彦太夫は初末を聞かず、生涯博奕にて終
 れりとも聞けり、

頼母子

頼母子 頼母子は鎌倉の季世すでにこれあり、若干の人、或期間各、金錢を
 醸出し、抽籤によりて集りたる金を順次に取り去るにて、初めは親族知音の
 中に困窮のものあれば、これを拯ふがためになせしかど、後には物品買取な
 どの爲にし、概してその弊害漸く長ぜり、因りて屢禁令を發せられたれど、そ
 の効なかりき、今猶往々にして市井の間に行はる、

富突

富突 富突は富籤ともいひ、無盡の一種にして、もとは寺社堂塔の建立修
 繕など、臨時に過大の費用を要するとき、その費用を得せしめんが爲に、勸化
 富突を許されたれども、後には名をそれに藉りて、富突講を興行すること行
 はれき、富札の價一枚幾許と定めて、數百枚乃至數千枚を發行し、その富籤札
 合計何枚にして、冠頭幾許、次々幾許と定め、冠頭に當籤すれば、一時に百兩又
 は數百兩の大金を得らるゝが故に、衆人射倖を競ひて富札を多く買ひ、これ
 が爲に破産するものありき、富突は大抵寺社の本堂に於て興行し、講中世話
 人は禮装して場に臨み、時には警固の役人來りて非違を警め、買ふもの、買は
 ざるもの、相率ゐて群集膺至して喧噪を極む、富札を納れたる函は、場中に置
 かれ、盲人をして棒の頭に錐を附け、函の小竅に入れて突き揚げしむる毎に、
 世話人は高聲を張り上げて、その番號を告げ、尙ほ紙に記して觀易き處に貼
 り、直ちに當籤者に金錢を與へたりしが、庶民の常業を妨げ、風俗を教ふるの咎
 を以て、天保十三年江戸にて禁じられたれども、金澤にては、明治初年の頃に至り
 て嚴禁せり、

第二十四章 童謠

童謠は天智天皇のときすでに之ありて、その古くより行はれしこと知らる、
 藩政のとき、金澤に行はれたる童謠は、概して朴直のもの、淫靡のもの、低調の
 もの、複雑のもの、その意の分り易きもの、その唄の解し難きものなど種々あ
 りて、男兒も女兒も謠ふもの、男兒のみ謠ふもの、女兒のみ謠ふものあり、又古
 くより傳はりて、今尙ほ謠ふものもあれば、中ごろより行はれて、今既に廢れ
 たる唄あり、藩廢せられてより、交通頻に開け、來りて移住する者亦多ければ、
 人稱物名などの類は、おのづから他地方の稱呼に變り、他地方の童謠も行は
 れ、甚しきは郷土地理教科書の一部の全文、又は端唄、常盤津萬歳などの文句
 を手毬唄その他に代用するものあり、因りて爰に金澤本來の古き童謠にし
 て、猥褻の嫌なきもの、中を列擧し、時事を諷刺したる一時的のものを除く、
 おれのとつき（おれ）は金山へ、金が涌くやら涌かぬやら、一年たつても狀が
 來ぬ、二年たつても狀が來ぬ、三年みつきのお十九日の朝の六ツに狀が來
 て、起きて火を焚きあかりをともし、狀のうはがき讀んで見て、三人子供をど

うどした、一人は伯父御に預けましょ、一人は叔母御に預けましょ、一人は
 縁にも付けましょ、縁に付けたる裝束は、紅い小袖が七葛籠、白い小袖が
 七葛籠、帯やたぐりが十二筋、をはぐろお壺が馬に五駄、馬に五駄、これ程仕
 立てやるほどに、抜かれて御坐るなう、姫の去られて御坐るなう、姫の
 抜かれて來うとも、去られてかうとも思はねど、男の心と秋の日は、夜の間に
 七たび、日に三度替るもの替るもの、すつとんど、もひとつ返いてすつと
 んど、(手毬唄)

今度殿様（お殿）お江戸へおたち、御駕籠廻りは誰々様じや、一に内膳（お膳）二に
 河内様（お河内）三に左京様（お左京）西尾の隼人、隼人御馬に小姓を乗せて、小姓下る
 かおれ今上る、文を遣らぬか、言づてせぬか、文をやるにも、言づてしように
 も、七里八里の山奥なれば、筆にこたがき、硯墨もたす、若しもお茶屋へ御泊
 なれば、茶屋の暖簾、柏葉の紋で、茶屋の亭主を彌五郎と申す、彌五郎お方（お方）
 がおせんと申す、おせん息災、彌五郎息災、やがて返ると言ふてたもる、すつ
 とんど、も一つかやいてすつとんど、(又)

向の山に猿が三匹居る、中の小猿が、ようものさべる、われら子供ども、花折

にいかんか、けふの寒いに何花折りに、牡丹芍薬菊の花折りに、一本折つては笠にさし、二本折つては腰にさし、三本折つては蓑にさし、三枝三枝に日がくれて、あちらのお宿へとまらうか、こちらのお宿にとまらうか、あちらのお宿は煤はきで、こちらのお宿は餅搗きで、こちらのお宿にとまつて、朝どう起きて顔洗ふて、ささかやのばあきて、ささ色の帯、前でちよきんと結んで、後ろへくるりとまわいて、御馳走は何々、ちよろ／＼川の鮎の鮓、あんまり鹽が辛うて、あちらの池もかいほし、こちらの池もかいほし、かいほし／＼飲んだらば、お腹がぼんどふくれた、(又)

おふぎ町の、こふぎ町の、茶屋の娘は、姉よりも、妹よりも、中のごせんが手ききで、手ききで、手ききなりやこそ、五ツでは絲を繰りそめ、六ツで機織りそめ、お七ツでは、あやを織り初、八ツで屋敷を擴ろげたて、お九ツで嫁入そめて、十で殿御にあひそめて、お十一で花の様な御子を設けて、お十二で關東へ參られる、關東參りの出だち姿が、なんぼ優しや、優しや、やさしけりやこそ、下に白無垢、合に紅さし紅鹿の子、お裾もこや、お襟もこや、はまアばアたの、お女鴈だちも、殿子もどうで殺せん／＼、女鴈もどふで殺せん／＼、雨

も降らんに、春日山から、水が出て来て、おまん小袖が流れる、とても流れば、水といふ字と、戀といふ字と、たつた一筆書いて流しやれ、すつとんど、も一つかやいてすつとんど、(又)

新町彦三の相生町の坂を下るれば、肴屋が御坐る、いふに言はれん小娘が御坐る、隣り合せにお寺が御坐る、寺は眞言、魚が御好き、何時のまにやら、寺の坊様とちち繰り合ふて、木綿三反白絹貫うて、なんに染よじやと和尚さんに問へば、和尚の物でなし、お主の物じや、紋に明八高燈籠つけて、裾にちら／＼坊様つけて、そこで坊様お腹を立てて、袈裟も掛けまい、衣も着まい、四十八夜の勤めもせまひ、おつちを引連れ、京や大坂、廻り廻りてすつとんど、もひとつかやいてすつとんど、(又)

おれの弟の千松は、長い刀をさしたがる、向ひのお山の朴の木の枝をおろいて、葉をこいて、あどさき切つて、薙刀、長い刀さいて、どこ往きやる、馬かけばん場へ馬せめに、馬のせめよはよう御座る、鏡のふみよがちよと悪るい、高いところから低い處へ、ころり／＼と落ちしやんした、竹の小杭で足ついて、さいた刀で胸突いて、足つき薬をあげましょか、胸つき薬をあげましょ

ちようめ、八ちようめ、九ちようめ、十ちようめ、お十に重ねておちんく、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、井戸の側の丈はなしよく、なしよく、出替る、一しや二しや、三しや四しや、五しや六しや、七しや八しや、九しや十しや、十で降て一十や二十や三十や四十や五十や六十や七十や八十や九十や九が人の親の目の前で、(此所にて舞せし)百ついた、二百ついた、三百ついた、四百ついた、五百ついた、六百ついた、七百ついた、八百ついた、九百ついた、千ついた、せんのをろしの、をさわのさつこの、をさん大事と、前の女郎衆と、後ろの女郎衆と、御式臺から御臺所まで、御手を引寄せ、御手おはなし、もち一葉へ、(舞に)

(又)

向ひ通るはしまさでないか、ああらしまさじや、見ちがへました、お腰かけられ、お烟草あがれ、烟草のものにも、新茶のものにも、腹のねんねが、ぎゆうぎゆと申す、つぼで開いて男の子なら、寺へあげましよ、山寺さまへ、百の硯に、二百の筆で、二文きなかの大杉原で、たつた一筆書いてあげましよ、すつとんど、(又)

おれの姉さん、三人ござる、一の姉さん、鼓が上手で、次の姉さん、太鼓が上手で、三の姉さん、手毬が上手で、てまりかへて、城へ上つて、四千八百ついて、おといて、家へ歸つて、とんど病みだしやあみだし、醫者よ針よと、よびに行くまに、とんど佛になられた、おちごだちや、をばごだちは、菊やぼたんの、てまりかへて、涙ほろく、すつとんどんも一つかへして、すつとんど、(又) こんく、てまりをつくおとは、空色りんすの振袖に、鹿の子しぼりの帯しめた、あけて八つのいささまは、ふたへまぶたに片ゑくぼ、につこと笑へばけしの花、立つて踊れば百合の花、花の姿に蝶々が来て、一、二、三、四、いつまでも、とんど手毬をつくお手に、ひらくくくく、ひいらひら、(又) 一つひよこは、めんごり大事、二つ船には、船頭さんが大事、三つ店にや、番頭さんが大事、四つ嫁さん、かんざし大事、五つお醫者さん、藥箱大事、六つ昔は、よろひが大事、七つ泣きづら、ひねり餅大事、八つ屋敷は、柱が大事、九つ乞食は、ごけわん大事、十で殿様、お馬が大事、(又) まはり一、二は、一百わたそ、あなたよあなたよ、二百わたそ、三百わたそ、あなたよあなたよ、四百わたそ、五百わたそ、まはり一、二は、六百わたそ、まはり一、二で、七百わたそ、あなたよあなたよ、八百わたそ、九百わたそ、まはり一、二で、十百わたそ、(又)

向ひのお山に火が見える、お月か星か、あれや何じや、今来る嫁女の炬火じや、炬火ならばささげて點され、豆男瘦せ男、すつとんとく、(又)

お鍋のかい餅、煮えたらもでこい、小豆じやねぐさい、黄粉でなけにや、『大坂又右衛門、玉飴上手、二文で三ツ、あれは安い、これは安い、『ちゆちゆ姉さん、鼻紙落いて、拾ふてもあげよが、泣くならいやや、『ゆふべ夢見た、地獄の夢を、鬼が餅つく、閻魔がちぎる、鼻かけ地蔵が食ひたがる、汝も食ひたきや、手つたいせ、手つたいしようにも禱がない、隣へ行つて借つて来い、『隣の婆々さはお茶婆々さ、缺き餅焼くて、臍焼いて、その手でお釋迦の顔なでた、お釋迦臭いて、鼻つまんだ、(お手玉の唄)

一つ干鰯くごてもうまい、二つ福梅皮までうまい、三つ蜜柑は酸うてもうまい、四つ羊羹黒くてうまい、五つ芋の子まるくてうまい、六つむし菓子あまくてうまい、七つ生菓子長くてうまい、八つ焼芋こげてもうまい、九つ金平糖針あつてもうまい、十で豆腐の餡かけうまい、(又)

てん屋の餅は、やらかい餅や、手につき、足につき、またつけ、それつけ、(又)ねんくおころり、ねんころり、よい子だく、ねんねこせ、なくと鷹匠が取

りに来る、ねんねんおころり、ねんころり、よい子じやく、ねんねこせ、(子守唄)

ねんくねんく、ねんねこせ、ねんねのお守りは、どこいった、山々越えて里へ行つた、里のおみやげ何もろた、でんく太鼓に笙の笛、起上り小法師にふりつとみ、ねんくねんく、ねんころり、(又)

ねんねこしなさい、おたからじや、おねんねしなさい、おたからじや、あすは太郎坊のお誕生日、赤ままたいて、ごと焼いて、お汁ばかりでさらくご、お箸は何はし、かつき箸、かつきいやなら杉の箸、杉の箸いやなら竹のはし、ねんねしなさい、おたからじや、おねんねしなさい、おたからや、(又)

正月はごこまできたいな、ころく山の下までや、おみやげはなんや、かやや勝栗、蜜柑かうじ橋、天窓に吊つたくし柿、犬のふんだかい餅、猫のふんだち餅、(又)

正月の三日の日、叔母のそこへ往つたらば、芋煮て隠いて、蕪煮てさしだいた、(一口唄)

加賀の名物にやーにや、いつてらつせ、いつてこやい、およろつしう、そうき

そうきに、ござりみす、ありがとく、やあく、(方言唄)

火婆々火婆々、火一つたのむ、火はまだ打たぬ、あの山越して、この谷越して、下にちよろく、火が見える、(指のわざの唄)

お子さま達が喧嘩して、親々達が飛んで出て、なか／＼きかんとおつしやた、この子ちよつこしべんこな子、(又)

ひとめ、ふため、みあかし嫁御、いつや昔、なんのこつちや、やかましい、ここのこつちやと、とんできた、(羽子つきの唄)

一つひいた豆、二つふんだ豆、三つ味噌豆、四つ選つた豆、五つ煎つた豆、六つ貰た豆、七つ生つた豆、八つ遣つた豆、九つ買ふた豆、十で取つた豆、(弾きの唄) 大風いやや、小風をたのむ、(紙鳶揚げの唄)

ここはごこの細道や、天神様の細道じや、どうか通して下しやんせ、御用の無い者通しません、此の子の七つのお祝ひに、お札を納めに参ります、往きはよい／＼、歸りはこはい、こはいながらも、通らんせ／＼、(人取り遊びの唄) ひととほり、龜の子、三人四つたり、鶴の子、(又)

これ程のお重宮に、おむすび小むすび詰めこんで、たゞき牛蒡に胡麻ふり

かけて、椎茸さん、干瓢さん、松茸さん、穴のあいたもの、蓮根じや、(手真似の唄) 見えた／＼、ごなたが見えた、たれさんが見えた、ごなたのうしろや、(目隠しの唄)

坊さん／＼、ごこへ行くの、私は今から酢買ひに、私も一所につれてつて、お前が来ると邪魔になる、かん／＼坊主、くそ坊主、坊主うしろに居るもの、たあれ、(又)

達磨さん／＼、睨みつこしませう、笑ふたらまけじや、一、二の三、(睨みつこの唄)

明日はついたち、尻まくりはやる、(尻まくりの唄)

お月さん幾つ、お十三七つ、そりやまだ若い、ねんね生んで子生んで、おんばさに抱かいて、油買ひにやつたらば、油屋の前で、どつ滑つてころんで、油一舂かやいた、その油どうした、犬が舐めてしまった、その犬どうした、殺いてしました、その皮どうした、太鼓に張つてしました、その太鼓どうした、もやいてしました、その灰どうした、麥に蒔いてしました、その麥どうした、雁が食てしました、その雁どうした、夕の嵐と今朝の嵐で、ばつばとたつて行つ

た、(月の唄)
 爺さいの、ばあさいの、綿ぼし雪がふるわいの、雨戸も小窓もしめさつせ、
 (雪の唄)
 雪は一升、霰は五合、(霰の唄)
 雁々竿になれ、後の雁な先になれ、先の雁な後になれ、雁々竿になれ、(雁の唄)
 鳥のうしろに、どんびがをる、あつち向いて見され、こつち向いて見され、
 (鳥の唄)
 鳥早う行け、権現堂がしまる、あとの鳥はさきになれ、権現堂がしまる、(又)
 どんびのうしろに、鷹匠がをる、あつち向いて見され、こつち向いて見され、
 (鳶の唄)
 かうもりこく、我が身をかくすな、たんぼの鼠の化けたがや、(蝙蝠の唄)
 ほうたるこく、あつちの水はにがいぞ、こつちの水はあまいぞ、(螢狩の唄)
 すつけんこく、すゐてもく、すつけんこ、(水馬の唄)
 太郎や米かち、次郎にいふなく、(かつを虫の唄)

方言

第二十五章 方言

名詞

天	時	夜分	一昨日	陸風	春秋の季節海風陸風の正しく吹くをいふ	地理	井堰	泉	水門	人	父	士分の妻君
ヨ一サリ	オトトイ	ヤマセ風	ヒカタ風	ドンド	シヨ一ヅ	スイド	オトト	オトト	オトト	オトト	オトト	オトト
キンニヨ一	昨日	北東風	南風	ドボス	溝	水の噴出する鑿井	モツコリ	オカカ	母	町方の妻君	オカツサン	

ヂョウロサン 士分の娘
 タンチ 幼児
 タアボ 小女
 ネンネ 赤坊
 オワンサン 息子を他人より稱する
 又は青年男子の敬稱
 ベイヤ 下女
 ゲントク 仲間
 ホメモン 譽まれ者
 イバラ 酒癖の悪い人
 ソモロケ 間拔け者
 マケンキモン 強情者
 ドンダクレ 遊蕩者
 コツトラ 私等
 イダダキ 魚類を頭上に戴き商ふ婦女

オヂマ 二男坊
 タンコ 小女
 ニヤーニヤ 小女姉
 アンマカ 青年男子又は兄
 アンマ 乳母
 バンバ 中年の下女
 オカルサ 醜婦
 ヘチャモクレ 馬鹿者
 ダラ 悪戯者
 ヤンチャモン 向ふ見ず
 ズコイキリ 啞者
 ゴロ 手なき人
 テンボ 汚穢屋
 コヤツシヤ 蓮如忌
 レンギヨサン

身體

ホーゲタ 頬
 ホーベタ 小疹
 ホロシ 癩病
 ドス 瘦軀
 ガレンボ 低鼻
 ハナベツサイ たましひ
 タマシ 器
 タマシ 具
 パ 着物
 バイタ 木片
 チブキ 雑巾
 カタネボ 荷ひ棒
 タボサ 人形
 コシキダ 雪搔具
 ドンド 子供の綿入胴着

五九七

ロクノクビ 轆轤首
 イモクシ あばた
 オテンコワゲ 丸髻
 プンノクビ 首筋
 フドコロ ふどころ
 ホドコロ 片目
 ガンチ
 バイ 小棒
 バンシヨ 行火
 チョーケ 手桶
 カナ 木綿絲
 ソーク 籠の笊
 ズリ 櫛
 ハンチャ 袷天

トツキ	時計
テマル	手毯
ヒボ	紐
フルシキ	風呂敷
ハンゾ	面盤
テノゴヒ	手拭
フトギ	蒲團
ネンネバ	寝巻
イケ	井戸
ヒヤ	室
シヨリキモン	冠木門(衛門)
イシナ	砂礫
タルキ	氷柱

ツブレ	釣瓶
キン	絹
ナニガタ	薙刀
ハダコ	襦袢
カミスリ	剃刀
センバ	十能
ネマキ	夜具
チャマガ	茶釜
オエ	茶の間
ガツコ	學校
イキ	雪
アラネ	霰

動物

ヘミ	蛇
トト	鶏(小兒の言葉)
ガメ	龜
ツツモギ	鶉
ツツモギ	鶉
イン	犬
ギャワヅ	蛙
植物	
パギ	薪割木
ネージン	人參
オンナベシ	おみなへし
チソ	紫蘇
モゾク	もづく(海藻)
トウスミ	燈心

魚(小兒の言葉)

トト	貝
カイマ	蝙蝠
コンモリコ	蟹
カギ	蜘蛛
クボ	鮎
イセゴヒ	
カルバ	燕
スダレ柳	しだれ柳
キユリ	きょうり
ヨノ木	板
ダイコ	大根

飲食

ハベン	蒲鉾
オクモジ	菜漬け
コンカ	米糠
オモソビ	握飯
ムメブシ	梅干
シヨーヨ	醤油
雑	
ハンチャボ	結末のつかぬ事
ハツタリ	だます
イメ	夢
チャラホラ	世辭追從
オツリ	剩錢
オイソ	隔離した處
オロカ	柔順

イナダ	鱈の塩干
コビル	中間食事
オママ	ごはん
シーヨ	鹽
ムチ	餅(小兒の言葉)
ボチ	

ボンボ	背負ひ
ベシメン	泣き出しさうな顔
イサカイ	喧嘩
トンボシ	尖頭
オチャバヤシ	媚び諛ふ
オトツトキ	秘藏
オタイヤ	宜い加減な

カラツボ	皆無
マタヂ	始末
ランゴモリ	山盛
アヤマチ	怪我
アヂチ	別家
セイモム	忿怒
オワソジン	秘密
マツイ	なかま
セイヒツ	性質
オロコ	鱗
コナイダ	このあひだ
カザ	にほひ
スペース	滑らか
ハチャクチャ	軽忽
ヤンチャ	我儘

ダンダ	小兒の入浴
コート	質素
テプリハチカン	空手空拳
アグチ	安座
アツチャコツチャ	反對
アカニシ	吝嗇
ヘイロク	出鱈目
ズコラン	冒險
コジンボ	強情
オヂヤゴト	女兒の飯事
ホグ	反古
ト、パス	嘴
オシロ	後ろ
スズク	雫
ダコヒコ	でこぼこ

動詞

ワヤク 冗談
 イサブル 揺かす
 イロマイ 手を觸れるな
 バラシタ 失策つた
 ホットク 放擲しておく
 ヘコタレタ 降参した
 トクヅリカヤル 顛覆する
 リキム 勇氣を出す
 オネラシ 待たする
 ガセロウ 争ふ
 ヨテスル 偏頗する
 タイ 下さい(小兒の言葉)
 ダチヤカン 不可能である
 ネラス 待たす

イヂクル 弄ぶ
 インニヤ 然うでない
 バスル 撃つ
 ヘチマガル 拗曲る
 ドヤス 相手を撲つ
 チョーラガス 小兒を愛弄する
 オロタエル 狼狽する
 カブリツク 喰ひつく
 ヨスケムク 反對の方を向く
 タギル 沸騰する
 ダヅル 怠ける
 ネジフヘル 押へ付ける
 ナゴナル 平臥する

ラツチヤカン 役に立たぬ又不成立
 クンヅネンヅスル 鯢鯢する
 ヤツス 美装する
 コヂンポフル 拗ねる
 アラダカス からかふ
 マケマ 値引せよ
 チャロロ だらう
 ウツ 射る
 ラソヘ 教へ
 ノレテ 濡れて
 アルクマツシ おあるきなさい
 ヨボツテ 呼んで
 イクワイ 行きませう
 ツラマイテ つかまへて
 イノク 動く
 パクチコク 博奕を打つ

グズル 強請する
 クスカケル 唆る
 ゴイサレ 御免なさい
 ゴネル 死する
 ゴメク 泣く
 アシメニスル 當てにする
 オキミス 停めます
 オワガリ おあがり
 キクエミス きこえます
 キカント きかないと
 ネブル 眠る
 ミマツシ ごらんなさい
 イクスマシヤル 下さいます
 口ヲソ、グ 口をすゝぐ
 ウソコク 嘘を言ふ
 ヒカル 叱責する

イワツタ

副詞

へト／＼ニ 疲勞したる有様
 チツクリト 落付きて
 オテツベ 公然
 ガツシリ 丈夫な
 タント 澤山な
 ツマツマト 地みつに
 ナンゾゲ 粗末に
 ゴキミツニ 嚴格に
 スツバリ 全く清々ど
 アナイニ あんなに
 ツナイニ そんなに
 ドナイニ ぎんなに
 ドツシリト 多數に
 ドツサリト

困つた

イワントク

語らずに置く

NOX

形容詞

ベチャク 饒舌
 ドサクサ 雑然
 オロ／＼ 左顧右眄
 ガマナ 横着な
 カワイソゲニ 可哀相に
 レツバナ 立派な
 ナーモ 否
 ナーム 錯雜
 ゴテゴテ 賑やかな
 ニンニヤカナ 重さうに
 オボタサウニ いろいろな
 オボサウニ 全く
 イロンナ 曼
 マンザラ

イトシボイ 同情の辭
 イチャケナイ 可愛らしい
 ハシカイ 機敏な
 ヘシナイ 待遠い
 ヘンバイナ 高慢な
 イサドイ 立派な
 トヒヨモナイ 途方も無い
 オトマシイ 吝む
 ダンナイ 差支ない
 ダシカイ ぎうでもよい
 ムギシナイ 冷淡
 ヤクチャモナイ 亂暴な
 ムテカツナ 嫌らしい
 ウザルカシイ 物憂し
 ウタテナ 曖昧な
 ウサンラシイ いけない
 イカナイ

イヂクラシイ うるさい
 イキドウシイ 陰氣な
 ハンバナ お轉婆な
 ハスワナ 鷹揚な
 ドクシヨナ 薄情な
 チヨウガコワイ 強情張る
 オトロシ 恐ろし
 ガツサイナ 粗雑な
 ダラクサイ 馬鹿らしい
 ムキツシヨナ 無愛想な
 ムタムタ 雜然紛然
 アツカラヘン 呆然
 アモリナシ 縮括りなし
 ドヒヤウシ 手持無沙汰
 ケナルイ 羨しい
 クルイ 黒い

NOY